

令和6年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

清和大学

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性	p. 1
II. 沿革と現況	p. 4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	p. 6
基準1 使命・目的等	p. 6
基準2 学生	p. 13
基準3 教育課程	p. 48
基準4 教員・職員	p. 60
基準5 経営・管理と財務	p. 77
基準6 内部質保証	p. 86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	p. 93
基準A 地域連携	p. 93
基準B 警察官実就職率全国第2位の秘訣	p. 98
V. 特記事項	p. 101
VI. 法令等の遵守状況一覧	p. 102
VII. エビデンス集一覧	p. 109
エビデンス集（データ編）一覧	p. 109
エビデンス集（資料編）一覧	p. 110

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 本学の建学の精神・基本理念

#### (1) 本学の建学の精神

君津学園の歴史は、前理事長である真板益夫が、終戦後の昭和 20 (1945) 年 8 月 18 日、復員して故郷の木更津駅頭に立った時、荒廃した風景と民族としての誇りを失った同胞たちの姿を見て、「日本を立ち直らせるには、教育をおいて他にない」との感を強く抱き、昭和 21 (1946) 年に「木更津英語講習所」を設立したことから始まる。

以後、真板前理事長は、木更津高等家政女学校、学校法人君津学園、木更津中央高等学校、清和女子短期大学、同短期大学附属八重原幼稚園、同短期大学附属畑沢幼稚園、同短期大学附属高等学校、同短期大学附属金田幼稚園、市原中央高等学校を次々に設立し、そして平成 6 (1994) 年に**清和大学**を設立し、学園の発展の礎を築いてきた。なお、平成 15 (2003) 年には上記木更津中央高等学校と清和女子短期大学附属高等学校を統合して木更津総合高等学校を設立し、清和女子短期大学を清和大学短期大学部に改名し、今日に至っている。

この間、真板前理事長は、学園の教育理念として「全人人格の形成と生涯教育の実現」を目指す「真心教育」を掲げたが、この 78 年間に及ぶ歴史と伝統は清和大学にも確実に受け継がれている。本学の建学の精神は、「真心教育」である。

#### (2) 本学の基本理念

本学の基本理念は「真心教育」である。すなわち、「真心教育」とは、人間性の全人的形成を目指してそれぞれの個性が持つ立派な可能性を自然に開発伸長できるように育成する教育である。そのためには学校全体が一つになって誠心誠意努力する姿勢を示すことである。

### 2. 本学の目的及び使命

本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする「真心教育」に基づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的並びに使命とする。

したがって、本学が目指す最終的な大学像は、高度の教養及び専門の学芸を授けるとともに、「国内的、国際的視野に立って地域社会の発展に貢献できる先見性と実践性に富む人材を育成する最高学府」である。

### 3. 本学の個性・特色等

#### (1) 多様化する法教育のニーズへの対応

司法試験制度が制度改革の一環としてロースクール制度に転換され、4 年制大学法学部の多くがロースクールを持つに到った今日、ロースクールを持たない法学部の存在意義が問われていることは事実である。しかし、法曹養成のみが法学部の役割ではなく、現在で

も圧倒的に多くの法学部卒業者は民間企業や諸官庁・公務員を担う人材として重用されている現実がある。しかもロースクールを卒業しても必ずしも司法試験に合格する保証はなく、そのうえ、司法試験に合格したとしても弁護士数が飽和状態であるわが国においては、弁護士事務所等に就職することが極めて難しくなっている状況等を考えると、益々、ロースクールを志向しない実学法教育の重要性が浮かび上がる。他方、本学入学者の多くが警察官、消防官、地方公務員志望であるという点に鑑みれば、公務員試験や各種資格試験対策に対するニーズが大きいというべきである。

また、個人の権利意識が高度化した現代社会においては、個人対個人だけでなく、個人対国家・地方公共団体の関係においても法の果たす役割は大きなものとなっている。住民のニーズ（権利意識）が国家や地方公共団体にも向けられるようになってきている状況では、国民の法的レベルを絶えず向上させていかなければならない。この点においても、法曹教育（弁護士・検察官・裁判官志向）ではない多様な法規範を修得する教育が必要である。

特に、現代社会において極度に発達したデジタル技術や国民の健康と密接に関りあうスポーツの分野においても個人対個人、個人対国家、個人対地方公共団体間の紛争が多発化の傾向をみせており、これに対応できる法規範を修得させる教育が必要である。

## **(2) 徹底した「少人数教育」による人間形成教育**

従来の社会科学系の大学教育は、いわゆるマスプロ教育に流れる傾向にあったが、本学は入学定員（190人）が少ないこと及び豊富な選択科目を用意したことにより少人数教育を実現し、1クラス20人程度の「セミナー」・「演習」・「プレゼミ」・「研究会」において、学生と教員の繋がりを重視した人間形成教育を実施している。

## **(3) 「三コース制」の設置**

本学では、多様化する「社会」と「法律」の結びつきを考慮して、平成17（2005）年4月、法学部法律学科の下に、「法学コース」、「ITビジネス法コース」、「スポーツ法コース」の三コースを設置した。

その後、平成22（2010）年4月に「ITビジネス法コース」を「経営法コース」に、平成31（2019）年4月に「経営法コース」を「情報と法コース」にそれぞれ改編し、急速にデジタル化する内外社会に対応できる制度とした。

## **(4) 全国からスポーツ学生が集まる**

本学では、全国から、硬式野球、女子ソフトボール、剣道、柔道、陸上（マラソンが中心）のスポーツ学生が集まって「スポーツ法コース」に所属し、日夜、文武両道の学生生活を送っており、全学生の72.5%を占めるようになっている（令和6《2024》年4月1日現在）

## **(5) 「公務員試験対策講座」及び「資格取得対策講座」の設置・強化**

### **1) 警察官等公務員試験対策の強化**

本学では、入学時から公務員志望の学生が多いことから、公務員試験対策講座を設置し、警察官、消防官、自衛官、刑務官等試験、地方行政職試験の合格を目指している。

この中でも特に警察官志望者が多いことから、「警察官・消防官特進クラス」を設けて同

試験対策を強化している。これらの対策によって、平成 19（2007）年度頃から警察官試験合格者を多数輩出し、平成 21（2009）年度には警察官試験合格率が全国第 3 位、消防官試験合格率全国第 13 位として有名雑誌に掲載されるに至った。その後、平成 22（2010）年度から令和 5（2023）年度卒業生（令和 6 年 3 月卒業）まで 14 年間平均して年間 27 人（重複 32 人）の合格者を輩出している。

## 2) 資格取得試験対策の強化

本学では、公務員試験対策のほかにも各種資格試験対策講座を開講し、学生に便宜を提供している。例えば「漢字検定」、「IT パスポート」、「基本情報技術者」「日商 PC」、「宅建士」、「行政書士」、「司法書士」、「教員採用」試験等の対策講座である。特に「行政書士講座」及び「司法書士講座」は令和 4（2022）年度より導入したもので、弁護士業を補完する職業として近年脚光を浴びている資格取得のための講座である。両資格の取得は法学部生にとって極めて有利であり、独立しても十分に生業が成り立つ魅力的な職業である。

また、今後、わが国をはじめ国際社会は、急速なデジタル技術の進展により出身学部を問わず基本的な ICT(情報通信技術)スキルに習熟している人材を求めている。このため、本学では、「情報と法コース」において、これに応えるべく、「IT パスポート」、「基本情報技術者」、「日商 PC」講座を開講し、資格取得の指導を行っている。

## (6)「教職課程」の充実

平成 19（2007）年頃より、わが国では団塊世代の教員が大量に定年退職を迎えるため、小・中・高校の教員が不足するという事態が予想された。そこで本学では、平成 18（2006）年に中学校 1 種免許「社会科」、高等学校 1 種免許「公民科」、同「情報科」の 3 つの教職課程を開設し、さらに翌年には高等学校 1 種免許「地理歴史科」を設置した。

あわせて多様な進路に対応するため他校種の教員免許取得の途を開いており、本学短期大学部の科目等履修生として幼稚園教員免許を取得できる。また、令和元（2019）年 10 月に星槎大学（通信制）と提携して、小学校 1・2 種免許、中学校・高等学校 1 種免許「保健体育科」、特別支援学校 1・2 種免許を取得できるようにし、現在 12 名が履修している。

教員採用試験に向けても学内で対策講座を開設するなど指導を充実させており、法学部の専門性を持ちつつ「教員になれる大学」として、学校現場に教員を輩出している。

【合格実績】（2021～2023 年度）※既卒者を含む

課程 \ 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
中学社会科	0 名	3 名	1 名
高校地理歴史・公民科	1 名	1 名	3 名
高校情報科	0 名	0 名	1 名
幼稚園（短期大学部）	0 名	0 名	2 名
小学校（提携）	2 名	3 名	3 名
中高保健体育科（提携）	0 名	0 名	0 名
特別支援学校（提携）	0 名	0 名	1 名
合計	3 名	7 名	11 名

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

本学の経営母体である君津学園の原点は、有史以来はじめてわが国が経験した敗戦という歴史的現実直面し、昭和 21（1946）年、混沌とした社会の中で、国の将来は一にかかって次代を担う青少年の育成にあるという創立者（前理事長 真板益夫）の憂国の熱情と人間教育を重視する教育理念である。

その沿革は次のとおりであるが、昭和 21（1946）年開設の「木更津英語講習所」に始まり、以来、78 年に亘る歳月を経て、1 大学、1 短大、2 高校、3 幼稚園を擁する総合学園を形成するに至り、現在では、千葉県内外にその存在を認められ、その間、多くの人材を世に輩出してきた。

平成 6（1994）年、激変してやまない現代社会の下で、より深化した教育理念に基づく学生の育成が急務であるとの確信から、学園創立以来の念願であった、地域社会に根ざし、その発展に一段と貢献できる総合学園構想の実現に向け、**清和大学の設立**に至ったものである。

昭和 21（1946）年	木更津英語講習所 開設
昭和 26（1951）年	木更津高等家政女学校 設立
昭和 35（1960）年	学校法人君津学園 設置認可
昭和 38（1963）年	木更津中央高等学校 設立
昭和 42（1967）年	清和女子短期大学 設立
昭和 43（1968）年	清和女子短期大学附属八重原幼稚園 設立
昭和 46（1971）年	清和女子短期大学附属畑沢幼稚園 設立
昭和 48（1973）年	清和女子短期大学附属高等学校 設立
昭和 52（1977）年	清和女子短期大学附属金田幼稚園 設立
昭和 58（1983）年	市原中央高等学校 設立
平成 5（1993）年 12 月	清和大学法学部 設置認可
<b>平成 6（1994）年</b>	<b>清和大学 設立</b>
平成 15（2003）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木更津総合高等学校（木更津中央高等学校・清和女子短期大学附属高等学校を統合） 設立</li> <li>・ 清和女子短期大学を清和大学短期大学部に改名</li> <li>・ 清和女子短期大学附属幼稚園を清和大学附属幼稚園に園名変更</li> </ul>
平成 17（2005）年	清和大学短期大学部児童教育学科を児童総合学科に名称変更
平成 18（2006）年	清和大学法学部法律学科に教職課程 設置
平成 29（2017）年	清和大学短期大学部創立 50 周年
平成 30（2018）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清和大学短期大学部児童総合学科をこども学科に名称変更</li> <li>・ 清和大学短期大学部新校舎完成</li> </ul>

## 2. 本学の現況

### (1) 大学名

清和大学 (Seiwa University)

### (2) 所在地

〒292-8555 千葉県木更津市東太田 3 丁目 4 番 5 号

### (3) 学部等の構成

法学部 法律学科 [法学コース] [情報と法コース] [スポーツ法コース]

### (4) 学部の定員

(人)

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
法学部	法律学科	190	0	760

### (5) 学部の学生数 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日 現在)

法学部 法律学科 696 人 (男子 582 人、女子 114 人)

### (6) 教職員 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日 現在)

教員数 : 62 人 (専任教員数 26 人、非常勤教員 36 人)

職員数 : 31 人 (正職員 18 人、嘱託 2 人、パート (含むアルバイト) 11 人)

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、建学の精神・基本理念を礎として、使命・目的を次のように具体的に学則に明記し、ホームページ、大学案内、学生募集要項、学生手帳にも明記している【資料 1-1-1】。

##### 1) 使命（ミッション）

従来から本学の「使命」は、「目的」とは別に定めていたが、令和 4（2022）年 11 月、全教職員による見直しにより、本学の「目的」に統合し、「目的及び使命」として学則第 1 条第 1 項に明記することを決定し（令和 4 年 12 月 8 日教授会決定 令和 5 年 2 月 20 日理事会承認）、同年 4 月 1 日より施行された【資料 1-1-2】。

##### 2) 本学の目的

＜目的及び使命＞（学則第 1 条第 1 項）

本学の目的及び使命は下記のとおりである。

「教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする「真心教育」に基づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的並びに使命とする。」

##### 3) 本学法学部法律学科の教育目的

＜法学部法律学科の教育目的＞（学則第 1 条第 2 項）

本学法学部法律学科の教育目的（以下「学部の教育目的」という。）は下記のとおりである。

「(一) 法学基礎教育の充実、(二) 現代社会の情報化・多様化への対応、(三) 実学を重視したリーガルマインドの涵養、(四) 国際化時代への対応」【資料 1-1-3】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】学則第 1 条第 1 項、ホームページ(大学紹介「建学の理念・沿革」「教育の目的・ポリシー」)、大学案内 2025、学生募集要項 2025、学生手帳 2025(ホームページ下部「キャンパスライフ」「学生手帳」)



【資料 1-1-2】 本学の使命・目的の見直しに関する資料

【資料 1-1-3】 学則第 1 条第 2 項、ホームページ、大学案内、学生募集要項、学生手帳

### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命及び目的、学部の教育目的は、簡潔に文章化されている。また、それぞれの趣旨や表現も、学則第 1 条に基づきホームページ、大学案内、学生募集要項、学生手帳に簡潔に明示されている【資料 1-1-4】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-4】 学則第 1 条、ホームページ、大学案内、学生募集要項、学生手帳

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学の目的及び使命は、1-1-①2) で既述のとおり学則において、「教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする真心教育に基づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的並びに使命とする」と規定されている。その中で、特に、前段の“学園の教育理念とする真心教育に基づき徳性を陶冶しつつ”と、後段の“地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的とする”という部分に個性・特色があり、かつ、明示されている【資料 1-1-5】。

また、本学法学部法律学科の教育目的は、(一) 法学基礎教育の充実、(二) 現代社会の情報化・多様化への対応、(三) 実学を重視したリーガルマインドの涵養、(四) 国際化時代への対応」の 4 点である。このうち、本学の使命・目的である、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成するために、先見性として「現代社会の情報化・多様化への対応」及び「国際化時代への対応」を掲げ、また、実践性として「法学基礎教育の充実」及び「実学を重視したリーガルマインドの涵養」を掲げており、この点を個性・特色として明示している【資料 1-1-6】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-5】 学則第 1 条第 1 項

【資料 1-1-6】 学則第 1 条第 2 項

### 1-1-④ 変化への対応

本学は、社会情勢等の変化に対応するため、「使命・目的」及び「教育目的」の見直しを実施している。

平成 27 (2015) 年 5 月に、創立時の理念に立ち返り、第 1 回目の「使命・目的」及び「教育目的」の見直しを実施した。その際、全教職員及び役員（役員は理事会審議の場において）も参画し、学園全体的な見地から検討を行った。その結果、同年 11 月 12 日第 7 回教授会において、「使命・目的」については現状維持、「教育目的」について 1 名より意見が寄せられたが、現状維持という結論で承認された。これを受けて平成 28 (2016) 年 2 月開

催の理事会において、教授会原案のとおり、「使命・目的」及び「教育目的」について、現状維持で承認された【資料 1-1-7】。

次いで、令和 4（2022）年 11 月に学園理事長及び副理事長を含め全教職員にて、第 2 回目の「使命・目的」及び「教育目的」の見直しを実施した。その結果、現行の「使命」はその内容が「目的」に酷似しており、独立して掲げる必要はないとの判断から、「使命」を「目的」に統合させる方針が決定され、同年 12 月 8 日臨時教授会で可決、それを受けて令和 5（2023）年 2 月 20 日開催の理事会において、教授会原案のとおり承認された。なお、「教育目的」は現状維持とされた。【資料 1-1-8】

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-7】〔第 1 回〕平成 27（2015）年 5 月「使命・目的」及び「学部の教育目的」の見直しについて

【資料 1-1-8】〔第 2 回〕「使命・目的」及び「学部の教育目的」の見直しについて

### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

上述のとおり、本学の使命・目的及び学部の教育目的は簡潔に文章化されており、本学の個性・特色を反映し、明示している。今後も少子化やグローバル化に伴う、受験生や社会の変化等も踏まえ、「建学の精神」及び「教育理念」との関連を注視しながら、「使命・目的」及び「学部の教育目的」の見直しを継続していく方針である。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

##### 1-2-② 学内外への周知

##### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

##### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

##### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び学部の教育目的は学則第 1 条に明記されており、役員、教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的及び学部の教育目的の制定は最も重要事項であるため、その改廃については理事会に最終決定権があるが【資料 1-2-1】、見直し・改廃を行う場合には、事前に学長が必ず全教職員にアンケートを発信し、その意見を取り入れ、学長室会議で検討後に改正案を取り纏め、教授会に諮り（審議）、その後には理事会に上申するという体制をとっている【資料 1-2-2】。このことから、教職員の理解と支持を得ており、また、学長が理事会の理事となっていることから、理事会での審議の際に、学長が補足説明を行うなど、役員  
の理解と支持を得ている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-1】 学則第 56 条第 1 項

【資料 1-2-2】 学則第 56 条第 2 項、理事会議事録

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び学部の教育目的は、学則に基づきホームページ、大学案内、学生募集要項、学生手帳に明示して学内外に公表し、周知している【資料 1-2-3】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-3】 ホームページ、大学案内、学生募集要項、学生手帳

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、学長が平成 22（2010）年 12 月 2 日に「中期計画（3～5 年）の候補項目について」として作成したのが最初であり【資料 1-2-4】、その後、学長により平成 26（2014）年 4 月 1 日、第 1 次中期計画として「清和大学 20 周年後の中期（3 年）計画と戦略内容」を策定した。当計画の内容は、学生募集、情報発信、退学の防止、施設の改善・新設及び学務関係の主要 5 項目から成っており、それぞれ具体的内容や企画検討事項が盛り込まれている。また、その主要項目には、カリキュラムの見直し、地域との共存共栄の強化、大学教育のグローバル化等が盛り込まれており、大学の使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている【資料 1-2-5】。

続いて、平成 30（2018）年 12 月 30 日、学長により第 2 次中期計画「Let's Act 5（19-23）PLAN」が作成され、平成 31（2019）年 2 月 28 日 SD 研修会（全教職員対象）の席上、副理事長（役員）及び教職員 43 名が出席の上、学長より開示・説明がなされた。本中期計画も大学の使命・目的及び教育目的を反映させたものである【資料 1-2-6】。また、本学「自己点検・評価委員会」では、本中期計画に基づき、随時、進捗状況の報告を各委員会に求め、併せて検証を求めている【資料 1-2-7】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-4】 平成 22（2010）年 12 月 2 日「中期計画（3～5 年）の候補項目について」

【資料 1-2-5】 平成 26（2014）年 4 月 1 日「清和大学 20 周年後の中期（3 年）計画と戦略内容」

【資料 1-2-6】 平成 30（2018）年 12 月 30 日「清和大学中期計画「Let's Act 5（19-23）PLAN」」

【資料 1-2-7】 各委員会の活動報告書〔令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度〕

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」及び「アドミッション・ポリシー」の三つのポリシーを定めるにあたり、使命・目的及び教育目的を反映させている。この三つのポリシーについては、見直しも行っており、令和 4（2022）年 4 月 1 日よ

り、ディプロマ・ポリシーを改正し、現行ディプロマ・ポリシーでの運用を開始した【資料 1-2-8】。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-8】「ディプロマ・ポリシー」の改正

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、使命・目的及び学部の教育目的を達成するために必要な学部学科及び附属機関を整備している。本学は学校法人君津学園を母体とする法学系単科大学として平成 6 (1994) 年に創設された。その後、平成 16 (2004) 年に法曹人口の増加を主たる目的とする司法制度改革に伴う法科大学院（ロースクール）制度が創設されたことにより、各大学における法学部での法学教育は法律学の基礎的教育に重点を置きつつ、法曹を志向しない学生に多様な法教育を実践する必要が生じることとなった。

そのことを踏まえ、本学は、平成 17 (2005) 年度より法律学科の下に、「法学コース」、「IT ビジネス法コース」（平成 22 《2010》年 4 月「経営法コース」に改編後、平成 31 《2019》年 4 月「情報と法コース」に改編）及び「スポーツ法コース」の 3 コースを設置し、複線的な法学教育に向けた学部改革を断行した【資料 1-2-9】。

また、本学は、必要な附属機関として図書館、法学研究所（令和 4 《2020》7 月 21 日付停止中である）、法学会（法学会運営委員会が中心組織）、キャリアセンター、教職課程、保健室、学生会館等を設置している。

学部・学科の規模は、＜表 1-2-1＞のとおりである。

＜表 1-2-1 学部・学科等の規模＞

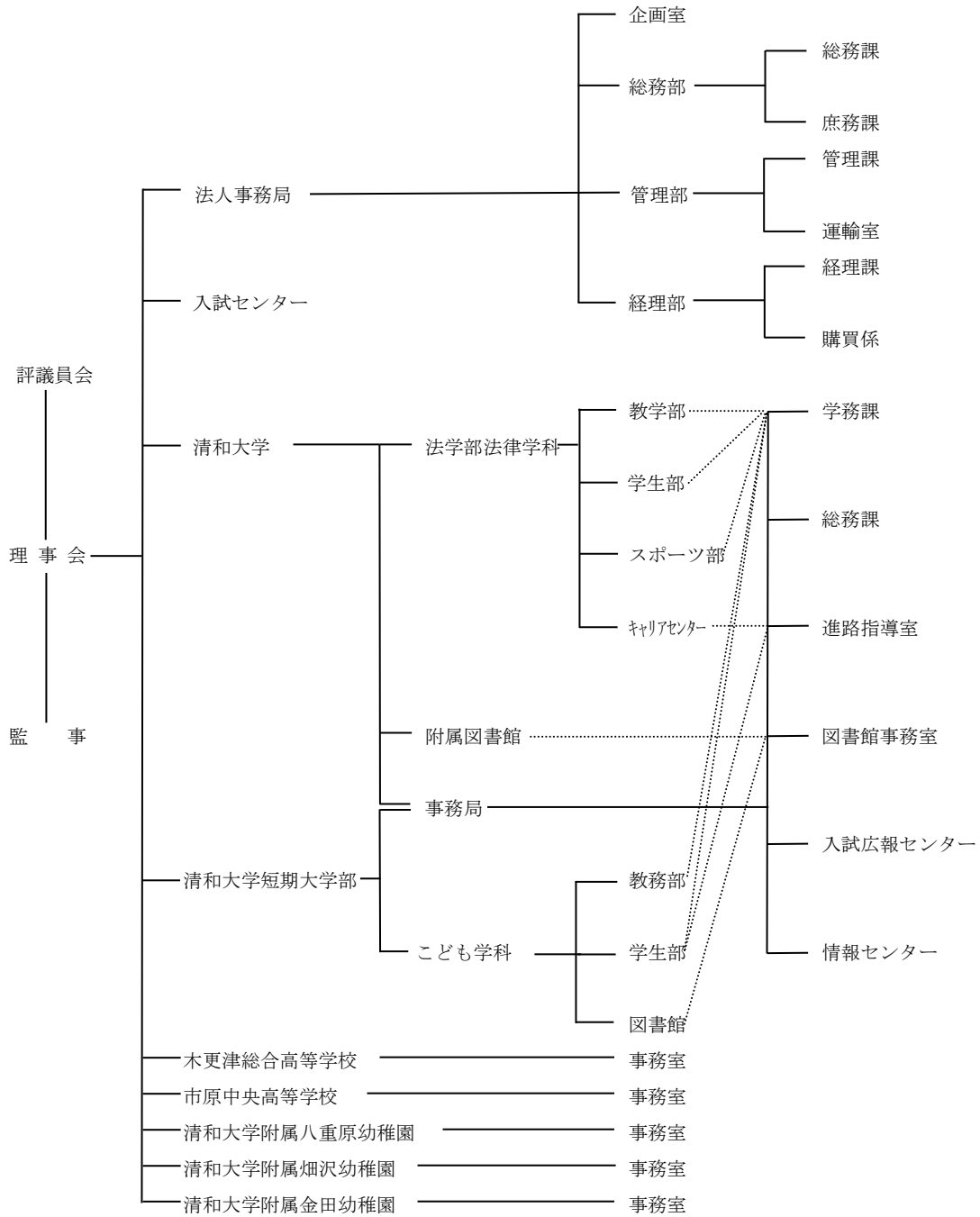
（令和 6 《2024》年 5 月 1 日現在）

（人）

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在籍学生数	専任教員数	大学設置基準上の必要専任教員数
法学部	法律学科	190	760	696	26	26
	（法学コース）			（157）		
	（情報と法コース）			（34）		
	（スポーツ法コース）			（505）		
学部学科計		190	760	696	26	26

清和大学

<表 1-2-2 学校法人君津学園組織図>



【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-9】平成 17（2005）年度「3 コース制カリキュラム導入」

### (3) 1-2 の改善・向上方策

これまでと同様、大学の基本である「建学の精神」及び「教育理念」、それを具現化する「使命・目的」「学部の教育目的」の根幹を維持しつつ、変化の激しい社会情勢と社会のニーズに応えるため、これら「使命・目的」等及び教育研究組織を常に見直していく必要がある。

この場合、基本となるのは PDCA サイクルである。具体的には、PDCA サイクルを継続的に廻し、課題を見つけ、解決案を計画・立案し（仮説を立てる）、実行に移し、一定期間後にその成果を検証し、その結果を基に次の立案（仮説）に活かして行くという手順である。

現行の中期計画（第 2 次）は令和 5（2023）年度で終了する予定であったが、いわゆるコロナ禍の影響により長期に渡り計画遂行の中断を余儀なくされたことに鑑み、計画期間を 1 年間延長することとした。その上で、令和 7（2025）年度からの新・中期計画（第 3 次）のスタートに向けて、令和 6（2024）年度中に学長室が中心となって、新・中期計画を作成する。この前提として、上記 PDCA サイクルの第 1 段階として第 2 次中期計画達成状況の検証を実施する。

次に、教育研究組織の見直しについては、組織の新設等には高額な費用がかかるため、まず、現行組織における業務量、人員、繁閑等の実態を調査し、そこから課題を発見し、解決案を計画・立案し、実行に移すという方法を徹底したい。その中で、どうしても設備や人員等で費用がかかる場合には法人にお願いしていくというスタンスをとる方針である。

#### 〔基準 1 の自己評価〕

基準 1 の各基準項目について、本学の現状を詳細に検討した結果、基準 1 に求められる要件を満たしている。

本学の使命・目的及び教育目的は、簡潔に文章化されており、それぞれの趣旨や表現は学則に基づきホームページ、大学案内、学生募集要項、学生手帳に明示されている。

また、本学の個性・特色は明示されており、社会情勢等の変化に対応するため、随時、使命・目的及び教育目的の見直しを実施している。その見直しの際には役員及び全教職員が関与・参画しており、その結果をホームページ、大学案内、学生募集要項、学生手帳に明示して学内外に公表し、周知している。

また、使命・目的及び教育目的を中長期計画や 3 つのポリシーへ反映させており、かつ、使命・目的及び教育目的を達成するために、必要な教育研究組織が整備されている。

本学の教育理念は「真心教育」である。令和元（2019）年の秋頃から流行し始めた新型コロナウイルスの感染拡大は今年で 5 年目になるが、当初は、入学式及び新入生歓迎会の中止、前期授業開始の延期及びオンライン授業の導入という、かつて経験したことの無い教育形態を余儀なくされた。本学は、その教育理念である真心教育の一つの指針「いかなる困難にも耐えよ」の精神の下、役員、教職員及び学生が一致団結してこの未曾有の事態を乗り切ってきた。正に本学の教育理念がこの困難な事態を救ったものと確信している。

今後も、想定されるあらゆる困難な事態に備え、使命・目的及び教育目的の周知徹底と見直しの継続を実行していく。

## 基準2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### 1) 全体アドミッション・ポリシー

本学では、「大学の目的及び使命」や「学部の教育目的」を踏まえ、入学者として相応しい人物を次のように定め、全体アドミッション・ポリシーとしている【資料 2-1-1】。

- ・合理的な社会生活を営むために不可欠である法学の専門知識を活かし、地域社会や国際社会の中で活躍しようという意欲をもつ者
- ・学問のほか、スポーツや文化活動等にも優れた個性を発揮しようという意欲をもつ者
- ・学問のほか、個性の伸長と可能性の発現に努めようという意欲をもつ者

また、コースごとのアドミッション・ポリシー及び入試形態ごとのアドミッション・ポリシーについて、次のとおり定めている。

##### 2) コースごとのアドミッション・ポリシー

###### 〔法学コース〕

- ・広く法律に知的好奇心のある者
- ・公務員、企業及び資格取得など、法学の専門知識を活かした分野で活躍したい者
- ・法学の専門知識を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

###### 〔スポーツ法コース〕

- ・学問のほか、スポーツにも優れた個性を発揮する意欲をもつ者
- ・公務員、企業など、法学の専門知識とスポーツ経験を活かした分野で活躍したい者
- ・法学の専門知識とスポーツ経験を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

###### 〔情報と法コース〕

- ・法律及び情報通信技術の2つの学問分野を総合的に学習することに関心をもつ者
- ・企業、資格取得など、法律及び情報通信技術の専門知識を活かした分野で活躍したい者
- ・法律及び情報通信技術の専門知識を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

##### 3) 入試形態（募集単位）ごとのアドミッション・ポリシー

コースごとのアドミッション・ポリシーを踏まえ、募集単位（入試形態）ごとのアドミッション・ポリシーを設定しています。

###### 〔総合型選抜〕

コースごとのアドミッション・ポリシーに該当し、次のいずれかに該当する者

- ・生徒会や部活動で積極的に活動した者
- ・社会的な奉仕活動を積極的に行った者

- ・自己アピールができるものを有する者
- ・本学で勉学の再スタートを切ること強い意欲をもつ者

**[学校推薦型選抜]**

- ・調査書等により一定の学力水準にあり、コースごとのアドミッション・ポリシーに該当すると認められる者

**[一般選抜]**

- ・一般選抜試験により一定の学力水準を有すると認められる者

**[一般選抜（大学入学共通テスト利用）]**

- ・大学入学共通テストにより一定の学力水準を有すると認められる者

**[編入学試験]**

- ・本学への編入の目的が明確で一定の学力水準にあり、法学コースのアドミッション・ポリシーに該当すると認められる者

**[社会人特別選抜]**

- ・勉学意欲があり、法学コースのアドミッション・ポリシーに該当すると認められる者

**[私費外国人留学生特別選抜]**

- ・本学での学習目的が明確であり、日本語等の水準が一定以上と認められる者

また、令和 2（2020）年度には「高大接続改革実行プラン」（平成 27 年 1 月文部科学大臣決定）に掲げられた「学力の 3 要素」（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・多様性・協働性）を踏まえ、個別選抜の具体的方法や選抜時の評価に活用する資料の種類等を受験者に明示すべく、アドミッション・ポリシーに基づく「入学者選抜方法」を改定した【資料 2-1-2】。この改定は、「教学委員会」及び「入試広報運営委員会」で議論・審議を重ね、最終的には「学長室会議」及び「教授会」の承認を得て、施行している。

アドミッション・ポリシーとそれに基づく入学者選抜方法は、本学ホームページ上に掲載して周知を図っている他、資料請求者や進学説明会参加者に対して必ず配付する基本資料である「大学案内」「学生募集要項」にも明記している。

**【エビデンス集（資料編）】**

**【資料 2-1-1】** アドミッション・ポリシー

**【資料 2-1-2】** 改定「入学者選抜方法」

**2—1—② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

**1) アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施**

本学はアドミッション・ポリシーに基づいて多様な能力を持った学生の確保を目指しており、入学試験においては、受験生に当該アドミッション・ポリシーを示し、本学への適性と入学の意思を確認する等の工夫をしている。各選抜区分については、学生募集要項、入試ガイド、本学ホームページ等で明示し、受験者が各自の資質や適性に合わせた入学者選抜方式を選択できるようにしている。



入学試験は、学長が本部長となり、入試広報運営委員会が中心となって実施し、必要に応じて他の委員会からも協力を仰ぎ全学体制で実施している。また、入学者選抜をはじめとする学生の受け入れに係る事務は、入試広報センターが中心となっている。

入試広報運営委員会が行った受験生の合否判定案は教授会に付議され、教授会の承認後、最終的に学長が合格者を決定している。【資料 2-1-3】

#### (i) 総合型選抜【資料 2-1-4】

総合型選抜は、選抜方法や実施時期について本学の特徴を活かした裁量的な設定が可能な方式であるため、入学者選抜を適切に行っている。

総合型選抜では、「法学コース」、「情報と法コース」、「スポーツ法コース」の志願者に対して、出願の時点でエントリーシートの提出を求め、学力試験だけでなく、複数の入試担当教員による書類審査及び面接によって総合的に合否を判定している。学力試験では、「小論文試験」「基礎学力検査」を実施することで、学力の3要素を確認している。入試問題作成・採点は本学自ら行っており【資料 2-1-5】、入試広報運営委員会から「小論文試験」、「基礎学力検査」共に複数名の問題作成・採点担当者を選出し、担当者間の相互確認により公正かつ適切な業務遂行を担保している。また、面接では、本人の学習意欲や将来の目標及び進路等について質問し、その上でアドミッション・ポリシーを示し、本学への適性と入学の意思を確認している【資料 2-1-6】。

#### (ii) 学校推薦型選抜【資料 2-1-7】

本学では、学校推薦型選抜として指定校推薦、公募制推薦（いずれも「法学コース」及び「情報と法コース」の志願者対象）、併設校推薦（「法学コース」、「情報と法コース」、「スポーツ法コース」の志願者対象）の入学試験を実施している。これらの学校推薦型選抜は各高等学校長の推薦を受けた生徒を対象とする選抜方式であり、学力試験だけでなく、複数の入試担当教員による書類審査及び面接によって総合的に合否を判定するものである。学力試験では、「小論文試験」を実施することで、学力の3要素を確認している。入試問題作成・採点は本学自ら行っており【資料 2-1-8】、入試広報運営委員会から「小論文試験」に複数名の問題作成・採点担当者を選出し、担当者間の相互確認により公正かつ適切な業務遂行を担保している。また、面接では、受験生に対して本学への志望動機や将来の目標及び進路等について質問し、その上でアドミッション・ポリシーを示し、本学への適性と入学の意思を確認している。

#### (iii) 一般選抜【資料 2-1-9】

一般選抜は、学力試験に主眼を置いた入学試験であり、「法学コース」及び「情報と法コース」の志願者に対して、それぞれⅠ期とⅡ期に分けて実施している。学力試験（「英語」、「国語」、「公民」、「小論文」）の入試問題作成・採点は本学自ら行っており【資料 2-1-10】、入試広報運営委員会から複数名の採点担当者を選出し、担当者間の相互確認により公正かつ適切な業務遂行を担保している。

一般選抜は、あくまで受験生の学力に主眼を置くものであり、アドミッション・ポリシーにも、「一般選抜により一定の学力水準を有すると認められる者」として定めている。

一般選抜Ⅰ期は、「英語」、「国語」、「公民」及び「小論文」から2科目を選択し、当該試験の結果だけでなく、出願の時点でエントリーシートの提出を求め、複数の入試担当教員による書類審査も加え、総合的に判定し、合格者を決定している。

一般選抜Ⅱ期は、「英語」又は「国語」、「公民」、「小論文」から1科目を課し、当該試験の結果だけでなく、出願の時点でエントリーシートの提出を求め、複数の入試担当教員による書類審査及び面接を総合判定し、合格者を決定している。

#### (iv) 大学入学共通テスト利用選抜【資料 2-1-11】

大学入学共通テスト利用選抜は、大学入学共通テストを利用して行う入学試験であり、「法学コース」及び「情報と法コース」の志願者に対して、Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期に分けて実施している。大学入学共通テスト利用選抜試験Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期共に、国語（(近代以降の文章)、地理歴史（「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」）、公民（「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」）、数学①（「数学I」、「数学I・数学A」、数学②（「数学II」、「数学II・数学B」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」）、理科①（「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」）、理科②（「物理」、「化学」、「生物」、「地学」）、外国語（「英語（リスニングを含む）」、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」）の中から、募集区分によって2教科または3教科を選択（各教科とも100点に換算）し、学力試験だけでなく、書類審査も加え、総合的に可否を判定している。なお、判定に必要な教科以上受験している場合は、高得点の教科・科目の成績を用いて判定している。

#### (v) 編入学試験【資料 2-1-12】

本学の編入学試験は、「法学コース」への2年次編入（若干名）及び3年次編入（若干名）を志望する者について行うものである。選抜方法は、学力試験、面接試験及び提出された「単位修得証明書」等を総合判定し、合格者を決定している。学力試験において、主として、社会科学分野の基礎的知識力・問題意識・考察能力等を確認するために、現代社会での生起している問題・事象を素材とする総合的な問題を出題することで、問題発見能力、文章読解力、論理的思考力、文章表現力、語彙力などを評価している。入試問題作成・採点は本学自ら行っており、入試広報運営委員会から複数名の採点担当者を選出し、担当者間の相互確認により公正かつ適切な業務遂行を担保している。

編入学試験のアドミッション・ポリシーは、既述のとおり、「本学への編入の目的が明確で、一定の学力水準にあり、法学コースのアドミッション・ポリシーに該当すると認められる者」としている。法学コースのアドミッション・ポリシーの内容は【資料 2-1-1】のとおりである。

#### (vi) 社会人特別選抜入学試験【資料 2-1-13】

本学の社会人特別選抜入学試験は、広く社会人の中から本学「法学コース」を希望する者に対して実施する試験である。選抜方法は、小論文、面接試験及び提出された出願書類を総合判定し、合格者を決定している。小論文の問題作成・採点は本学自ら行っており、入試広報運営委員会から複数名の採点担当者を選出し、担当者間の相互確認により公正かつ適切な業務遂行を担保している。

社会人特別選抜入学試験のアドミッション・ポリシーは、「勉学意欲があり、次のいずれかに該当すると認められる者」としている。

- ・ 広く法律に知的好奇心のある者
- ・ 公務員、企業及び資格取得など、法学の専門知識を活かした分野で活躍したい者
- ・ 法学の専門知識を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

## (vii) 私費外国人留学生特別選抜入学試験【資料 2-1-14】

私費外国人留学生特別選抜入学試験は、日本国籍を有せず、本学入学に支障のない在留資格を有する者が「法学コース」への入学を希望する場合において実施する入学試験である。選抜方法は、小論文（日本語）、面接試験及び提出書類を総合的に判定し、合格者を決定している。小論文の問題作成・採点は本学自ら行っており、入試広報運営委員会から複数名の問題作成担当者を選出し、担当者間の相互確認の下で公正かつ適切に行われている。なお、出願は日本学生支援機構が実施する日本留学試験を受験し、一定の得点（水準）以上にある者に限られる。

私費外国人留学生特別選抜入学試験のアドミッション・ポリシーは、「本学での学習目的が明確であり、日本語等の水準が一定以上と認められる者」としている。

### 2) アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証

毎年9月以降に開催される「入試広報運営委員会」において、入学試験結果の報告を基にアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の検証を行っている。

本学の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき、受験者の適性或意欲を評価し、多様な人材を受け入れる方針から、複数の選抜区分を導入しているため、入試選抜区分ごとに検証を行っている。

令和3（2021）年度入学者選抜より、すべての入試区分において、調査書だけでなく、志望理由書や活動報告書を活用し、「学習成績の状況」や「特別活動の記録、指導上参考となる諸事項」等の項目以外からも志願者の主体性を読み取り、これを評価する選考を実施している。また、「総合型選抜」に国語・公民・英語を中心とした基礎学力検査と、模擬講義を受講してその内容を要約するとともに論題についての答案を作成する小論文試験を導入した。この小論文試験は「学校推薦型選抜」でも同様に実施している。一般選抜（本学独自の入試問題による選抜）は、英語・国語（近代以降の文章）・公民・小論文からなる総合問題を導入し、大学入学共通テスト利用選抜においても、教科・科目を指定した3教科3科目での判定を導入した。

令和5（2023）年度入学者選抜では、「学校推薦型」の指定校を大幅に見直すとともに、一般選抜の入試問題をⅠ・Ⅱ期に分け、試験科目も選択できる方式を導入した。また、大学入学共通テスト利用選抜においてもⅠ・Ⅱ・Ⅲ期に分け、多様な人材を受け入れるために各期で異なる判定方法を採用した。

入学試験の問題は、方式別に、学長より委嘱を受けた複数の出題者（専任教員）が作成している。

なお、入学試験に関する全般的な検証としては、各年度の全入学試験終了後、入試結果（入試方式別の出願者数、受験者数、合格者数、手続者数等）の集計・分析に基づき、入試広報運営委員会にて選抜方式をはじめとする学生の受け入れ全般の検証や改善案の検討を実施している。その検討結果は必要に応じて学長室会議・教授会に付議され、最終的に学長が決定するという手続きで行っている。

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-3】 入学試験合否判定案に関する教授会議事録

【資料 2-1-4】 総合型選抜 入学試験関係資料

- 【資料 2-1-5】 総合型選抜 入試問題作成・採点資料
- 【資料 2-1-6】 総合型選抜 入学試験面接時アドミッション資料
- 【資料 2-1-7】 学校推薦型選抜 入学試験関係資料
- 【資料 2-1-8】 学校推薦型選抜 入試問題作成・採点資料
- 【資料 2-1-9】 一般選抜入学試験関係資料
- 【資料 2-1-10】 一般選抜 入学試験問題作成・採点資料
- 【資料 2-1-11】 大学入学共通テスト利用入学試験関係資料・採点資料
- 【資料 2-1-12】 編入学試験関係資料
- 【資料 2-1-13】 社会人特別選抜 入学試験関係資料
- 【資料 2-1-14】 私費外国人留学生特別選抜入学試験関係資料

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

収容定員及び入学定員に対する学生数の比率は、エビデンス集（データ編・表 2-1 及び表 2-2）に示すとおりである。なお、入学定員に対する学生受入れ数の最近 5 年間の実績は、入学定員を達成した年と未達の年があるが、その平均は 101.7%である（エビデンス集《データ編》・表 2-1）。

#### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

少子化の影響で、文部科学省は、大学入学者数は現在（2023 年度）約 60 万人であるが、2040 年には大学入学者数が 51 万人に減少し、総入学者定員が現状のままなら、2 割分が過剰となり大学淘汰が加速すると発表した（2023. 7. 15 日経新聞）。

したがって、今後、毎年、入学定員に沿った適切な学生受け入れ数を維持することは本学にとって最も重要事項となる。今後、従来にもまして、併設高等学校（木更津総合高等学校、市原中央高等学校）や平成 29（2017）年 3 月に教育提携協定を締結した近隣の高等学校と、一層の高大連携を推進する。

また、大学受験生にとって魅力的な教育内容の提供のための継続的な教育改革と、広報活動（大学ホームページ、大学案内等）にも一層の工夫をしていく。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、職員と教員の協働により学修支援体制を整備している。

#### 1) 教学部における学修支援

授業に係る学修支援の中心となる組織は教学部であり、教学部の事務は事務局学務課で行っている。学修支援活動の主体は教学委員会と学務課教務係である。教学委員会は委員長である教学部長をはじめ主として専任教員で編成されており、学修支援に関する施策の

企画・立案等を所管している。学務課教務係は授業に係る学修支援の実務を中心的に担う部署であり、学務課長以下、職員が配置されている。学務課長をはじめとする複数の職員は教学委員会の構成員でもあり、職員と教員による協働体制が組織上も確立されている。

このような組織体制の下で学務課教務係の職員は、授業に係る教員の負担軽減や履修者への教育効果の向上を目的とした各種の支援を行っている。たとえば、オンライン開講科目では出欠登録を科目担当教員が行うのが原則であるが、履修者数が多い科目（最大 200 名）では各回の出欠確認と登録だけでも相当の時間を要する。そのため、教員から支援要請があれば、提供された資料に基づいて職員が出欠登録を代行する。これにより、教員はより多くの時間を学生への対応・指導に割くことが可能となる。また、各授業期間開始前の教学ガイダンス等の機会においては教職員が共に学生からの履修相談に応じるが、履修科目選択に関わる一般的な相談は学務課職員が中心となって対応し、教員（教学委員）は前授業期間の成績不芳者など懇切な指導を要する学生への対応を担当する。教職員が共にカリキュラムの趣旨や卒業要件充足のための単位修得の仕組みを十分に理解することで、このような協働を実現している【資料 2-2-1】。

## 2) 図書館における学修支援

図書館職員は、教員と協働して、毎年度当初、新入生を対象にした当該教員担当のクラス別による図書館ガイダンスを実施し、図書館内の利用方法に係る情報、OPAC を始めとする図書検索方法等の情報を提供して、導入教育における学修支援を充実させている。また、新入生以外の学生に対しても随時、各授業科目内において担当教員と図書館職員との協働により、レファレンス情報の取得方法、文献検索力の向上等、自発的学修の支援を行っている【資料 2-2-2】。

## 3) 学生部における学修支援

学生部においては、特にコロナ禍において学生生活に関連する学修支援を実施した（詳細については基準 2-4 に掲載）。

## 4) 総務課における学修支援

総務課職員は、日常的に学費納入状況の管理を行うことによって、学生・保証人との連絡を密にし、学費未納による「除籍」処分に陥ることを未然に防止し、側面から学修支援に貢献している【資料 2-2-3】。

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-1】成績不芳者グループ面談資料〔令和 4（2022）年度前期・後期、令和 5（2023）年度前期・後期の分担等〕

【資料 2-2-2】図書館による学修支援例

【資料 2-2-3】学費管理記録（学生・保証人との連絡記録のあるもの）

## 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 1) TA 等の活用

本学は大学院を設置しておらず、地理的にやや不利な条件下に所在しているため適任者の確保が困難でもあることから、TA 制度の導入には至っていない。本学は少人数教育を基本としており、演習科目はもちろん、初年次配当の必修科目のように科目の性質上、履修

者総数が多人数となる科目については原則として複数クラスを開講するとともに1クラスの履修定員（上限）を設定している。これにより、当該科目担当教員の負担が過重になることを避け、履修者に対して十分な教育効果が発揮されている。これに加え、オフィスアワー制度や担任制度によって学生が気軽に学修相談できる環境を整えている。他方で、TA制度は、学生が教員よりも年齢の近い者に気軽に相談できるといったメリットがあることなどから、在学学生をSA（スチューデント・アシスタント）として育成することを目指す試みを実施している。令和元（2019）年度より、学力特待生として入学した学生を対象とする特別課外プログラムとしてスチューデント・リーダーシップ・プログラム（SLP）を開始した。当初は週1回の授業時間を確保し、いわゆるアクティブラーニングの手法による演習を通じて学生のリーダーシップやチームワークの育成を図る内容で展開した【資料2-2-4】。また、対象学生にはオープンキャンパスの運営スタッフや併設高等学校での講話を担当する機会を設け、コミュニケーション能力等の向上を図る施策とした。

令和2（2020）年度以降も引き続き同内容で展開する予定であったが、担当者の転任（同一法人が設置する高等学校の校長就任）やコロナ禍により初年度と同形式の演習実施が困難となった。令和4（2022）年度まではビデオ会議システムの活用等により可能な限り上述の演習を継続したが、このままではSA養成等の所期の目的を達成することが困難であると判断し、令和5（2023）年度からはSLPを法学部長の直轄施策に変更した。これにより初年次専門教育演習科目（プレゼミⅠ・Ⅱ）の1クラスをSLP対象学生専用クラスとして編成するなど、SLPの趣旨を通常の学修活動の中に取り込むこととした。

今後は、SLPに参加した学生で学業成績も優秀な者に一部科目のSA業務を試験的に担当させるなど、SA制度の本格導入に向けた検証を実施する。

## 2) オフィスアワー制度の全学的実施

本学ではオフィスアワー制度を全学的に実施している。全専任教員が週1コマ（90分間）をオフィスアワーとして設定し、研究室で待機し、来訪する学生からの学修、授業、学生生活等に関する相談等に対応している。職員は各教員のオフィスアワーの日程を学内に常時掲載するとともに、学生の誘導等の対応に当たっている【資料2-2-5】。

なお、令和3（2021）年度（新型コロナウイルス感染拡大時）には、対面でのオフィスアワーの実施が困難であったため、学生に教員のメールアドレスを公開し、（時間の制約のない）メール及びオンラインでの面談対応に切り替え実施した。

令和4（2022）年度より、対面でのオフィスアワーを再開している。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各教員の方針・要望に応じて、メールによる事前予約を導入するなど柔軟に対面とオンラインを併用してオフィスアワーを実施している。

また、オフィスアワーにおける学生からの相談等のなかで、教職員間で情報を共有すべき内容があれば学修管理システム Campus Plan に具体的な内容を記録し、情報の共有を図っている【資料2-2-6】。共有すべきではない相談内容（プライバシーに関わる問題等）であり、対応に困難がある事案については、学生相談室や保健室に報告するよう促している。

## 3) 障がいのある学生への配慮

本学では、「障害者差別解消法」の令和3（2021）年5月改正に対応して、同年9月より、順次、日本学生支援機構障害学生支援実務者育成研修会等、障がい学生支援のための講習を教職員が継続的に受講している【資料2-2-7】。なお、本学では、多様なバックグラウン

ド(ジェンダー、障がいの有無等)をもつ学生の受け入れ、学修環境の改善を進めている。

(i) 学生向けガイダンスの実施

年度初め(4月)及び後期開始時(9月)に学生生活ガイダンスを実施。多様なバックグラウンドをもつ学生がいること、それぞれのアイデンティティと各自が大切にしていることを尊重すること、差別は絶対に許さないこと、困ったことがあったら遠慮なく相談すること、及び本学の相談体制を周知している【資料 2-2-8】。

(ii) 教職員向け SD 研修会の実施

令和 4(2022)年 2 月 15 日、清和大学・清和大学短期大学部合同の令和 3 年度 SD 研修会として「多様な性をめぐる学生支援：スポーツにおける動向をもとに」と題した講演を実施し、多様な性に関する基礎知識と学生支援について全教職員に周知を図った【資料 2-2-9】。

(iii) トランスジェンダー男性学生の要望に基づき、男子トイレの使用を許可

令和 4(2022)年 4 月、トランスジェンダー男性学生(戸籍上は女性)の要望に基づき、大学校舎全階の男子トイレ使用を許可した【資料 2-2-10】。

(iv) 教職員の研修

障がいを持つ学生への配慮・対応に当るため、上記、日本学生支援機構障害学生支援実務者育成研修会のほか、「心の問題と成長支援ワークショップ」等、学生支援のための講習を教職員が継続的に受講している(令和 3《2021》年 9 月より順次受講)【資料 2-2-11】。

(v) 学生の通称名使用の取扱いに関する要綱作成

婚姻による旧姓使用、外国籍の学生による通称名使用、セクシュアル・マイノリティの学生による通称名使用、その他、本名を用いることにより著しい不利益が生じる場合(DV 被害者、親族に犯罪者がいる等)に対応するため、学生の通称名使用を認め、学内外で不利益が生じないよう要綱を作成した(令和 5(2023)年 6 月制定、同年 7 月 1 日施行)【資料 2-2-12】。

#### 4) 中途退学者、停学者及び留年者への対応

(i) 学修管理システム Campus Plan を用いた出欠管理と退学防止

本学では開講している全ての科目で出欠データを教務システム(Campus Plan)に登録している。演習科目を担当する専任教員はこのデータを活用し、担任として出欠管理と退学防止に努めている。具体的には、退学防止のための早期対応として演習科目担当教員は、連続して 2 回以上欠席した場合には当該該学生に連絡し、学生と連絡がつかない場合には保証人(自宅)へ連絡することによって次回以降の授業への出席を要請することを基本としている。なお、保証人にも連絡がとれない場合には教員が学務課職員へ連絡し、同職員が学内掲示や本人への直接メール等により連絡をとり、教職員の協働によって授業への出席を促し、中途退学の防止を図っている。

(ii) 1 年次生の 6 月第 1 週の出欠状況からのアプローチ

平成 28(2016)年東京理科大学の調査によれば、「1 年次生の 6 月第 1 週の出欠状況がその後の学生生活を左右する。」ことが報告されている(同年 6 月 3 日 毎日新聞)。同報告書を参考に、本学は、令和 4(2022)年 6 月、学生の出席を促すべく各種の施策を試みた。

(ア) 対面とオンラインを併用している 1 年次生の演習科目「フレッシュマン・セミナー I」の第 10 回(6 月第 1・2 週)の授業を担当教員による対面で実施。

- (イ) サークル活動（新規・継続・再開）への支援（活動内容に応じた活動費の補助等）を開始することを告知し、6月以降の課外活動を促進した。
- (ウ) 学内施設利用促進の一環として、トレーニングセンター利用講習を実施した。
- (iii) 毎月開催の教授会において退学者情報と学生・保証人との折衝状況を共有
  - (ア) 演習科目の担任教員が退学を検討中の学生並びに保証人と面接し、退学を考えるに至った経緯、大学における学びを継続するための条件、退学に伴う問題等を確認し、将来の展望などを話し合い、できるだけ大学での学びを継続できるよう相談に乗る。

学生の将来を考え、退学止む無しとの結論至った場合は、毎月開催の教授会において、退学者情報（学生名、退学理由、単位修得状況等）及び面接の内容を報告。教職員間で情報の共有を図る。
  - (イ) 留年者については、各学期始めと終わりに、修得済み単位数、卒業のために必要な科目及び単位数等の情報を共有。卒業に向けて、重点科目を中心に単位修得に向けて指導を行う。
  - (ウ) 停学者については、停学期間中、学務課職員や運動部指導者が面接を実施。生活・学習態度を確認し、復学後に学業を継続できる環境・条件が整っていることを確認のうえ、学長が復学を認める。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-2-4】 2022 年度以前のスチューデント・リーダーシップ・プログラム（SLP）のシラバス
- 【資料 2-2-5】 23\_後期 オフィスアワー実施一覧・報告書
- 【資料 2-2-6】 オフィスアワー実施報告のお願い
- 【資料 2-2-7】 日本学生支援機構障害学生支援実務者育成研修会 参加資料
- 【資料 2-2-8】 学生生活ガイダンス スライド資料
- 【資料 2-2-9】 SD 研修配布資料
- 【資料 2-2-10】 SD 研修資料（トランス学生関係分：66-67 頁）
- 【資料 2-2-11】 心の問題と成長支援ワークショップ参加資料
- 【資料 2-2-12】 清和大学通称名使用の取扱いに関する要綱

#### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

##### 1) 学修支援体制の整備に関して

大学側から見た学修支援はディプロマ・ポリシー達成のための包括的な施策という側面がある。本学でも 3 つのポリシーに基づく各種の支援体制を整備しているが、現行体制の改善・向上には成果の検証が不可欠である。そのため、令和 4（2022）年度に後述のアセスメント・ポリシー（3-3 参照）を制定して学修成果を可視化すると共に、学修支援体制の改善・向上方策を検討する手掛かりとする仕組みを整えた。

さらに、学修成果を点検・評価する新たな施策として、令和 6（2024）年度より株式会社マイナビの「MATCH plus（マッチ・プラス）」というサービスの利用を開始することとした。同サービスは、学生が受検した適性診断テストの結果がデータとして提供されるというものであり、学生本人は「自身の社会人基礎力向上に向けた手掛かり」などを得ら



れる。また、大学側も当該データを「社会人基礎力の養成や就職活動等に係る指導」に幅広く利用可能となる。在学中の学生が同サービスの適性診断テストを定期的に受検することで、社会人基礎力の習得状況をはじめとする学修成果が可視化され、本学が改善・強化すべき支援項目の発見にも繋がると考えている【資料 2-2-13】。

このように、学修成果の点検・評価を充実させ、これを通じて学修支援体制の効率的な改善・向上に努めていく。

2) 多様な学生を受け入れ、それぞれの個性やバックボーンを尊重しつつ、個々の学生を支援するためには、教職員が学生支援のための専門的な知識を有することが必要となる。障がい、心の問題、ジェンダー等は、学生それぞれにとって、重大かつ繊細な問題であることが多い。教職員の理解不足や対応の誤りによって、学生たちが知的パフォーマンスや心身の健康を損なうことのないように組織的に対応する必要がある。そのため、令和3(2021)年度以降、独立行政法人日本学生支援機構の各種研修を受講してきたが、受講者が限定的であったので今後は受講者の増加と研修機会の増加を図る。

3) 退学防止、学びの継続支援

退学にあたっては、その理由はさまざまである。学生生活に外在する要因、例えば、経済的な理由の場合は、奨学金や学資ローンなどの制度的な対応を行うが、実際には、学生生活に内在的な理由、すなわち、学業不振による退学が多く見受けられる。退学する学生たちは、退学の理由を「進路変更」とすることが多いが、それらは「理由」ではなく、実は「結果」である。先述の東京理科大学における研究でも明らかになったが、大学生生活の早期に、大学における学びの基礎を身につける必要があることが、近年の退学状況をみて明らかになっている。

今後は、法学単科大学である本学の特殊性を考慮し、1年次前期の内容を、大学における学びの基礎と、法学・政治学における学びの基礎の両面からサポートすることに重点を置く方針である。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-13】 MATCH plus（マッチ・プラス）導入資料、学生向け周知資料

### 2-3. キャリア支援

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業自立に関する支援体制の整備

##### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

##### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

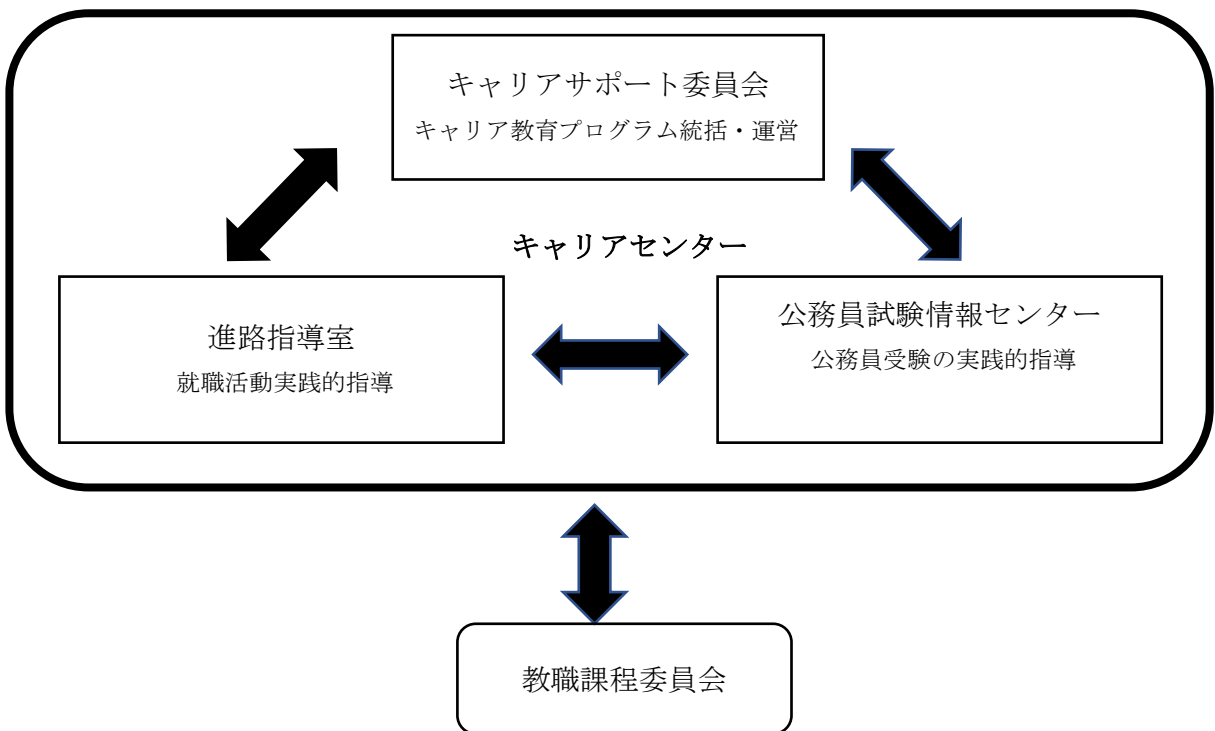
#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業自立に関する支援体制の整備

本学は、教育課程内外を通じての社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制（大学設置基準第 42 条の 2）の整備としてキャリアセンターを設置している。以下、キャリアセンターの組織概要、年間スケジュールを通して、教育課程内外の取り組みについて説明する。

1) キャリアセンター組織の概要

キャリアセンター内には、同センターのシンクタンクとして1年次から3年次のキャリアデザインプログラムの統括・運営を担う教職員10名から構成されている「キャリアサポート委員会」、事務職員5名を配置して就職活動期の3・4年次生に対して実践的な指導及び支援を行う「進路指導室」、公務員志望者に対して情報提供及び受験指導を行う専任教員（特任教員）2名からなる「公務員試験情報センター」が開設されている。これら3つの組織が協働しながら役割を果たしている【資料2-3-1】。また、キャリアセンター管轄外ではあるが、近年、学生のニーズが多い教職希望者に対しては、教職員8名からなる「教職課程委員会」と連携を図り（同委員会専任事務職員も配置）、教職関係の進路指導に力を注いでいる【資料2-3-2】。

<表 2-3-1 キャリアセンター組織図>



<表 2-3-2 各室利用時間と特徴>

進路指導室(短大校舎1階)				
	窓口相談		PC利用・資料閲覧	
開室日	月～金曜日	土曜日	月～金曜日	土曜日
利用時間	9:00～17:00	9:00～12:30	9:00～17:00	9:00～12:30
特徴	学年問わず、就職活動全般について事前予約不要で随時相談			
公務員試験情報センター室(本館4階)				
	窓口相談			
開室日	月～金曜日			
利用時間	9:00～17:00			
特徴	公務員試験情報と個別相談、事前予約で個別に実施			

## 2) キャリアサポート委員会の役割

本学では、学部の教育課程内に、キャリアセンター開講科目である「キャリア養成講座」（キャリアデザイン編）及び「キャリアサポート講座」（就職活動編・インターンシップ編）と「資格対策講座」を置いて1年次から3年次まで段階的にキャリア教育を行い、就職活動の支援を行っている。また、各種資格取得支援を行う科目を配置し、学生の将来の進路に役立てている。さらに、公務員受験の指導を強化しており、「公務員試験対策講座」を数多く開設し、その講座の編成についても早くから受験に必要な基礎学力を養成すべく、1年次より各種入門講座等の基礎科目を配置し、そのうえで希望職種の試験に対応できる科目を履修できるよう工夫している。これらの講座は、あくまでキャリアセンター開講科目であるが、一定の範囲内で卒業単位として認定している。このキャリアセンター開講科目の改廃や運営面を企画・担当しているのがキャリアサポート委員会である。これら教育課程以外では、「進路指導室」が就職活動の実践的指導を担い、「公務員試験情報センター」が公務員受験の実践的指導を担っている。

〈表 2-3-3 キャリアセンター開講科目〉

キャリア関連講座	キャリア養成講座（キャリアデザイン編）、キャリアサポート講座（就職活動編）、キャリアサポート講座（インターンシップ編）
資格対策講座	行政書士、司法書士、宅建士、漢検、IT パスポート、基本情報技術者、日商 PC
公務員対策講座	入門系、人文科学系、社会科学系、自然科学系、数的処理系、時事問題、文章理解、論作文、公安系演習、公務員憲法・行政法・政治学・行政学・社会学・国際関係、公務員特進クラス（行政職）、公務員試験対策・個別指導など

## 3) 進路指導室の役割

進路指導室は、教育課程外におけるキャリア支援を展開している。求人などの就職情報提供、主として各事業所への訪問や求人依頼 DM を発送して情報収集に務め、それにより得た情報を進路指導室において直接学生へ提示し、ホームページ上にもバナー貼り付けをして、広く情報を開示しながら就職斡旋業務を展開している。その他に、3年次生全員との個別面談、就職出陣式、学内就職説明会、保護者対象就職説明会、就職ガイダンスなど年間を通して行事を開催している。また、開室時間内で随時、履歴書・エントリーシートの作成指導、面接指導、業界・職種・企業情報についての指導を展開している。

〈表 2-3-4 進路指導室：学生相談利用人数〉

年 度	相談利用数（人）
令和 3（2021）	152
令和 4（2022）	172
令和 5（2023）	166

#### 4) 公務員試験情報センターの役割

教育課程内を通じてのキャリア支援として、キャリアセンター開講科目の「公務員受験関連講座」の実践指導を担っている。公務員受験関連講座は、公務員（警察官・消防官・刑務官・行政職等）を希望する学生の受験対策として、インスクール形式で開講している。受講料は無料で提供し、一定の範囲で卒業単位として認定している。専任の専門教員が講座を担当し、年間約 1,200 時間を設定し運用している。また、教育課程外においても、公務員試験説明会（警察官・消防官・行政職）を定期的開催【資料 2-3-3】し、また個別相談にも応じる等、正しい情報発信と学生の受験意識向上に努めている。

#### 5) キャリアセンターの年間スケジュール

キャリアセンターでは、下記の年間行事に基づき、教育課程内外にキャリアに関する教育・指導を時期毎に設け、社会的・職業的自立のための体制を整備し、支援を行っている。

〈表 2-3-5 キャリアセンター年間スケジュール〉

4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職出陣式及び学内就職説明会（4 年次生）</li> <li>・第 1 回公務員講座及び公務員試験説明会（全学年）</li> <li>・行政書士&amp;司法書士対策講座（令和 4 《2022》年開講）（全学年）</li> </ul>
4 月～7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアサポート講座Ⅱ（3 年次生：インターンシップ参加支援）</li> <li>・キャリア養成講座（1 年次生：自己と向き合い働く意義を考える）</li> </ul>
8 月～9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップ実習（3 年次生）</li> <li>・公務員講座夏期特別補講（全学年）</li> </ul>
9 月～1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアサポート講座Ⅰ（3 年次生：就職活動の取り組み方への支援）</li> <li>・キャリア養成講座（2 年次生：業種・業界を理解し自己分析の完成）</li> <li>・第 2 回公務員講座及び公務員試験説明会（全学年）</li> </ul>
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職ガイダンス（3 年次生：就活情報収集及び就職活動のプロセス）</li> <li>・公安系公務員セミナー（全学年）</li> </ul>
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職ガイダンス（3 年次生：SPI 筆記試験対策）</li> <li>・就職ガイダンス（3 年次生：面接試験対策）</li> <li>・進路個人面談（3 年次生）</li> <li>・保護者対象就職説明会（1～3 年次生の保護者）</li> </ul>
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業への求人依頼、卒業生へのキャリアアンケート調査</li> </ul>
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職活動合同セミナー（3 年次生：《幕張メッセ会場》千葉県大学就職指導会主催）</li> </ul>

上記のとおり教育課程内外で、年間を通して支援し、その指導にあたっている。キャリア形成においては、1 年次 4 月より「キャリア養成講座」を開講し、キャリアデザインに必要な基本事項について解説し、学生が自分自身とその将来に向き合う機会を提供している【資料 2-3-4】。2 年次生においては 9 月より同様の科目を開講している。

3 年次生については 4 月よりインターンシップに関する教育及びその支援として「キャリアサポート講座Ⅱ」を開講する【資料 2-3-5】。この講座においては、学生が自己の適性

を把握し、就職活動に真摯に取り組む姿勢を育成することを目的とし、業界・職種の研究並びにビジネスマナーなどの事前指導と実習後の成果確認の事後指導を含めて丁寧な指導を展開している。実習先の選定については、外部機関とも連携を図り情報収集に努めているが、昨今はコロナ禍の情勢を受けて、学生の安全確保や受け入れ実習先の減少など実習への影響も大きかった。実績として令和3（2021）年度12名、令和4（2022）年度13名、令和5（2023）年度12名の参加となった【資料2-3-6】。また、3年次生にとって就職活動直前期の9月には「キャリアサポート講座Ⅰ」が開講され、学生が細かな就職活動のプロセスの理解及び必要とされる情報やスキル等を修得する。なお、この講座の運営にあたっては極力、産学連携を心掛け、産業界から外部スピーカーを起用するなど全面的にバックアップしている【資料2-3-7】。しかし、こうした取り組みに十分に参画できていない学生も存在するので、この学生に対しては、課外講座の「就職ガイダンス」において就職活動の基本的取り組みと準備を徹底させている【資料2-3-8】。さらに、毎年11月から12月にかけて実施する3年次生全員を対象とした「進路個人面談」においては、将来の具体的な方向性の最終確認をするとともに、個別具体的に激励や助言を行っている【資料2-3-9】。

そして本学では、学生、保護者及び大学の三者連携を徹底させる趣旨のもと、毎年12月に「保護者対象就職説明会」を開催し、1～3年次生の保護者説明会を開催している。ここでは、大学生の雇用情勢、就職活動プロセス及び公務員試験の概略について、学生とのミスマッチが生じないよう情報を発信している。保護者に現在の就職活動を理解してもらうことで、学生の就職活動をより進めやすくなる環境に繋がっている。実績として令和3（2021）年度参加保護者105名、令和4（2022）年度参加保護者102名、令和5（2023）年度参加保護者78名となっている【資料2-3-10】。

4年次生に対しては、毎年4月に就職活動にあたっての学生の意識向上を図るために「就職出陣式」を開催している。ここでは、学生の円滑な就職活動開始を支援するため、学内に企業を招き、直接、学生が交流・情報収集できる機会を提供している【資料2-3-11】。公務員希望者については、毎年4月、9月の前後期の初めに公務員試験情報センターが中心となり、ガイダンス・説明会を実施し、公務員試験への目的意識を確立させたいうで公務員講座の受講に取り組みせている。資格対策講座については令和4年（2022）度より、法学部の特徴を活かしての人材を輩出する目的で「行政書士・司法書士対策講座」を新規に開講した【資料2-3-12】。その他、外部機関との連携・活用例としては、「千葉県大学就職指導会」に加盟し、大学間で相互に連携を図り情報共有に努めている【資料2-3-13】。また、指導会でのイベント（合同就職セミナー【資料2-3-14】、企業との情報交換会【資料2-3-15】など）も大いに活用している。さらに、進路指導室から「木更津公共職業安定所」に働きかけ、求人情報等の提供と学生の個別就職相談を実施していただき、協力体制をとっている【資料2-3-16】。次に、卒業生や就職先への意見聴取については、卒業生へのアンケート【資料2-3-17】や、業界セミナーや学内就職説明会に招待した卒業生及び企業等の人事担当者から種々の情報入手に努めている【資料2-3-18】。

#### 6) 就職率及び警察官等公務員試験合格者で顕著な実績

本学のキャリアセンターでは、毎年、民間企業等への就職率及び警察官等公務員試験合格率で顕著な実績を誇っている。

(i) 就職率

本学は平成 10（1998）年に第 I 期の卒業生を輩出して以来、高い就職率を実現しており、直近 5 年間の平均就職率も〈表 2-3-6〉に示すとおり 96.3%となっている。これは、上記 2)・3)・5) で記述したとおり、全学年を通じての計画的かつ丁寧な就職指導の賜である。

(ii) 警察官等公務員試験合格者

本学は、平成 21（2009）年 4 月キャリアセンターを設置して以来、毎年、警察官等公務員合格者を安定的に輩出しており、直近 5 年間の実績も顕著な実績を誇っている。特に最近、令和 4（2022）年度及び令和 5（2023）年度ともに合格者実績は過去最高を実現した。また、警察官実就職率においては、令和 3（2021）年度・令和 4（2022）年度卒業生ともに 2 年連続全国第 2 位としてランクされており【資料 2-3-19】、更には令和 5（2023）年度卒業生（令和 6 年 3 月）の実績も極めて顕著であるため、3 年連続全国第 2 位になると予想されている。

本学では将来の進路として公務員希望者が多いため、市役所等の行政職を目指すものには「公務員特進クラス（行政職）」を中心に、また、警察官・消防官等の公安系職を目指す者には「警察官・消防官特進クラス」を中心に多くの公務員試験対策講座を設置し、指導に当たっている【資料 2-3-20】。そのこともあって、平成 26（2014）年 6 月には朝日新聞社から注目され、取材を受けた実績がある【資料 2-3-21】。

〈表 2-3-6 就職実績の推移〉

年 度	就職率 (%)	公務員合格者数 (人)	内重複人数 (人)
令和元 (2019)	97.1	22	26
令和 2 (2020)	97.1	39	46
令和 3 (2021)	96.4	34	39
令和 4 (2022)	95.9	41	57
令和 5 (2023)	95.1	47	72
(5 年平均)	96.3%	36.6 人	48.0 人

(3) 2—3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学生に対する社会的・職業的自立に関する指導のための体制を継続し、必要に応じて見直し、適切に運営して行く。現在、本学では、就職に対する相談体制として全学的かつ個別的に運営しているため、高い就職率、特に公務員に強い大学として社会に広く認知されている。

今後の改善・向上方策としては、第 1 に、運動部学生のインターンシップ取組みの強化が必要である。本学は運動部学生が大半を占めているため、インターンシップに取り組むべき時期と部活動の最盛期が重なることもあり、実習参加に支障を来していた。今後は、各運動部に対してインターンシップへの参加を優先させるべく部内での調整を図るよう徹底査していく。第 2 に、資格取得対策講座に関しては、従来はあまり履修生の実績について検証をしなかったが、令和 4（2022）年度より「行政書士講座」及び「司法書士講座」を

開講したのを契機に、他の資格取得講座の実績についても検証をしていく。第3に本学における教職課程の充実に伴い、将来の就職先として教職を希望する学生が増加している状況から、キャリアセンターと教職課程委員会との連携を一層密にし、学生の希望進路の支援に万全を期していく。

#### 【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-3-1】 キャリアセンター規程、キャリアサポート委員会規程
- 【資料 2-3-2】 教職課程との連携実績のわかるもの
- 【資料 2-3-3】 公務員試験説明会資料
- 【資料 2-3-4】 「キャリア養成講座」講義シラバス
- 【資料 2-3-5】 「キャリアサポート講座Ⅱ」講義シラバス
- 【資料 2-3-6】 年度別インターンシップ参加実績表
- 【資料 2-3-7】 「キャリアサポート講座Ⅰ」講義シラバス
- 【資料 2-3-8】 「就職ガイダンス」資料
- 【資料 2-3-9】 3年生進路個人面談資料
- 【資料 2-3-10】 保護者対象就職説明会資料
- 【資料 2-3-11】 就職出陣式・学内就職説明会資料
- 【資料 2-3-12】 「行政書士・司法書士対策講座」講義シラバス
- 【資料 2-3-13】 「千葉県大学就職指導会」の概要
- 【資料 2-3-14】 「合同就職セミナー」の資料
- 【資料 2-3-15】 「企業との情報交換会」の資料
- 【資料 2-3-16】 木更津公共職業安定所との連携資料
- 【資料 2-3-17】 卒業生へのアンケート資料
- 【資料 2-3-18】 企業人事担当者等へのアンケート資料
- 【資料 2-3-19】 令和4(2022)年12月刊行（令和3年度卒業生）、令和5(2023)年12月刊行（令和4年度卒業生）警察官実就職率掲載記事(大学通信)
- 【資料 2-3-20】 「公務員特進クラス（行政職）」及び「警察官・消防官特進クラス」講義シラバス
- 【資料 2-3-21】 平成26（2014）年6月朝日新聞社取材関連資料

#### 2-4. 学生サービス

##### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

###### (1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

###### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

###### 1) 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させている。

本学の学生サービス及び厚生補導を含む学生生活全般に関わる事項は、専任教員たる学生部長を責任者とする学生部が所掌している。学生部は専任教員を主体とする委員組織で

ある学生委員会と、学生サービスの窓口となり実務の中心となる事務局学務課学生係によって構成されている。

職員である学務課長が学生委員会の委員を兼務するほか、同課長補佐、進路指導室員及び総務課長（オブザーバー出席）で構成されており、必要に応じて保健室職員も出席するなど、学生委員会での検討事項を円滑に実行するための教職員の協働体制が横断的かつ組織的に構築されている。また、学生委員会は原則として毎月1回定例的に開催されており、さらには、必要のある都度、臨時学生委員会及び関連委員会（調査委員会等）を開催して課題の対応に当たっている【資料2-4-1】。

## 2) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

### (i) 奨学金制度

本学の貸与型奨学金制度には、「日本学生支援機構奨学金」と「地方自治体奨学金」があり、給付型奨学金制度には、「清和大学学力特待生」「清和大学特待生」及び「清和大学スポーツ特待生」がある。これらの奨学金制度は教育ローンと併せて大学のホームページ内「奨学金・特待生制度」に掲載し、学生たちに周知している。【資料2-4-2】。

貸与型奨学金のうち「日本学生支援機構奨学金」の利用状況は【資料2-4-3】のとおりである。同奨学金の利用にあたってはインターネット上の諸手続きが必要となるため、毎年度、手続き支援を兼ねた説明会をPC教室で実施しているが、パソコンやインターネット環境を有しない学生にも不利益がないようサポートを行っている【資料2-4-4】。

同じく「地方自治体奨学金」については学務課学生係が情報を取りまとめ、専用の掲示板に資料を掲出して学生に対する情報提供を行うとともに、応募を希望する学生に対する手続き支援等を行っている。

給付型奨学金制度のうち「清和大学学力特待生」は、平成30（2018）年度の入学試験から実施した。全国から優秀な人材を募り育成することを目的とし、A特待生には入学料及び4年間の授業料全額相当分を、B特待生には入学料及び4年間の授業料半額相当分を、また、C特待生には入学料及び4年間の授業料4分の1相当分を給付する制度である。

「清和大学特待生」は、学業成績、人物ともに優れた学生に奨学金を給付し、有為な人材の育成を目的とし、1種は当該年次に納入した授業料相当額を、2種は当該年次に納入した授業料相当額の半額をそれぞれ給付する制度である。各年次の成績が抜群（1種）、優秀（2種）で、かつ、人物が優れていることを資格要件とし、学生委員会が候補者を選考している。なお、「清和大学学力特待生」及び「清和大学特待生」の両方に認定された場合は、給付額の高い方が適用される（給付額が合算されることはない）。

「清和大学スポーツ特待生」は、人物及び運動能力に優れた学生に奨学金を給付し、スポーツ学生の育成を目的とする制度である。第1種は4年間の学費（入学料、授業料、学生諸費・維持費）を、第2種は4年間の学費（入学料、授業料）を、第3種は4年間の学費（入学料、授業料2分の1）をそれぞれ給付する制度である【資料2-4-5】。

### (ii) 一人暮らし応援プラン

本学は、遠隔地からの入学者に対する独自の経済的支援制度「一人暮らし応援プラン」を設けている。これは、千葉県外（または県内でも通学時間が概ね90分以上の地域）在住の学生に対して、学務課を通じて割安の賃貸アパート・マンション等を紹介することに加えて、月額1万円の家賃補助を支給する制度である【資料2-4-6】。



(iii) 学費ローンの紹介等

各金融機関が提供する学費ローンについても、学生の必要度に応じて学務課が情報提供等の支援を行っている。さらに、オリエントコーポレーション（以下「オリコ」という。）、セディナ及びジャックスの各信販会社との提携による「学費サポートローン」を導入し、学費支弁者の便宜を図っている。令和6年（2024）年5月1日現在、各社の利用者の累計はオリコ233人、セディナ74人、ジャックス56人で総合計363人である【資料2-4-7】。

(iv) コロナ禍及び物価高騰に対応する支援

(ア) 「遠隔授業支援金」補助制度

令和2（2020）年度前期、オンライン授業の導入に伴い、学生各自の事情に合わせてネットワーク環境整備に要する費用（通信端末機器の新規購入及びレンタル《リース》契約費用、Wi-Fi やルーターなどの通信機器の新規整備費用、インターネット、モバイル回線の契約料・利用料等、ネットワーク授業の受講に必要な物品の購入費用等）について、上限1万円の支援を実施した（申請受付期間：令和2（2020）年5月11日～7月10日）【資料2-4-8】。

(イ) 健康診断補助金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月当初に予定していた学内学生健康診断を11月に延期したことに伴い、就職準備や教職課程等で実習・ボランティア活動に健康診断書が必要な場合で、民間医療施設で健康診断を受けた学生に健康診断にかかる費用を補助した【資料2-4-9】。

(ウ) 「学生生活支援補助金」

新型コロナウイルス感染症対策の経済的支援として、学生生活にかかる経費の一部について、上限1万円支援した（申込受付期間：令和2（2020）年11月10日～11月27日、12月8日～12月18日）【資料2-4-10】。

(エ) 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」

令和2（2020）年度と令和3（2021）年度、新型コロナウイルス感染症の影響で学びの継続が困難になっている学生を対象に、日本学生支援機構が実施する緊急給付金事業の適用を受け、134名に対し1人当たり10万円を給付した【資料2-4-11】。

(オ) 食料費の支援

日本学生支援機構から半額助成を受け、食糧費の補助として1人当たり2,000円分のクオカードを全学生に配布した（令和3（2021）年9月）【資料2-4-12】。

(カ) 1年次生対象「学生生活費支援補助」

1年次生を対象に、オンライン環境整備、教材購入等にかかる費用（上限1万円）を補助した（財源：後援会及び学友会：令和3（2021）年10月～11月）【資料2-4-13】。

(キ) ノートパソコン貸出

オンライン授業等で用いるパソコンを14台準備し、必要な学生に貸与した（令和3（2021）年11月～12月）。

(ク) 物価高に対する経済対策支援事業

円安やウクライナ情勢等の国際情勢に端を発し、資源価格上昇に伴う物価高の影響により厳しい生活を余儀なくされている学生等を支援するため、日本学生支援機構より補助を受け、1人あたり1,500円分の学生食堂食券を全学生に配布した（令和5（2023）年1月）

【資料 2-4-14】。

### 3) 学生の課外活動への支援

#### (i) 学友会活動の支援

本学では、学生主体の自治団体である「学友会」が学生生活の向上や課外活動の促進及び地域貢献活動に取り組んでおり、大学は学生部を通じて学友会活動に対する人的支援及び経済的支援を行っている。学務課学生係が学生に対する窓口となり各種相談に対応している。

#### (ア) 大学祭「清風祭」への支援

学友会の中で毎年度組織される「大学祭実行委員会」に対しては、学生部長及び学友会顧問(学生委員会委員である専任教員から選出)が相談対応や指導を担当している。また、人的支援(直接的なサポートを担当する教職員)が必要な場合には、学生部長、顧問及び学生が要請している。これらの活動は学生が納付する「学友会費」によって賄われているが、特に重要な行事と位置付けられている「大学祭」等については大学後援会が支援(補助金)を行っている【資料 2-4-15】。

#### (イ) 地域貢献活動への支援

学友会執行部の学生を中心に、多くの学生が木更津市等と共同(又は諸団体からの求めに応じて)で地域貢献活動やボランティア活動を実施しており、それらの活動を一層推進すべくサポートを行っている【資料 2-4-16】。

#### (ウ) 木更津市消防団機能別分団学生部

令和元(2019)年度から毎年、本学学生 15~20 名が学生消防団に入団し、地域や小学校での火災予防活動、災害時の避難誘導、応急救護に貢献している。学生部において団員の募集や消防署との連携を行っている【資料 2-4-17】。

(エ)「ONLINE×若者×きさらづ×ミライ ツナガルフェス 2021」(令和 3(2021)年 12 月 4 日:木更津市生涯学習課)への参加

これは「若者が木更津でつながる:未来のためにできること」をテーマに、木更津市に住み、学び、働く 10 代・20 代の若者が、地域の課題やそれぞれの取り組みについて情報交換、議論を行うことができる双方向性のオンラインイベントである。本学学生が実行委員並びに総合司会等を務め、「学生でツナガル」というプログラムを企画・実施し、本学学生だからできることをプレゼンテーションし、本イベントの成功に貢献した【資料 2-4-18】。

本学学生部においては、参加者の募集、企画立案のための指導、当日の会場設営、オンライン環境整備等のサポートを行った

#### (オ)「きさらづ未来会議」(令和 4(2022)年 5 月~7 月:木更津市企画部企画課)

令和 4(2022)年度に市制施行 80 周年を迎えた木更津市が「20 年後(100 周年)どのようなまちであってほしいか」考える会議(同年 5~7 月:計 4 回)に本学学生 6 名が参加した。最終回の 7 月 30 日(土)、学生たちが市民の前で提言等を発表し、会議終了後には渡辺芳邦(わたなべ よしくに)市長から感謝状が授与された。本学学生部においては、参加者の募集、自治体担当者との連携・調整等を行い支援した【資料 2-4-19】。

#### (カ) 放課後子ども教室「木一小あそぼん」(令和 4(2022)年 7 月~現在)へのボランティア

地域の子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、学習

や体験交流を行う事業「放課後こども教室」のボランティアに本学学生が継続的に（月 2 回）参加している。木更津第一小学校の事務局（保護者）から本学学友会代表学生に対してボランティアの依頼があり、学生部においてボランティア参加をサポートした。

（キ）木更津市市制施行 80 周年記念式典における登壇「きさらづ未来ビジョン」の提言（令和 4（2022）年 11 月 3 日）

木更津市市制施行 80 周年記念式典（於：同年 11 月 3 日かずさアカデミアホール）が挙行され、同式典において本学学生が登壇し、20 年後の木更津市を見据えた「きさらづ未来ビジョン」を発表した（進行 1 名、プレゼンテーション 2 名）【資料 2-4-20】。

（ii）その他の課外活動への支援

その他課外活動に対する各種相談にも学務課学生係が一次窓口として対応し、情報提供を含む対応を行っている。体力増進目的でのトレーニングセンターや体育館利用等のための施設利用も可能としており、利用上の諸手続きは学生係が担当している。

さらに、各種サークル・同好会の新設を含む学内での課外活動に対して、活動内容等に応じて活動費の補助を実施している【資料 2-4-21】。

なお、本学には社会人学生、編入学生、転入学生の在籍者数は極めて少ないため、これに特化した課外活動への支援制度は設けていない。しかし、一般学生と同様に学生部を通じて総合的な支援を行っており、特に履修に関して、各年次における演習科目を担当する専任教員が担任となる点も一般学生と同様であり、支援体制を整えている。法学系以外からの編入学生（2・3 年次への編入）については、1 年次の必修科目である「プレゼミ I・II」の履修を義務付け、その後に履修する専門教育科目の学修がスムーズにいくよう配慮した制度運用を行っている。

#### 4) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談

少人数教育を実施している本学においては、専門的かつ一元的な相談窓口を設けるよりも、相談者の必要に応じて、どこでも相談できる支援体制を構築し、窓口間の連携をとることを重視している。また、学内にさまざまな相談窓口があることを毎年 4 月のガイダンス時に学生に対して周知徹底している。

（i）保健室の設置

各種相談の中で、学生の健康相談及び心的支援の一次窓口は、学務課学生係が管理する保険室がこれを担っている。保健室には常勤の養護教諭 1 名に加え、看護師の資格を有する者を非常勤職員として配置し、2 名体制で学生対応に当っており、心身の健康に関する諸問題に対処している。特に専門性の高い対応が必要と考えられる学生の心的支援については、学外のカウンセラー（臨床心理士）や医療機関と連携し対応に当たっている（カウンセリングは予約制）【資料 2-4-22】。

保健室担当職員は、年度初めに実施される健康診断の結果を全学生にフィードバック及び面談を実施し、各学生の健康に関する潜在的なリスクを把握するよう努めている。

保健室で対応した相談内容については、守秘義務を逸脱しない範囲において学生相談室と情報を共有し、相談後のフォローに役立てている。

（ii）「担任制」による相談相手としての教員の支援体制

本学の特徴として、1 年～4 年次（留年者は 5 年次）まで「担任制」を採用しているため、各年次の演習科目（1 年次は「プレゼミ I・II」、2 年次は「法学政治学演習 I・II」

「教養演習Ⅰ・Ⅱ」のいずれか、3年次以降は「研究会Ⅰ・Ⅱ」を担当する専任教員が、各学生にとって最も身近な相談相手としての役割を担っている。これは日常の教育活動の中で行われているものであり、本学が誇る支援体制である。

(iii) オフィスアワー制度を活用した支援

さらに、2-2-②で既述したオフィスアワー制度を活用して学生からの各種相談に応じ、支援を行っている。

(iv) 学生相談室の設置

本学では、講義棟内1階に学生相談室を設置し、教職員が協働して常時相談に対応している(令和3(2021)年9月、5階にあった学生相談室を学友会室とし、学生相談室を1階に移転した)。学生のあらゆる相談に関する中心的な相談窓口として機能するとともに、保健室と連携して、学内関連部署及び外部専門機関との連絡・調整に当たっている。

また、令和3(2021)年10月、学期期間内外を問わず、オンラインによる学生相談窓口(専用メールアドレス)を設けて専任教職員が相談に応じる体制を整え、同年11月にはチャット機能の運用を開始した【資料2-4-23】。

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-4-1】学生委員会及び関連委員会(調査委員会等)の議事録

【資料2-4-2】「奨学金・特待生制度」大学ホームページ

【資料2-4-3】「日本学生支援機構奨学金」の利用状況

【資料2-4-4】「日本学生支援機構奨学金」学内説明会資料

【資料2-4-5】清和大学スポーツ特待生規程

【資料2-4-6】「一人暮らし応援プラン」の概要

【資料2-4-7】「学費サポートローン」の概要

【資料2-4-8】大学HP記事:「遠隔授業支援金補助制度のお知らせ」

[http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info\\_20200507\\_02.html](http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20200507_02.html)

【資料2-4-9】大学HP記事:「健康診断補助金申請について」

[http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info\\_20200629.html](http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20200629.html)

【資料2-4-10】大学HP記事:「清和大学「学生生活支援補助金交付」について」

[http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info\\_20201109.html](http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20201109.html)

[http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info\\_20201204.html](http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20201204.html) (追加補助)

【資料2-4-11】大学HP記事:「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請について」

[http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info\\_20211222.html](http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20211222.html) (第1次)

[http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info\\_20220203.html](http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20220203.html) (第2次)

[http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info\\_20220310.html](http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20220310.html) (第3次)

【資料2-4-12】クオカードの配布実績

【資料2-4-13】1年次生対象のオンライン環境整備・教材購入等費用支援の実績

【資料2-4-14】物価高に対する経済対策支援事業の実績

【資料2-4-15】「大学祭」に対する大学後援会の支援

【資料2-4-16】木更津市等と共同で実施する地域貢献活動やボランティア活動の状況

【資料2-4-17】学生消防団の概要(木更津市消防本部機能別分団学生部)

【資料 2-4-18】 大学 HP 記事：「学生の活躍：木更津市オンラインイベント『ONLINE×若者×きさらづ×ミライ ツナガルフェス 2021』への参加報告」

[http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news\\_20211206.html](http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news_20211206.html)

【資料 2-4-19】 大学 HP 記事：「学生の活躍：『きさらづ未来会議』への参加報告」

[http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news\\_20220810.html](http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news_20220810.html)

【資料 2-4-20】 大学 HP 記事：「学生の活躍：木更津市制施行 80 周年記念式典における学生たちの活躍」

[http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news\\_20221103.html](http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news_20221103.html)

<https://twitter.com/seiwauniv/status/1588360387355095041>

【資料 2-4-21】 2023 年度同好会・サークル活動補助支給額

【資料 2-4-22】 2023 年度保健室利用学生数

【資料 2-4-23】 オンライン学生相談室 対応マニュアル

### (3) 2-4 改善・向上方策（将来計画）

本学では、大学設置基準第 7 条の趣旨（教育研究実施組織等）に則り、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員及び事務職員等を置く組織を編制し、適切に運営している。

本学の学生サービス及び厚生補導を含む学生生活全般に関わる事項は学生部が所掌しており、学生部は「学生委員会」と「事務局学務課学生係」によって構成されている。これにより、教職員間の協働体制が組織的に構築され、学生委員会は原則として毎月 1 回定期的に開催され（必要のある場合には臨時学生委員会及び調査委員会等を開催）、課題の対応に当たっている。

次に、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談への支援も適切に行っている。本学では、相談者のニーズに応じるため、相談対応場所を複数設置し、各窓口間の連携をとることを重視しており、その体制について毎年 4 月のガイダンス時に学生に対して周知徹底している。健康相談及び心的支援の一次窓口は保健室がこれを担っており、保健室には常勤の養護教諭 1 名と看護師の資格を有する者を非常勤職員として配置しているが、令和 6 年度については、常勤の養護教諭が育児休暇中であるため、併設の高等学校と連携し、養護教諭の資格を有する者をローテーション配置することで学生の利便性を損なわないような体制を構築している。さらに、専門性の高い対応が必要と考えられる場合には、学外のカウンセラー（臨床心理士）や医療機関と連携して対応に当たっている。また、本学は少人数制教育の特徴を生かして「担任制」による専任教員の支援体制を構築している。さらに、中心的な相談窓口としての学生相談室はあらゆる相談に対応しており、保健室と連携して学内関連部署及び外部専門機関との連絡・調整に当たっている。

学生からの各種相談には専門的な対応が求められることがあることから、心理カウンセラーなど専門スタッフの常駐が望ましいが、現体制においては、研修等の機会を確保し、教職員スタッフが学生の支援に的確に当たれるよう能力の向上を図ることとする。

次に、学生の課外活動にも既述のように、様々な支援体制をとっており、適切に運営している。課外活動の中心は学生の自治団体である「学友会」であり、大学は学生部を通じて「学友会」活動に対する人的及び経済的支援を行っている。

また、学生に対する経済的な支援も奨学金等を通じて適切に行っている。本学の奨学金制度は「貸与型奨学金」と「給付型奨学金」とで構成されており、「清和大学スポーツ特待生」以外は全て学業成績及び人物ともに優れた学生を対象に学業を継続させることを目的とするものである。「清和大学スポーツ特待生」は、人物及び運動能力に優れた学生に奨学金を給付し、スポーツ学生の育成を目的とする制度である。本奨学金制度によって少なからず学生及び家計の負担を軽減出来ており、究極的には社会貢献の一翼を担っている奨学金制度であると自負している。

その他にも、常態的支援制度としての「一人暮らし応援プラン」、「学費ローンの紹介」やコロナ禍及び物価高騰に対応する特別支援としての「学生生活支援補助金」、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」等の経済支援を適切に行っている。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学のキャンパスは千葉県木更津市に位置している。木更津市は東京湾を横断する東京湾アクアラインによって神奈川県川崎市と結ばれており、東京都心部までのアクセスの良さからも、首都圏のベッドタウンとしての役割を担っている。近年、アクアラインの出口には、アウトレットパークや大型のショッピングモールがオープンし、週末になると大勢の観光客で賑わう、学生たちにとっても魅力的な街に成長した。本学は木更津市の中心部に所在しており、都会的な雰囲気と程よい自然が融合した環境を学生に提供することが出来ている。

本学の校地面積は 73,677.00 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準上必要な面積 7,900.00 m<sup>2</sup>を十分に上回っている。また、校舎面積についても 11,546.00 m<sup>2</sup>であり、同設置基準上必要な面積 4,792.70 m<sup>2</sup>を上回っている<表 2-5-1>。

本学の校舎は鉄筋コンクリート造 5 階建てで、大教室、中教室、小教室、演習室、研究室、コンピュータ教室、アクティブラーニング教室、視聴覚室及び図書館等からなる「本校舎」と、トレーニングセンターも完備した 2 階建ての「体育館」、柔剣道場である「真武殿」、多目的会議室である「報恩館」及び学生ホールと部室としての機能を持つ「真板幸男記念学生会館」を有している<表 2-5-2>。

本校舎は主に講義に使用されており、大小様々な教室を有し、講義の特性に合わせて、適切な規模での授業を展開している。講義室には、プロジェクタと大型スクリーン等を常設しており、ICT 機器を活用した授業が行われている。また、本学の特色である少人数教育を実施するために、3 階フロアは全てゼミ形式で授業を行うことができる演習室を配

置しているのが大きな特徴の一つである。

また、本学は「スポーツ法コース」を有しており、授業及び部活動のための体育施設の充実に努めてきた。木更津キャンパス内には運動場、体育館が整備されているほか、柔剣道場である「真武殿」、「トレーニングセンター」、「テニスコート」を設置し、更に学外には、野球場及びソフトボール場を整備し、学生はこれらの施設を授業及び課外活動に有効に活用している。

施設設備の管理については大学事務局総務課及び法人事務局管理部が連携して行っている。電気設備、消防設備及びエレベータ設備については、専門業者と委託契約を結び、関係法令等を遵守して安全管理に努めている。

清掃、植栽等の維持管理についても適宜・適切に行われており、整然とした環境を提供することを心掛けている。また、警備員の巡回や機械警備システムの活用により、学生の安全面についても配慮している。

本学は平成 6（2004）年に開学した新しい大学であり、本校舎は新耐震基準によって建築されているため、耐震性についての問題はない。本学の施設の中で、体育館のみが、旧耐震基準で建設されていたが、令和 5（2023）年度に耐震改修工事を完了した。

学生の通学の利便性を向上させるため、木更津駅から大学までの間で定期的にスクールバスの運行を行っている。また、本学では公共の交通機関での通学が困難な学生については、自家用車での通学を許可しており、自転車や自家用車等で通学する学生のために、駐輪場や駐車場についても整備している。

防災訓練についても定期的実施しており、学生、教職員等の安全面に配慮している【資料 2-5-1】。

なお、令和 5（2023）年に学生満足度調査を実施し、平成 29（2017）年から令和 5（2023）年までに実施した学生満足度調査のうち、施設・設備に対する学生の満足度の推移を点検した結果は下記のとおりである【資料 2-5-2】。

特筆すべきは、「食堂」に対する満足度が上昇した点である。平成 29（2017）年における、回答者の満足度は、「3.1」であった（回答を次の値に換算。「とても満足」=5、「どちらかといえば満足」=4、「どちらともいえない／普通」=3、「どちらかといえば不満」=2、「とても不満」=1）。その後、平成 30（2018）年に短期大学部校舎 1 階に新たにカフェテラス「Cocoro Terrace」が開業したことにより、学生にとって食堂が寛げる空間となり、食事のメニューも増えた。令和 3（2021）年には、満足度が「3.7」にまで上昇し、直近の令和 5（2023）年においても、「3.6」を維持している。

一方、「体育館」に対する満足度は、平成 29（2017）年の調査においては満足度が「3.2」であったが、平成 30（2018）年が「3.1」、令和元（2019）が「3.0」と低下し、翌 2 年は上昇したものの、直近の令和 5（2023）年調査においては「3.2」となっている。ここ数年、暑い夏が続いているが、体育館に冷房がないことが不満の原因と考えられる。

また、「トイレ」の満足度が低い傾向が続いている。平成 29（2017）年の調査においては、満足度が「2.9」であったが、令和 4（2022）年より「男子トイレ」と「女子トイレ」を分けて調査を始めた結果、特に女子トイレへの満足度が極端に低く、直近の令和 5（2023）年の調査では、男子トイレが「3.2」であるのに対して、女子トイレが「2.8」であった。

さらに、令和 4（2022）年から「学内 Wi-Fi」を調査項目に加えたところ、同年が「2.9」、

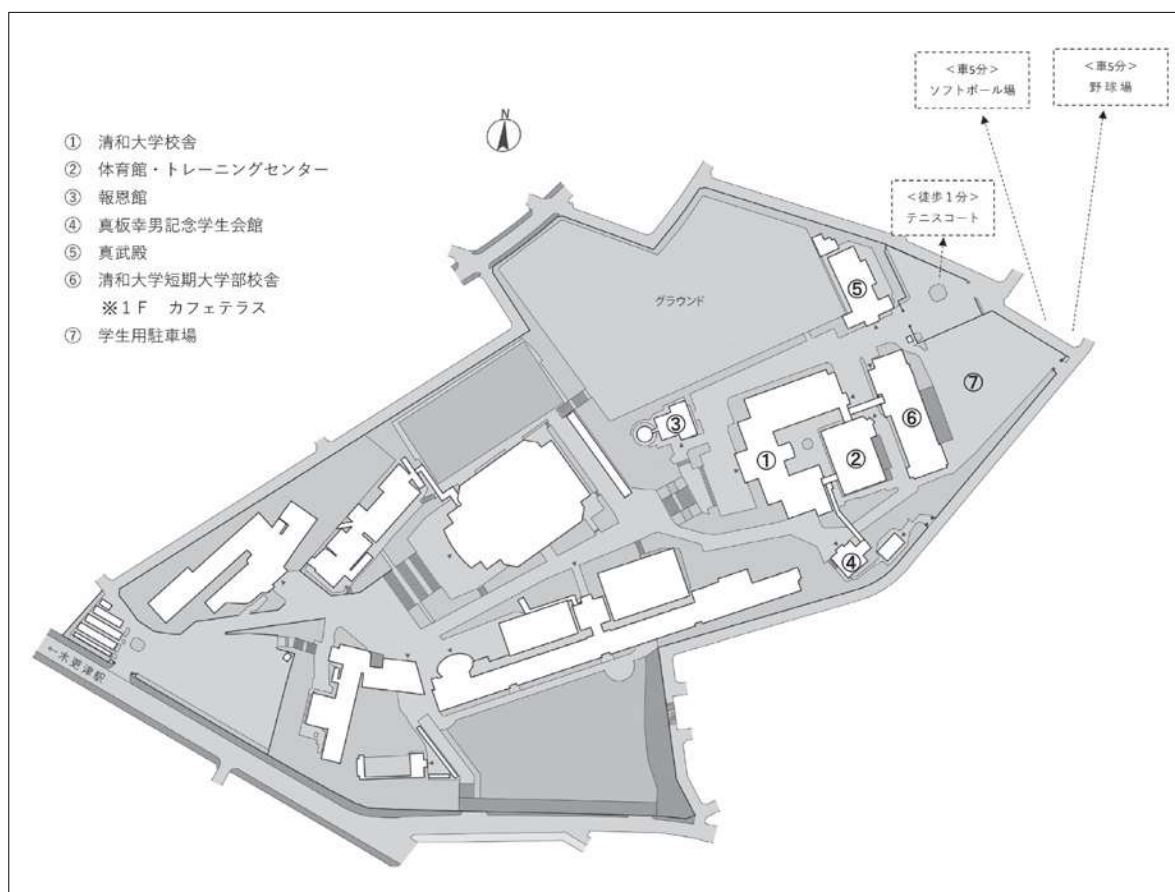
## 清和大学

令和5（2023）年が「2.8」と低調であった。順次、改善は図られているが、学生の満足度を上げるには至っていない。

＜表 2-5-1 校地、校舎の設置基準面積及び現有面積＞

区分	基準面積	現有面積	過不足	主要施設
校地	7,900.00 m <sup>2</sup>	73,677.00 m <sup>2</sup>	65,777.00 m <sup>2</sup>	校舎敷地、中尾運動場、矢那運動場、野球場、テニスコート、学生駐車場
校舎	4,792.70 m <sup>2</sup>	11,546.00 m <sup>2</sup>	6,753.30 m <sup>2</sup>	講義室、実習室、研究室、図書館、体育館、真武殿、真板幸男記念学生会館

＜表 2-5-2 校舎配置図＞



### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-1】 防災訓練実施関連資料

【資料 2-5-2】 施設・設備に対する学生の満足度の推移



## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 1) 実習施設

#### (i) 学内 LAN について

平成 27 (2015) 年 3 月に学内 LAN を再構築し、基幹ネットワークは伝送速度 10Gbps の光ファイバとし、教室、研究室、事務室などへは伝送速度 1Gbps の“より対線”を敷設した。授業が行われる教室には情報コンセントを設け (1211 教室を除く)、ゼミナール用教室 (3 階小規模教室) 及び一部講義用教室を除きプロジェクタも設置した。

情報システム委員会において無線 LAN による接続サービスも提供する必要があると判断し、セキュリティへの配慮を条件として平成 28 (2016) 年に教職員・学生向けの無線 LAN アクセスポイントを 10 台設置した。なお、令和 4 (2023) 年度には、学生ニーズの高まりや、コロナ禍による無線 LAN の利用に対応するべく、アクセスポイントを 10 台増設した。

インターネットへのアクセス速度はベストエフォート型の 1Gbps であり、現状ではコンピュータ教室での一斉アクセスに対してもストレスのないレスポンスを提供している。今後、更にアクセス速度を向上させるため SINET の導入・利用も検討している。

平成 23 (2011) 年から学内設置のサーバは必要最小限にしており、例えば電子メールは SaaS (Software as a Service)、Web サーバは学外設置のレンタルサーバを利用している。学内 LAN アクセスのためのユーザ ID およびパスワードは SaaS の電子メールでも利用可能な設定を行い、ユーザの利便性アップを実現している。また、ファイアウォールではインターネット側からのアクセスに対して必要最小限のポートのみを開けており、不正アクセスなどを防止する方策を実施しているし、アクセス記録保存の専用サーバも平成 26 (2014) 年 6 月から運用しており、万が一不正アクセスを受けても、そのアクセス記録は残る仕組みとしている。

なお、令和 3 (2021) 年 8 月に学内設置の全サーバ入替えと Fortinet FortiAnalyzer の導入を行った。サーバの性能・機能やセキュリティが上がり、学生の利用環境も向上している。

#### (ii) コンピュータ教室について

クライアントコンピュータが設置してある教室は 1205 および 1206 教室であり、1206 教室は平成 31 年 (2019) 年 3 月、1205 教室は令和 3 (2021) 年 8 月に PC の入替を実施した。1205 教室は学生用 36 台、教員用 1 台設置、1206 教室は学生用 40 台、教員用 1 台を設置しており、各教室にカラープリンターを 1 台設置している。

セキュリティについては、1205 教室、1206 教室ともにウイルス対策ソフトを導入し、更新定義ファイルを最新の状態に維持するとともに、Windows Update も毎月実施して常に最新かつ安全な状態を学生に提供している。また、1205 教室には環境復元ソフト瞬快 (上) を導入しており、令和 6 (2024) 年度には 1206 教室にも導入予定である。なお、両教室とも授業時間外は学生に開放され、各自で授業課題などに取り組める環境を提供している。

さらに、図書館にもクライアントコンピュータ 15 台、カラープリンター 2 台、モノクロプリンター 1 台を設置し、学生の自学に使用できる環境を提供している。また、学生が使用するスマートフォンやタブレット端末の増加に配慮し、カラープリンターの 1 台は、図書館内のアクセスポイントに接続することで各デバイスからも印刷できる仕様となっている。

(iii) アクティブラーニング教室の設置

前回（平成 29（2017）年）認証評価受審時には、学生参加型授業を積極的に推進するためにもアクティブラーニング教室等の整備が必要であることを課題としていた。その後、実際に、本学にアクティブラーニング教室を備えるに至った【資料 2-5-3】。

2) 図書館等の有効活用

図書館は、大学の研究及び教育活動をサポートする重要な機関である。令和 6（2024）年 5 月 1 日現在の蔵書数は 90,348 冊であり、収容可能蔵書数（94,900 冊）の 95.2%となっている。現蔵書数は、大学の教育研究目的を達成するための要件を満たす蔵書数となっている【資料 2-5-4】。

図書館委員会では、蔵書内容を充実させるため、年 4 回にわたる主に新刊書を対象とした選書、年 2 回にわたる教職員を対象とした購入希望図書アンケートを定期的実施しているほか、学生からの購入希望図書についても随時対応することとしている。図書館委員による選書基準に従った選書に加え、全教職員対象のアンケートや学生の希望も採り入れることによって、委員の選書内容を補い、利用者の希望に添った収書を図っている。加えて、各科目のシラバスに掲載された教科書・参考書については、学生の見やすい場所に配架し、学修の便宜を図っている。

現状では、毎年 1,500 冊前後のペースで新規蔵書増加となっており、近い将来、図書館の蔵書数が収容可能蔵書数に到達することは必至である。これに対処するため、電子書籍の導入、書架増設、或いは蔵書数の絞り込み（具体的には、廃棄基準を見直し、本学での保存の必要性の低い蔵書の書架からの撤去）などを図書館委員会で検討し、法人本部とも相談の上、取り組んでいる。令和 3（2021）年度には、より適切な蔵書構成を実現するため、「清和大学図書館図書選定基準」を改訂し、令和 4（2022）年度には、書架の一部増設を実現した。今後は「資料廃棄基準」の見直しを継続して行い、限られた蔵書スペース等の有効活用を一層進める予定である【資料 2-5-5】。

大学生の本離れが深刻な問題となっていることもあり、本学では従来から、新入生全体に向けたガイダンスの一環として「図書館ガイダンス」を実施することに加え、1 年次における演習科目「プレゼミ I」において、「クラス別図書館ガイダンス」も実施している。これは、蔵書検索（OPAC）の利用方法などを教員及び図書館職員が連携して学生に指導し徹底を図るものであるが、令和 3（2021）年度においては、コロナウイルス感染症対策のため 1 年次にはガイダンスを受講できなかった 2 年次生をも対象として、演習科目「教養演習 I」において「図書館ガイダンス」を実施し、図書館利用方法の指導徹底に努めた。

なお併せて図書館では、在学中を通じて学生の知的好奇心を喚起させ、読書習慣を形成させるため、教員から学生に対して『大学生の間に読んでおきたい本』を推薦する制度を、平成 25（2013）年以来実施してきており、新刊本等も加えて数年ごとに推薦図書のリニューアルを行い、令和 4 年（2022）度には 18 名の教員から合計 101 冊の図書が学生向けに推薦された【資料 2-5-6】。

図書館業務管理サーバは令和 4（2022）年 3 月に更新され、学内及び学外からの蔵書検索はブラウザから行えるようになった。2-5-②1) (ii)でも既述したように、図書館には学内 LAN 接続のクライアントコンピュータ 15 台、タブレット 6 台、カラープリンター 2

台、モノクロプリンター1台が設置されており、学内図書の検索はもちろん学外図書の検索、新聞・法情報データベースサービスの利用、電子雑誌あるいは電子書籍閲覧も可能となっているほか、電子書籍・電子雑誌は学外からも利用可能となっている。また、図書館設置のクライアント・タブレットは図書検索等に限定するわけではなく、オンライン授業の受講（イヤホン装着による）や課題レポート・卒業論文などの作成にも利用することができる。

図書館による地域貢献も重要課題であるところ、清和大学図書館長は「木更津市図書館協議会」委員に任命されており、木更津市立図書館の運営に関し、木更津市立図書館長の諮問に応じ、図書館奉仕について意見を述べる機会を持っている【資料 2-5-7】。

図書館の開館日・開館時間の確保は図書館サービスの根幹であり、「利用者が利用したいときに利用できる」ことが理想である。既に平成 28（2016）年度後期から、授業終了時刻より延長して開館する措置を実施してきていたが、新型コロナウイルスの感染拡大後には、令和 3（2021）年度は、感染防止のため開館日・開館時間、閲覧テーブルの着席人数等に制限を加えざるを得なかった。しかし、この事態も、令和 4（2022）年 3 月下旬には蔓延防止等重点措置の解除に伴って文部科学省高等教育局から発出された「事務連絡」に対応して、令和 4（2022）年度新学期授業より閉館時刻を繰り下げる等、制限緩和措置を講じた【資料 2-5-8】。

電子書籍・電子雑誌は図書館の開館時間に限定されず利用可能であり、また、書架等のスペースの有効活用の面からも収書の拡充が望ましい。現在、電子雑誌のうち最新号の全文閲覧可能な洋雑誌については、冊子体を停止し、電子雑誌のみに切り替えているが、和雑誌・和書についてはほぼ未着手である。今後、和雑誌・和書についても「蔵書の電子化」を検討していく。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-3】 アクティブラーニング教室整備資料

【資料 2-5-4】 蔵書数を示す資料

【資料 2-5-5】 改定した選書基準、新規蔵書の増加についての図書館委員会資料

【資料 2-5-6】 「大学生の間に読んでおきたい本」の推薦依頼文書（教授会報告資料）

【資料 2-5-7】 木更津市立図書館との協同での大学祭イベント資料

【資料 2-5-8】 開館状況、平成 28（2016）年度後期「図書館開館時間延長に関する資料」  
令和 4（2022）年度 4 月「利用制限緩和措置に関する資料」

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、障がいを持った方でも学修ができる環境を構築するため、バリアフリーについても対応を進めており、スロープ、エレベータ、障害者用トイレ、障害者用駐車スペースを整備している。階段教室等においても車椅子のまま授業を受けることができるスペースを設置し、障がいを持つ学生にとっても、負担が少なく学修を継続できる体制をとっている。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数については、教育効果を基準に考えれば出来るだけ少人数教育を実施することが望ましい。この点、本学では設立当初から少人数教育を実施しており、授業を行う学生数の適切な管理を行っている。

講義科目の場合でも、必修科目と選択必修科目については特に教育的効果に留意しつつ、授業実施時の学生数が適正人数となるような科目定員の基準を設定している。

(i) 入門・概論科目（講義科目）

専門科目の基礎を成す「法学入門」「憲法概論」「民法概論」（1年次前期／再履修は1年次後期以降）、「刑法概論」「商法概論」「行政法概論」（1年次後期／再履修は2年次前期以降）は、対面開講の場合、主として新入生対象の4クラスに加え、再履修者専用クラスを設置して各クラスの履修者数の抑制を図っている。新入生対象クラスでは50名以内を基準に新入生を割り振った上で、15名程度の再履修者枠を設けている。再履修者専用クラスは年度毎の対象者数に変動があるが、60名前後を目安として定員を設定している。平成30（2018）年度以降、一部の科目では入学定員超過等の影響で再履修対象者数の増加がみられるが、再履修クラスを臨時増設することで適正な履修定員を維持している【資料2-5-9】。

(ii) 演習科目

各年次の演習科目はクラス定員を原則として20名以内としている【資料2-5-10】。ただし、既述〔2-5-②1〕(iii)のとおり平成31（2019）年に完成したアクティブラーニング（AL）教室は、最大30名の履修者を6グループに分けて演習を実施することが可能な設備となっており、当該教室を割り当てる科目については25名まで履修登録を認めている。実際に当該教室を演習科目の授業で使用している教員からは、履修者数が20名以内の場合と比較しても不都合はなく、むしろ活発な議論がなされることも多い旨の意見も寄せられている【資料2-5-11】。

1年次の必修科目である「プレゼミⅠ・Ⅱ」と「フレッシュマン・セミナーⅠ・Ⅱ」はいずれも初年次教育ゼミというコンセプトの科目である。前者は専門教育分野の専任教員が、後者は主として教養教育分野の専任教員がそれぞれ担当するため開講可能クラス数の制約があり、年度によっては1クラスの人数が20名を若干上回る場合もあるが、原則として1クラスの人数を20名に制限し、1人の専任教員の「目が行き届く人数」での開講を心掛けている。

(iii) 外国語科目

外国語科目の授業は言語を問わず、学生の発声・筆記等の実践に対して教員が適宜指導を加えるという要素を多分に含むことなどから、担当教員の意見も参考に1クラスの履修定員の目安を設定している。各言語の学修の出発点となる科目（例；「英語Ⅰ」／以下、英語を例に記述する）では1クラス40名を目安としている。後述の他科目と比べるとやや多めの定員となっているが、これは基礎的な文法事項の説明を始めとして授業内で担当教員からの教授に割く時間が相対的に長く、履修者による演習やそれに対する担当教員からの助言・指導のための時間がやや短いという科目特性を念頭に、外国語科目担当教員の意見も踏まえて設定した人数である。その他の科目（例；「英語Ⅱ～Ⅳ」）は、授業内演習等による一層の教育効果が見込める人数として1クラス25名を目安としている【資料2-5-12】。

また、学生が履修を希望する言語に関するアンケートを適宜実施するなどしてニーズの

把握に努め、履修希望者が多い場合については同一科目の同時開講クラス数を増やすなどして、適正人数の維持と学修機会の提供を両立させる体制をとっている。

(iv) 履修ニーズへの対応など

いわゆるコロナ禍の終息により、本学も再び授業の対面開講を原則としているが、他方で学生の履修ニーズや学修方法の多様化への対応等の観点から、一部の科目をオンデマンド型のオンライン授業として開講している。時間割編成と教室数等の設備上の制約から対面開講科目のみでは全ての学生の履修ニーズに応えることが難しかったが、コロナ禍への対応を通じて蓄積されたノウハウに基づいてオンライン授業を有効活用することにより、より多くの履修ニーズへの対応が可能となった【資料 2-5-13】。なお、オンライン開講科目の履修定員は原則として本学で最大規模の教室定員である 200 名とし、担当教員に対する過度の負担とならないように配慮している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-9】 入門・概論科目のクラスと履修者数一覧〔令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度〕

【資料 2-5-10】 演習科目のクラスと履修者数一覧〔令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度〕

【資料 2-5-11】 アクティブラーニング教室整備資料

【資料 2-5-12】 外国語科目の科目別クラス数とクラス別履修者数一覧〔令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度〕

【資料 2-5-13】 オンライン開講科目と履修者数一覧〔令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度〕

(3) 2—5 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、既述したように、校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の学修環境の整備を行い、適切な運営・管理を行っている。また、図書館は適切な規模を有しており、十分な学術情報資料を確保している。また、開館時間を含め十分に利用できる環境を整備している。さらには、教育目的達成のためにコンピュータなどの ICT 機器・施設を適切に整備している。また、授業を行うクラスサイズについても、教育効果を考慮し、設立時より少人数教育を実施している。

なお、教育環境の整備については、校舎は竣工から 20 年を超え、少しずつ機能的な劣化が見られるようになったが、平成 28（2016）年度には空調設備について全面改修を実施し、利便性の改善と省エネの効果を得ることができた。また、令和元年（2019）年度に、清和大学短期大学部の新校舎が、大学校舎に隣接する形で竣工し、両校の施設を共有で使用することによって、双方の学生にとっての利便性を向上させることができている。特に 1 階カフェテリア部分については、学生達にとって居心地の良い空間となっており、ただ単に食事をする場としてだけでなく、学生達の交流の場や、グループ学習や自学自習の場としても有効に活用されている。今後も学内無線 LAN 接続サービスの継続的整備やトイレの改修といった機能面での改善を中心に環境整備に取り組んでいきたい。また、平成 31（2019）年 3 月、学生参加型授業を積極的に推進するためのアクティブラーニング教室の整備につ

いて実施した。また、平成 28 (2016) 年 11 月、3 教室に無線 LAN アクセスポイントを設置し、アクティブラーニングや授業での BYOD(Bring Your Own Device) 利用を試験的に実施し、そのノウハウを蓄積している段階である。

以上のように、学生の学習環境の整備は計画的に実施してきたが、施設面と設備面については改善の余地がある。地球環境にやさしい大学を目指し、校舎内照明の LED 化について段階的に進めていく。また、学生の利便性の向上から、学内の Wi-fi 環境については更なる改善を検討している。更にキャンパスアメニティの向上を目的として、トイレの改修を計画的に実施していく。衛生面や学生にとっての使い心地へ配慮し、より魅力あるキャンパスになることを目標としている。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学は、学生への学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映させている。

#### 1) 学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムの確立

本学では、基準項目 2-4-①で既述したとおり、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させており、学生生活全般に関する学生の意見等をくみ上げる仕組みを適切に整備している。学生から学務課学生係や担任の専任教員に寄せられた意見等は、その採否や実現方法を含めて、速やかに学生委員会で検討する仕組みをとっている。さらに、学生の意見等をくみ上げる仕組みを一層強化するために、平成 28(2016)年度に新たに開始した「学生満足度調査」を今後も継続的に実施し、その分析・結果を積み重ね、学友会学生委員とも議論し、さらに学生の満足度向上を図っていく方針である。

#### 2) 学生満足度調査

本学では、平成 24(2012)年に「学生食堂改善のためのアンケート」を実施し【資料 2-6-1】、メニュー改善や食堂営業時間延長等の成果をあげるなど、学生の意見をくみ上げ、学生の満足度を高めるための施策を実施してきた。その後、平成 28(2016)年度前期には学生生活全般に関する学生の意見等をくみ上げるため、「学生満足度調査」を実施した【資料 2-6-2】。

その後も継続して同調査を実施しており、令和 4(2022)年 9 月～10 月にかけて実施した調査では、470 名の学生 (全学生の 60%) から回答を得た【資料 2-6-3】。

<令和 4 (2022) 年度学生満足度調査結果の概略>

本調査は、本学の教育内容、教育環境、学生生活支援及び施設・設備関係について 28 項

目の質問から構成されている。

本調査において評価平均が低い項目は、女子トイレ、男子トイレ、学内 Wi-Fi であった。トイレについては、評価が低い要因について学生にヒアリングを実施し、その結果をもとに学園に改善を求めた。学内 Wi-Fi については、令和 4(2022)年 7 月に改善を実施したが、学生からの評価が低かったため、その原因を情報システム委員会にて再調査し、46 名の回答を得た(令和 5(2023)年 3 月)。その結果、令和 4(2022)年の 7 月に実施した Wi-Fi 設備を整備について、6 割(58.7%)の学生が知らなかったため、令和 5(2023)年 4 月、新生生には入学時に告知するなど、周知を図った【資料 2-6-4】。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-6-1】平成 24(2012)年「学生食堂改善のためのアンケート」資料

【資料 2-6-2】平成 28(2016)年度「学生満足度調査」資料

【資料 2-6-3】「学生満足度調査」資料 平成 29(2017)年度～令和 5 年(2023)年度

【資料 2-6-4】令和 5(2023)年 3 月「清和大学の Wi-Fi に関する調査結果」

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 1) 心身に関する健康相談について

心身に関する健康相談については、学生相談室と保健室とを連携させ、学内関連部署及び外部専門機関との連絡・調整に当たっており、学生の意見・要望の把握に努めている。

心的支援を必要とする相談に対しては、保健室が一次対応をする場合が多いため、学生相談室と保健室のスタッフが定期的に情報共有をしている。

これらの情報については、学生相談室担当教員が電子媒体で、保健室担当職員が紙媒体でそれぞれ厳重に管理しており、原則として他の教職員に情報を知らせることはしないが、教授会限りで報告し、専任教員も情報を共有することによって学生の状況把握や分析・検討結果に繋げている。また、必要に応じて、学外の専門家(臨床心理士)や医療機関のサポートを得ている。

#### 2) 経済的支援について

経済的支援には、支援活動への応募によるもの(奨学金、希望学生に対する支援)と、全学生に対するもの(食費支援等)があるが、経済的に困窮している学生については、学費延納状況(総務課からの定期的な情報)及び担任制教員からの情報により把握し、大学側(学生部)から積極的に対応可能な支援を紹介している。

また、それらの情報を教授会で報告し、専任教員間で共有することによって、当該学生のみならず、他の経済的困窮学生への対応にも活かしている。

その結果、本学では、2-4-①で既述したとおり、各種経済支援(例：生活困窮学生への経済的支援、学内外奨学金制度の活用、食料費支援、パソコンの貸与《学修支援》等)を実施している。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、

施設・設備の改善に反映している。この点に関しては、学生による学生満足度調査を活用して要望の把握に務めており、その結果を学友会執行部のメンバーを中心とした学生が主体となって分析している。2-6-①で既述したとおり、令和 3(2021)年度にはトイレに関する評価が低い要因について学生にヒアリングを実施し、その結果をもとに学園に改善を求めた。

次に、令和 5(2023)年度の調査では、具体的な要望や提案をくみ上げるべく、自由記述の調査を実施し(10月)、503名の学生(全学生の65%)から回答を得た。それらの記述によって、量的数値からは読み取れない、具体的で細かな要望を明らかにすることができた。相対的に評価の低いトイレやWi-Fiに関する不満のみならず、食堂、トレーニング室、スクールバス等に関する具体的な改善要望があった【資料2-6-5】。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料2-6-5】令和5(2023)年「学生満足度調査」資料

### (3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

今後、学生のあらゆる分野の意見・要望を的確にくみ上げるため、「学生満足度調査」の質問項目を随時見直し、常に精度のより高い調査を目指していく。また、その調査結果の分析・検討については、調査項目の性質ごとに、学生委員会、教学委員会、キャリアサポート委員会等、委員会ごとに行うほか、組織横断的な意見・要望については学長室会議でも取り上げ、全学を挙げて取り組み、より質の高い学生満足度向上対策を実現していく。

#### 〔基準2の自己評価〕

本学においては、特に入学定員に沿った適切な学生受け入れ数を維持することが最重要であり、従来にもまして、併設高等学校(木更津総合高等学校、市原中央高等学校)や平成29(2017)年3月に教育提携協定を締結した近隣の高等学校と、一層の高大連携を推進する。

また、大学受験生にとって魅力的な教育内容の提供のための継続的な教育改革と、広報活動(大学ホームページ、大学案内等)にも一層の工夫をしていく。

本学では、就職に対する相談体制に関し、全学的かつ個別的に運営しているため、「高い就職率と公務員に強い大学」として社会に認知されており、学生に対する社会的・職業的自立に関する指導のための体制を適切に運営している。今後は各運動部に対してインターンシップへの参加を優先させるべく各部での調整を図っていく。また、最近、教職課程の履修者が増加傾向にあるため、キャリアセンターと教職課程委員会との連携を一層密にし、学生の希望進路の支援に万全を期していく。

本学では大学設置基準第7条の趣旨(厚生補導の組織)に則り、学生サービス及び厚生補導のための組織を設置し、適切に運営している。学生サービス及び厚生補導に関わる事項は学生部が所掌しており、学生部は「学生委員会」と「事務局学務課学生係」によって構成されている。学生委員会は原則として毎月1回定例的に開催されており、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談への支援も適切に行っている。本学は少人数制教育の特徴を生かして「担任制」による専任教員の支援体制を構築しているが、この支援体



制は長年にわたり実施しているものである。また、学生の課外活動や奨学金など学生に対する支援も適切に行っている。

本学の校地面積は大学設置基準上必要な面積を十分に上回っており、校舎面積についても同設置基準を上回っている。本校舎の講義室には、プロジェクタと大型スクリーン等を常設しており、ICT機器を活用した授業が行われている。また、3階フロアは全てゼミ形式で授業を行うことができる演習室を配置している。本学は「スポーツ法コース」を有しているため、木更津キャンパス内には運動場、体育館が整備されているほか、柔剣道場である「真武殿」、「トレーニングセンター」、「テニスコート」を設置し、更に学外には、野球場及びソフトボール場を整備している。

電気設備、消防設備及びエレベータ設備については、専門業者と委託契約を結び、関係法令等を遵守して安全管理に努めている。

清掃、植栽等の維持管理についても適宜・適切に行われており、整然とした環境を提供しており、警備員の巡回や機械警備システムの活用により、学生の安全面についても配慮している。本校舎は新耐震基準によって建築されているため、耐震性についての問題はない。体育館のみが旧耐震基準で建設されていたが、令和5(2023)年度中に耐震改修工事を完了した。

学生の通学の利便性を向上させるため、木更津駅から大学までの間で定期的にスクールバスの運行を行っており、公共の交通機関での通学が困難な学生については、自家用車での通学を許可しており、自転車や自家用車等で通学する学生のために、駐輪場や駐車場についても整備している。防災訓練についても定期的に行っており、学生、教職員等の安全面に配慮している。

次に、実習施設、図書館についても有効活用を行っている。実習施設として教育目的の達成のため、ICT環境を適切に整備している。平成27(2015)年3月に学内LANを再構築し、その後順次環境を整備した。コンピュータ教室におけるPCの入替を実施し、現在、台数的にも充実している。セキュリティについてもウイルス対策を実施し、更新定義ファイルも常に最新の状態である。また、学生参加型授業を積極的に推進するため、アクティブラーニング教室も設置済みである。

本学の図書館の蔵書数は、大学の教育研究目的を達成するための要件を満たす蔵書数となっている。現状では、毎年1,500冊前後のペースで新規蔵書増加となっており、近い将来、図書館の蔵書数が収容可能蔵書数に到達することから、電子書籍の導入、書架増設、蔵書数の絞り込み等に取り組んでいる。図書館業務管理サーバは令和4(2022)年3月に更新され、図書館には学内LAN接続のクライアント15台、タブレット6台、及びカラープリンター2台、モノクロプリンター1台が設置されており、学内外図書の検索、新聞・法情報データベースサービスの利用、電子雑誌、電子書籍の閲覧も可能となっている。また、清和大学図書館長は「木更津市図書館協議会」委員に任命されており、木更津市立図書館長の諮問に応じ、図書館奉仕について意見を述べる機会を持っている。図書館による地域貢献の一環である。

学生の満足度を上げるため、「学生満足度調査」の質問項目を随時見直し、常に精度のより高い調査を目指していく。また、全学を挙げて取り組み、学生満足度の向上を目指す。

### 基準3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業判定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な運用

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な運用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

###### 1) 策定

本学の教育理念、目的並びに使命（学則第1条第1項）を前提とする法学部法律学科の教育目的は、①法学基礎教育の充実、②現代社会の情報化・多様化への対応、③実学を重視したリーガルマインドの涵養、④国際化時代への対応である（学則第1条第2項）。この目的を踏まえ、以下のような能力及び人間性を備え、かつ所定の期間在学し、基準となる単位数を修得した学生に学士（法学）の学位を授与することを、ディプロマ・ポリシーとして策定している【資料3-1-1】。

＜表3-1-1 清和大学ディプロマ・ポリシー＞

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 基本法科目並びに幅広い法分野科目の学修を通して得たリーガルマインドや実用的な知識を活かし、地域社会や国際社会のなかで活躍できる能力</li><li>2. 4年間にわたる「演習」「研究会」などの双方向の授業を通して獲得される、論理的思考、課題探求、情報発信、コミュニケーション等ができる能力</li><li>3. 幅広い分野の学修を通して現代社会の情報化・多様化に適応し、本学の建学の精神や基本理念である「真心教育」をよく理解した豊かな人間性</li><li>4. 広く言語や文化に関わる科目の学修を通して涵養される諸外国・諸文化への理解を基礎に、国内外を問わず、多様な背景をもつ人々を尊重し協働することができる「真心」をもった人間性</li></ol> |
|---|

###### 2) 周知

本学のディプロマ・ポリシーは、大学Webサイトや履修要覧をはじめとする各種媒体上に記載してその周知を図っている。

###### 【エビデンス集(資料編)】

【資料3-1-1】 ディプロマ・ポリシー

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な運用

###### 1) 単位認定基準

授業科目の単位認定は試験によって行うことが、学則及び「清和大学試験及び成績評価規程（以下、「試験及び成績評価規程」）で規定されている。試験の方法は筆記試験を原則とするが、口述試験、レポートの提出、平常点等によって筆記試験に代えることができるものとされ（試験及び成績評価規程第4条）、科目特性や教育効果を踏まえて担当教員が事前に決定する【資料3-1-2】。

全科目のシラバスにおいて評価方法（各方法の割合を含む）と評価基準を明示することで学生に対する事前周知の徹底を図っている。また、シラバスには当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連性やその程度を示す記号を表示し、学修にあたり履修者が意識すべき成果の周知も併せて図っている【資料3-1-3】【資料3-1-4】。担当教員が作成したシラバスは学生への公表前に教学委員がチェックし、評価方法や評価基準の設定に問題がある場合には教学部長が当該教員に対して修正を指示する運用を行っている。

科目共通の成績評価基準と対応する評語等は下表のとおりである【資料3-1-5】。

<表3-1-2 成績評価基準と対応する評語等>

評価 (素点)	100～90	89～80	79～70	69～60	59～40	39以下	評価不能
評語	S	A	B	C	D	E	F
判定	合格				不合格		

平成31(2019)年度以降は単位の実質化の一環として、試験及び成績評価規程第3条において、いわゆる「出席要件」を課すこととした【資料3-1-6】。全科目で全授業回の出欠登録を必須とし、履修者は単位認定の前提として授業時間数の3分の2以上（標準的には15回中10回以上）の出席が必要となり、出席要件を充足しない科目はF評価（評価不能）となる。これについても年度毎に配布される履修要覧（原則として入学時に配布）や学期毎に実施する教学ガイダンスの配布資料等を通じて、繰り返し周知して厳正な運用を行っている【資料3-1-7】。

## 2) 卒業認定基準

本学における卒業認定基準は、卒業要件として学則第39条に規定されており、「本学において卒業資格を得るためには、本学に4年以上在学し、別表1に定めるところに従い、必修科目及び選択必修科目を含め、128単位以上を履修し、単位を修得しなければならない。」とされている。

学則別表1では、授業科目が学修内容により「基礎科目」と「専門教育科目」に区分され、前者はさらに「基本科目」「外国語科目」「保健体育科目」に区分されている。また、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえて各科目はコース毎に「必修科目」「選択必修科目」「必履修科目」「選択必履修科目」「その他（選択科目）」に分類される【資料3-1-8】。これらの区分及び分類に従って単位修得をしなければ卒業認定基準を満たさないことは、新入生ガイダンスと各学期始めの教学ガイダンスによって繰り返し周知している。

なお、卒業要件の一部は、学部の授業科目以外による単位認定制度によって充足するこ

とが可能である。具体的には、本学キャリアセンター開講科目の履修や学外機関が実施する研修による学修成果などについて、所定の手続きを経て単位認定を受け、卒業要件単位に参入することが認められている。これらの制度による単位認定と卒業要件単位への算入には上限を設定し【資料 3-1-9】、その学修成果は学部の授業科目の履修を通じた単位修得によって行われることが担保されており、かつ、厳正な運用を行っている。

### 3) その他

本学では進級制を採用していないため進級基準はないが、段階的な学修が不可欠と考えられる一部の科目については履修条件による他科目との関連付けを行い、前提となる科目の単位を修得しなければ次段階の科目の履修登録が認められない仕組みをとっている。たとえば英語学修の基礎的素養の修得を主眼とする「英語Ⅰ」の単位を修得しなければ「英語Ⅱ～Ⅳ」を履修することができない（ドイツ語、フランス語、中国語も同様の仕組みである）。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-2】 学則第 26 条第 1 項、試験及び成績評価規程第 4 条

【資料 3-1-3】 令和 6 (2024) 年度シラバス作成要領

【資料 3-1-4】 シラバス、学生向けシラバス等説明資料

【資料 3-1-5】 学則第 30 条、試験及び成績評価規程第 24 条、「教務システム Web 成績入力について」

【資料 3-1-6】 試験及び成績評価規程第 3 条

【資料 3-1-7】 教学ガイダンス説明用スライド、配布資料

【資料 3-1-8】 学則別表 1

【資料 3-1-9】 学則第 26 条～28 条、キャリアセンター開講授業科目履修規則第 5 条、国際交流委員会の所管する短期研修に関する規則第 5～6 条

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な運用

#### 1) 単位認定基準の厳正な運用

全科目において出席確認を徹底し、単位認定の前提として出席要件（授業実施回数の 2/3 以上の出席を要する）を課しており、同要件を充たさない履修者は単位不認定としている【資料 3-1-10】。出欠情報は教務システムに蓄積され、専任教職員が各学生の科目別出欠状況を確認することができ、学修指導や退学防止等の基礎情報として活用している。

成績評価項目と基準を含む情報をシラバスに掲載し、履修者にとって明確なものとなるようにしている。平成 26(2018)年以降、シラバス記載項目の充実を図り、15 回の授業における授業外学修（予習・復習）の内容や授業外学修時間の目安等も記載し、各科目の到達目標達成のために取り組むべき事柄を履修者に明示できるよう工夫してきた。

成績評価に関しては、S～F の評語による成績評価の他、GPA による評価も行い、学修成果の客観的把握や学修状況の改善指導にも活用できるものとなっている【資料 3-1-11】。また、成績評価が S・A に著しく偏ることを避けることを目的とする「成績評価に関する指針」を策定し、科目特性を踏まえて対象外とする一部科目を除き、全科目に適用している【資料 3-1-12】。

なお、教員の成績評価情報入力後、学務課教務係において各科目の評価状況（評価別の人数比）の確認を行い、指針から著しく乖離した科目については教学部長が科目担当者から事情の聴き取りを行い、必要に応じて評価状況の是正を促すこととしている。

## 2) 卒業認定基準の厳正な運用

上記1)単位認定基準の厳正な運用を経て、4年次生以上の卒業要件単位の充足状況を学務課教務係が集計し、卒業判定資料を作成する。この資料に基づいて教学委員会および教授会で審議し、卒業を可と判定された学生についてのみ最終的に学長が卒業を認定する

【資料 3-1-13】。

### 【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-10】 試験及び成績評価規程第 3 条第 1 項

【資料 3-1-11】 GPA 制度に関する規則第 9 条

【資料 3-1-12】 「教務システム Web 成績入力について」 2 頁 4

【資料 3-1-13】 学則第 40 条

### (3) 3—1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーとそれを踏まえた単位認定基準や卒業認定基準については、時代の変化や実社会からの要請を常に意識しながら、教学委員会を中心に定期的な点検や見直しを実施すると共に、引き続き各基準の厳格な運用体制を維持する。さらに、いわゆるルーブリック制度の導入に向けて、教学委員会を中心とした検討に着手する。

成績評価に関して、科目毎に単位不認定の理由を精査・分析することにより、学生に対する効果的な学修指導（次期の履修指導や履修中における学修姿勢の立て直し指導など）に努める。また、学生に対して GPA 制度の意義をより一層周知することで、科目の履修による学修成果の向上・充実を図る。

## 3—2. 教育課程及び教授方法

### 3—2—① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3—2—② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3—2—③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3—2—④ 教養教育の実施

### 3—2—⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3—2 の自己判定

「基準項目 3—2 を満たしている。」

#### (2) 3—2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3—2—① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

既述のディプロマ・ポリシー（DP）を達成するため、以下のようなカリキュラム・ポリシー（CP）を策定し、これに基づくカリキュラム編成を実施している。

＜表 3-2-1 清和大学カリキュラム・ポリシー＞

1. 本学法学部法律学科のカリキュラムは基礎科目と専門教育科目によって構成し、基礎科目は基本科目、外国語科目および保健体育科目によって構成する。
2. 基礎科目・専門教育科目ともに、論理的思考力やコミュニケーション能力等を身につけるため、発表や討論を中心とした対話型授業の展開が可能な人数による演習科目を、全ての年次で開講する。
3. 基礎科目は、多様な教養に裏付けられた豊かな人間性を陶冶することを目的として開講する。特に、地域社会や国際社会の中で活躍できる人材を育成するため、全てのコースで、ICT（情報通信技術）の基礎や幅広い分野の教養に関する基本科目の履修を必須とすることに加え、2言語以上の外国語科目を選択必修とする。
4. 専門教育科目は、実学を重視したリーガルマインド（法的な考え方）の涵養を主たる目的として、主要な法分野を網羅するとともに、現代社会の情報化・多様化に適応し得る幅広い法分野について開講する。特に、専門分野の学修基盤を早期に確立するため、全てのコースで入学初年次から主要な法分野の基本事項を扱う講義科目と法学に関する導入演習科目を必修とする。
5. 各コースにおける必修または選択必修の設定については、上記1～4の方針を踏まえて定めるものとする。

DPが想定する学修成果を達成するために、基礎科目と専門教育科目、必修科目・選択必修科目・必履修科目・選択必履修科目・選択科目、といった科目分類がなされ、履修選択時の指針の役割を果たしている。このCPはホームページ、大学案内等で周知し【資料3-2-1】、学生に対しては各年次における教学ガイダンス等の機会に繰り返し周知している。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料3-2-1】 ホームページ、大学案内

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

上記＜表3-2-1＞CPのうち、1はDPの趣旨をCPに反映させる大前提として表現したものである。2はカリキュラムにDPの2の趣旨を反映させ、基礎科目と専門教育科目の何れにおいても1年次から4年次にわたり演習科目を開講することにより、論理的思考、課題探求、情報発信、コミュニケーション等ができる能力の獲得を担保する方針を示している。

3は基礎科目の意義についてDPの3・4の趣旨を、4は専門教育科目の意義についてDPの1・3の趣旨をそれぞれ反映している。これらは、本学の教育理念である「真心」が、幅広い教養と深い専門性の裏付けによって涵養されるものであるとの信念に基づいている。5は適切な必修・選択必修等の設定によりDP達成の確実性を高めることを意図している。

このように、本学ではカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 1) カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では教育課程をカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、実施している。

##### (i) 専門教育科目

まず、1年次に全コース共通で以下の必修科目を設けて学修の基盤確立を図っている。講義科目としては、「法学入門」で法学全般の基礎知識・基本概念の修得を目指し、「憲法概論」「民法概論」「商法概論」「刑法概論」「行政法概論」の各科目において主要実定法の基礎知識・基本概念の幅広い修得を目指すとともに、2年次以降のより高水準な学修の中心とすべき法分野選択の指針を提示している。演習科目としては、「プレゼミⅠ・Ⅱ」において法学・政治学分野の教材を用いて、履修者間のコミュニケーションを重視した授業を展開している。

2年次以降は、各法分野で幅広い講義科目を開講することはもちろんのこと、演習科目についても2年次の「法学政治学演習Ⅰ・Ⅱ」を選択必修、3・4年次の「研究会Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、在学期間を通じてゼミ形式の授業の履修機会を提供している。

##### (ii) 基礎科目

基礎科目は、基本科目（教養系科目）、外国語科目、保健体育科目に分類される（学則別表1）。この内、基本科目（教養系科目）に関しても、1年次に全コース共通で「フレッシュマン・セミナーⅠ・Ⅱ」を必修とし、ゼミ形式での初年次教育を実施することで、教養教育分野における学修基盤の早期確立を図っている。また、2年次以降も「教養演習Ⅰ・Ⅱ」を選択必修科目として開講し、教養教育分野においてもゼミ形式の授業の履修機会を確保している。

DP、CPを踏まえた国際化時代への対応の要請から、全コース共通で2か国語の履修を必須としている。具体的には、卒業要件充足のために外国語科目で6単位の修得を課し、うち4単位は同一言語のⅠ～Ⅳ（例；「英語Ⅰ～Ⅳ（各1単位）」）での修得を要する。他の2単位は別言語のⅠを2科目（例；「中国語Ⅰ」と「ドイツ語Ⅰ」／各1単位）か、Ⅰ、Ⅱの2科目（例；「ドイツ語Ⅰ、Ⅱ（各1単位）」）での単位修得を要する【資料3-2-2】。

#### 2) シラバスの適切な整備

シラバスは、法学部開講授業科目はもちろんのこと、キャリアセンター開講科目や教職課程科目を含む本学で開講される全科目について作成している。

既述のとおり、シラバスには当該科目の評価方法と評価基準、ディプロマ・ポリシーとの関連性、授業外学修（予習・復習）の内容や時間の目安等も記載することで、単なる授業計画概要の提示に留まらないものとなるよう工夫している。

さらに、令和6（2024）年度からは当該科目の授業におけるアクティブ・ラーニングの要素を示す項目を追加し、主体的・能動的学修を望む学生の履修科目選択の手掛かりとする取り組みを開始した【資料3-2-3】。

#### 3) 履修登録単位数の上限設定

本学では、1年間に履修登録できる授業科目の単位数について、1年次は42単位、2年次以上は48単位を限度としている（ただし、長期休業期間等を開講される集中授業科目、教職課程科目、キャリアセンター開講授業科目を除く）。

また、前期・後期の授業期間毎の履修登録についても1年次は23単位、2年次以上は26

単位を限度とし、履修登録する単位数が前期または後期に極端に偏ることを防止している。授業期間毎の上限単位数が年間の上限単位数の半数を上回っているのは、履修登録抽選で落選する可能性があることや、学生が個別事情により各授業期間の学修時間配分を調整したい場合への配慮である。

なお、1年次については、過剰登録による学修停滞を防止するとともに、余裕のある時間割での履修により適切な学修習慣を身につけさせることを企図して、2年次以上と比べて上限を低く設定している【資料 3-2-4】。

さらに、前年度の学年GPAが良好な学生に対しては、年間2単位を限度として、次年度に登録可能な上限単位数を超える履修登録を教学部長が許可できる制度を設け、成績が優秀で学修意欲も極めて旺盛な学生のニーズに応えられる仕組みを用意している。また、前年度の学年GPAが不良な学生に対しては、年間4単位を限度として、次年度に登録可能な上限単位数を教学部長が引き下げることができる制度も設け、適切な履修指導の一助となる仕組みを構築している【資料 3-2-5】。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-2】学則別表 1

【資料 3-2-3】「令和 6 (2024) 年度シラバス作成要領」4 頁 (5)

【資料 3-2-4】履修規則第 11 条

【資料 3-2-5】履修規則第 11 条の 2

#### 3-2-④ 教養教育の実施

教養教育の実施については教学委員会が所管し、既述のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに従い、適切に実施している【資料 3-2-6】。

幅広い教養を修得するための多様な常設科目を開講するとともに、社会の変化や学生のニーズに対する柔軟な対応が可能となるように、各種の「教養講義」を適宜開講している(直近の例として「教養講義(学校臨床心理学)」「教養講義(メディア論)」)。

また、多様な科目の中から学生が幅広い教養を身につけることが可能となるように、基礎科目(とりわけ基本科目)においても「必履修」「選択必履修」という科目区分を設定した。授業科目を分野別に緩やかに区分し、各区分からの履修を必須とすることで履修選択段階の先入観等による登録科目の偏りを避けて幅広い教養を獲得する契機としつつ、本人の興味関心との適合性も踏まえて最終的な単位修得科目を決定できる仕組みとしている。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-6】教学委員会規程 5 条第一号

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本項目に係る業務を担当するのは主として教学委員会とファカルティ・デベロップメント(FD)委員会である。本学ではFD委員会規程において教学委員会の委員長を務める教学部長がFD委員となることを定め【資料 3-2-7】、教務に関する諸活動とFDに関する諸活動の円滑な連動が可能となる体制を構築している。こうした連動等から実現したものを含む



工夫の例は以下のとおりである。

(i) 「フレッシュマン・セミナーⅠ」のオムニバス授業化

教養教育に係る初年次教育ゼミのうち「フレッシュマン・セミナーⅠ」をオムニバス授業化し、学生を主体的かつ能動的な学びの選択へと誘導する工夫をしている。各クラスの主担当となる教員が、共通テキストにより大学での学修基盤の形成を図る回を担当する一方、他の教員が各自の専門分野を入門的に講じる回を設けることで、新入生全員に対して前期中に教養教育を担当する専任教員全員の授業を受ける機会を提供している【資料 3-2-8】。この経験を手掛かりに、後期開講の「フレッシュマン・セミナーⅡ」については、学生自身が希望する専任教員の担当クラスを申告する。ゼミという科目の特性上、クラス定員を設定せざるを得ないが、各学生は概ね第三希望までのいずれかのクラスに所属可能となる。

(ii) 長期休業期間を活用したアクティブ・ラーニングの効果的な実施

夏期および冬期の長期休業期間を活用し、選択必修科目である「教養演習Ⅰ・Ⅱ」のうち各1クラスを集中授業として開講している。両科目はアクティブ・ラーニングの効果的な実施において本学を代表する授業の一つである。

「教養演習Ⅰ（野外実習）」は夏期休業期間中の集中授業科目であり、本学が所在する千葉県木更津市および周辺地域における地域巡検と自然体験を内容としている。本科目の履修を通じて地域社会や自然とヒトとの共生についての理解を深めるとともに、他の履修者との協力が不可欠な様々な活動において履修者各自が主体的・能動的に考え、行動することの重要性を学修する【資料 3-2-9】。

「教養演習Ⅱ（シーズンスポーツ）」は冬期休業期間中の集中授業科目であり、かつては宿泊を伴うスキー実習として実施していたが、いわゆるコロナ禍の影響により中止を余儀なくされた。その後、教養としての保健体育を実践する内容に改め、令和4（2022）年度より「救急救命講習及びスポーツ科学実習」という副題で開講している〔授業内容の変更により宿泊等を伴わない形態となり、履修者の負担軽減（スキー実習においては用具レンタル等に係る実費負担があったが、これが不要となった）という副次的効果も生じた〕。本科目の最大の特徴は、木更津市消防本部の協力を仰ぎ、履修者全員が「上級救命講習修了証」の取得を目指す点にある。履修者の主体的・能動的参加が不可欠な本科目の学修を通じて、いざというときに周囲の人たちの生命・健康を守ることができる技能を身につけておくことは、災害等の場面はもちろんのこと、各種スポーツ活動や日常生活においても大いに役立つと考えられる【資料 3-2-10】。

(iii) FD研修会を通じた教授方法の工夫・改善のための施策

FD活動の一環として実施している「授業改善のためのアンケート」（4-2-②1）で詳述）において、各専任教員の授業種類（講義・演習）別の結果から学生の満足度の高い教員を選出し、FD研修会での授業実践報告を依頼するなど、他の教員の教授方法の工夫・改善の啓発の機会としている。

また、同じくFD研修会において、Google Classroomによる教材等の配布や履修者への連絡の簡便化、Google フォームによる自動採点式小テストの実施など、各種システムを活用した教授方法を始めとする授業関連業務に係る具体的な改善提案を実施している【資料 3-2-11】。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-7】 教学委員会規程第4条、ファカルティ・ディベロップメント委員会規程第2条第二号

【資料 3-2-8】 フレッシュマン・セミナー I のシラバス、運営資料（授業担当者用、学生用）

【資料 3-2-9】 教養演習 I（野外実習）のシラバス、SNS 発信記事

【資料 3-2-10】 教養演習 II（シーズンスポーツ）のシラバス、SNS 発信記事

【資料 3-2-11】 FD 研修会テーマ一覧〔令和4（2022）年度、令和5（2023）年度〕

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシーやそれに基づいて編成されている教育課程の趣旨を、学生に対して一層分かりやすく伝える工夫をする。具体的には、履修ガイダンス等で配付する資料を見直し、学生自身がカリキュラムに沿った体系的学修の重要性を認識した上で履修科目を選択できるように改善する。

教養教育の実施にあたっては、学生のみならず実社会のニーズに応じた科目を開講できるよう、特に「教養講義」の定期的な見直し（科目のスクラップ・アンド・ビルド）を実施する（同様の見直しは専門教育科目である「特殊講義」においても実施する）。

教授方法の改善については、授業改善のためのアンケート結果において学生からの評価が高い教員の授業における工夫を、FD 研修会等を通じて他の教員と共有する機会を引き続き設ける。また、FD 委員会を中心に授業改善のためのアンケート結果の分析や他大学の優良事例に関する情報収集等を実施し、新たな教授方法の開発を組織的に行う契機とする。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) アセスメント・ポリシー

本学では、三つのポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの各ポリシー）に基づいて、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・コース）、科目レベル（各開講授業科目）の3段階で学修成果を恒常的に点検・評価し、その結果により各種の改善を図ることとした。このための方針として、従来、各部署等で個別独立に行われてきた学修成果の点検・評価等を大学全体で体系化したアセスメント・ポリシーを策定している。

<表 3-3-1 清和大学アセスメント・ポリシー>

<p>1. 機関レベル（大学全体）</p> <p>卒業要件達成状況（単位修得状況）、成績（GPA）状況等から学修成果の達成状況を点検する。また、学生の進路状況（就職率、公務員採用試験合格状況等）を中心として、ディプロマ・ポリシーに照らした学修成果の総合的な評価を行う。</p> <p>2. 教育課程レベル（学部・コース）</p> <p>学部・コース所定の教育課程における卒業要件達成状況（単位修得状況）、成績（GPA）状況等から教育課程全体を通じた学修成果の達成状況の点検・評価を行う。</p> <p>3. 科目レベル（各開講授業科目）</p> <p>各開講授業科目の単位修得状況、成績（GPA）状況や授業改善のためのアンケートの結果等から、当該科目のシラバスで提示された到達目標の達成度の点検・評価を行う。</p>
--

## 2) アセスメント・ポリシーに基づく点検・評価の運用

アセスメント・ポリシーの主な目的は、ディプロマ・ポリシーに沿った学位授与の担保と、学則1条に定める目的の達成状況の見極めである。このことを踏まえ、アセスメント・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係や各部署の役割【資料 3-3-1】を明示した他、アセスメント・ポリシーに基づく点検・評価の具体的な方法（指標）【資料 3-3-2】を定めて教職員間で共有するとともに、アセスメント・ポリシーと合わせて本学 Web サイトで公表している。

## 3) 入学前教育（入学試験と入学後の教育の架橋）

本学では入学試験のうち総合型選抜と学校推薦型選抜に合格し入学手続きをとった入学予定者を対象として入学前教育を実施し、入学後の学修指導に向けた手掛かりとするとともに入学予定者にも結果のフィードバックを行い、入試合格後から大学入学までの学修の指針を提示している。

令和5年（2023年）度入学生までは、13章建ての課題図書を提示し、その中から任意の5つの章の通読とさらにそのうち2つの章について「章の概要、著者の主張や考え、それに対する自分自身の考え」をまとめたレポートを提出させ、複数の教員がレポートの内容を添削・評価し返却していた【資料 3-3-3】。令和6年（2024年）度入学生からは、これまでの入学前教育で蓄積されたノウハウを活かしつつ、入試における小論文試験の問題を活用する新たな方式を開始した【資料 3-3-4】。

本学の総合型選抜と学校推薦型選抜における小論文試験は、最初に本学専任教員による約20分間の講義動画を視聴し、その後の約70分間で、当該講義内容を200字以内で要約する（設問1）とともに、講義内容に関する論題について600字以内で小論文を作成すること（設問2）になっている。

新方式の入学前教育は、入学予定者に入試の際に視聴した講義動画をインターネット経

由で再度視聴させ、上述の講義内容の要約に再度取り組ませることから始まる。入試の際とは異なり、動画の一時停止や答案作成中の各種検索も可能であり、真剣に取り組むか否かで答案の完成度が大きく異なることになる。

完成した答案はインターネット上の入力システムを使って提出させ、担当教員がその評価を行なう。また、入学予定者にも解答例と評価基準を提示し自己評価の結果を報告させる。最終的に、本人の答案・教員による評価・本人の自己評価等をまとめた「評価シート」を作成し、各入学予定者に対するフィードバックを行う【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】。

新方式の入学前教育のコンセプトは入学試験と入学後の教育を架橋することであり、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価に、入学試験段階から在学中の学修を経て卒業に至る強固な一貫性をもたせることを志向している。

#### 4) 適性検査による「社会人基礎力」修得状況の把握

既述のとおり（2-2 (3)1）、令和 6（2024）年度より外部業者の適性検査を導入し、在学生に毎年度受験させることとした。この適性検査には「社会人基礎力」の測定が含まれており、学業成績だけでは見えにくい「社会人基礎力」の修得状況を受検データの経年比較を通じて把握し、学修成果の点検・評価の一層の充実を図る。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-3-1】「アセスメント・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係、各部署の役割等」

【資料 3-3-2】「学修成果の点検・評価の方法（指標）」

【資料 3-3-3】「入学前課題の提出について」(2023 年度入学者向け入学前教育案内文書)

【資料 3-3-4】「入学前教育のご案内」(2024 年度入学者向け入学前教育案内文書)

【資料 3-3-5】「2024 年度入学前教育 自己評価用資料」

【資料 3-3-6】「2024 年度 入学前教育 評価シート」

### 3-3-② 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 1) GPA データを活用したフィードバック

授業学期毎の GPA 分布状況を集計・グラフ化し、学生の学修状況の概括的把握に努めている。専任教員は教務システム（Campus Plan）上で各学生の GPA を確認することができるため、これを分布状況と照合することで客観的なデータに基づいた改善指導が可能となる【資料 3-3-7】。

#### 2) 「授業改善のためのアンケート」データを活用したフィードバック

FD 委員会による「授業改善のためのアンケート」の集計では講義科目、演習科目、実技科目の各区分の平均値を算出しており、各教員は自身の担当科目の評価値と科目区分毎の平均値を比較対照することで改善の要否判断の手掛かりとすることができる【資料 3-3-8】。

また、現在利用中のアンケートシステムは、教員自身が科目毎にアンケート結果のクロス集計を行うことが可能な仕様となっている。たとえば、履修者の出席状況に関する質問への回答と当該科目の満足度に関する質問への回答をクロス集計することで出席状況と満足度の相関性の有無が把握できるなど、授業改善のための分析を教員自身も容易に行うこ

とが可能となっている【資料 3-3-9】。

### 3) その他のアンケート・調査結果データを活用したフィードバック

学生委員会による「学生満足度調査」【資料 3-3-10】では、主として教育内容に関する満足度の経年推移を把握することで、改善に係る中長期的方針策定の一助としている。

また、キャリアセンターと進路指導室による「資格取得状況調査」【資料 3-3-11】、「就職状況調査」【資料 3-3-12】及び「就職先の企業アンケート」【資料 3-3-13】の結果に基づく学修成果の点検・評価も行い、キャリア教育や就職指導の充実・改善に活用している。

### 4) 学生に対する学修状況改善指導と担任教員へのフィードバック

本学では、各授業学期前の教学ガイダンスに際して、各学生の単位修得状況や GPA データに基づく成績不芳者グループ面談（学生自身による自己点検、教学委員《教員》による学修状況改善指導）を実施している【資料 3-3-14】。さらに、学修成果の点検・評価結果のフィードバックの実効性を高めることを企図して、令和 5（2023）年度後期からは担任教員への「学修支援資料」（上述の成績不芳者グループ面談の結果をまとめた資料）の提供を開始した【資料 3-3-15】。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-3-7】 GPA 分布表〔令和 4（2022）年度前期・後期、令和 5（2023）年度前期・後期〕

【資料 3-3-8】「授業改善のためのアンケート」科目区分別集計結果〔令和 4（2022）年度前期・後期、令和 5（2023）年度前期・後期〕

【資料 3-3-9】「授業アンケート結果活用方法」クロス集計の例

【資料 3-3-10】「学生満足度調査結果」

【資料 3-3-11】資格取得状況（キャリアセンター開講授業科目関係）

【資料 3-3-12】「就職状況調査」

【資料 3-3-13】企業人事担当者等へのアンケート資料

【資料 3-3-14】成績不芳者グループ面談資料〔令和 4（2022）年度前期・後期、令和 5（2023）年度前期・後期の分担等〕

【資料 3-3-15】「学修支援資料（2023 年度後期成績関係）」

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の三つのポリシーの趣旨は、教養教育を含む教育課程における授業科目の区分（下表）に反映されている。

<表 3-3-2 本学授業科目の区分>

基礎科目				専門教育科目		
基本科目		外国語科目	保健体育科目		講義科目	演習科目
講義科目	演習科目		講義科目	実技科目		

各学生が卒業要件を充足することでディプロマ・ポリシーが目指す最低限の学修成果は達成されるが、その達成度をより高水準なものとするためには、学生自身にも三つのポリ

シー（特に、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー）の趣旨を意識させることが不可欠である。現在、学生に対しては授業学期毎に科目別の単位修得状況と GPA を示した成績通知書【資料 3-3-16】を交付しているが、より詳細な学修成果の客観的指標として、科目区別に各学生の GPA を算出して可視化するなど、学生自身にも自己の学修成果の点検・評価を意識させる施策を実施していく。

また、学修成果の点検・評価等を大学全体で体系化すべくアセスメント・ポリシーを策定してから日が浅いため、これに基づく点検・評価を積み重ねつつ、アセスメント・ポリシー自体の実効性も自己点検・評価委員会を中心に検証していく。

### 【エビデンス集(資料編)】

#### 【資料 3-3-16】 現行の成績通知書サンプル

#### [基準 3 の自己評価]

本学では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー（DP）を適切に策定・周知し、これを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を設けて厳正な運用を図るとともに、DP と一貫性をもったカリキュラム・ポリシー（CP）を策定し、これに沿って教養教育を含む教育課程の体系的編成を行っている。

また、各種 FD 活動や特徴的演習科目の開講という CP の具体化により、教授方法の工夫・開発、効果的な実施を実現している。

さらに、従来、各部署等で個別独立に行われてきた学修成果の点検・評価等を大学全体で体系化したアセスメント・ポリシーを策定するとともに、入学前教育の効果的な実施によって入学試験と入学後の教育の架橋を図ることで、アドミッション・ポリシー（AP）を含む三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、これを運用している。

そして、各種アンケート結果等を含む学修成果の点検・評価結果を教育内容・方法及び学習指導等の改善に向けた資料として教員に適切にフィードバックしている。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

##### 1) 大学の意思決定

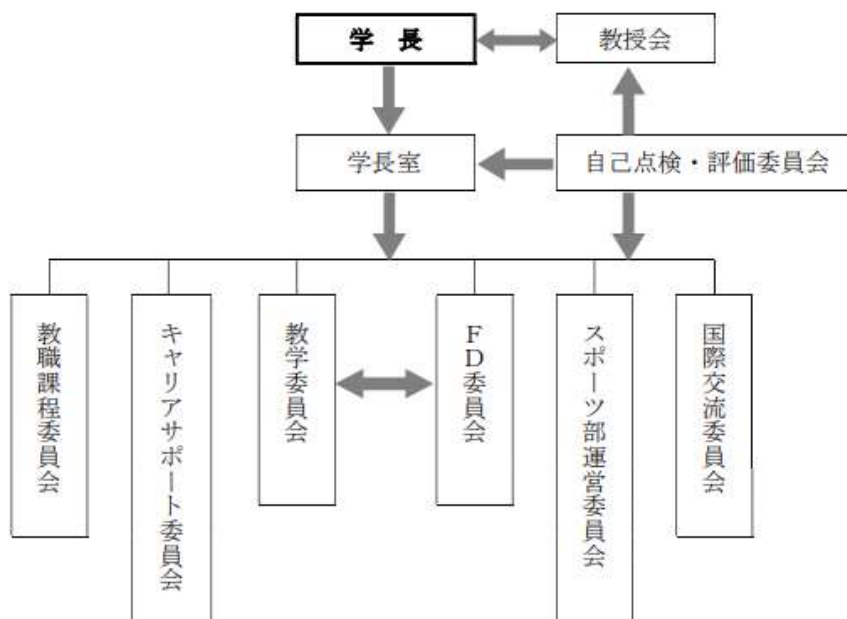
本学では、意思決定の組織として学長、学長室、教授会、各委員会等の機関があり、ここでの意思決定及び業務執行は大学の使命・目的に沿って適切に行われている。また、これらの機関は明確な権限と責任に基づき、機能的に活動している。

具体的には、各委員会等が原案を作成し、学長室会議、教授会の議を経て、最終的に学長が決定する仕組みが採られており、校務に関する最終的な決定権は学長にあることが担保されている。平成 26 (2014) 年 8 月 29 日付. 文部科学省高等教育局長並びに文部科学省研究振興局長発「通知」(26 文科高第 441 号) により、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを念頭に法人を含む全学的体制の下、内部規程・規則等の点検・見直しを実施した。【資料 4-1-1】

## 2) 教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮と補佐体制

本学では、上述 (4-1-①1) のとおり、教学を含む校務に関する最終的な決定権は学長にあることが規程上も明文化されており、学長の適切なリーダーシップの確立・発揮が担保されている。また、清和大学中期計画「Let's Act 5 (19-23) PLAN」【資料 4-1-2】においても、学長の適切なリーダーシップ発揮のための補佐体制を明記している (中期計画 9 頁)。

<表 4-1-1 清和大学教学マネジメントの組織体制>



また、学長は教学部門の代表かつ理事会の構成員であるため、大学に関する審議事項を理事会に諮問し、また、理事・監事に対して説明を行う等、学校法人と大学との連携役を担っている。学長は理事会での審議事項【資料 4-1-3】や決定事項について大学内において迅速な連絡を行うとともに、学長室会議を経由し、教授会において大学運営や教育研究に関わる事項についての理事会の方針を説明し、教授会構成員の理解や協力を得ている。

次に、教学の意思決定の最終審議機関である教授会の権限も、教授会規程では「学長が決定を行う事項 (7 項目) について教授会は意見を述べることができる。」に止められており (同規程第 4 条第 1 項)、また、それ以外の事項についても、「教授会は、学長がつかさ

どる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができる。」とするに止められている（同規程第4条第2項）。この点からも学長のリーダーシップの発揮のための補佐体制が規則等に基づき整備されている。さらに、「清和大学中期計画「Let's Act 5 (19-23) PLAN」」についても学長がリーダーシップを発揮して作成したものであり、自己点検・評価委員会は当該中期計画を基準に、委員会から提出される活動報告書の点検・評価を通じて「取り組むべき具体的目標」の進捗状況の点検を行っている【資料4-1-4】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料4-1-1】「学内諸規程等の見直しについて」

【資料4-1-2】清和大学中期計画「Let's Act 5 (19-23) PLAN」

【資料4-1-3】「令和5年9月26日理事会次第」

【資料4-1-4】各委員会の活動報告書〔令和4（2022）年度、令和5（2023）年度〕

### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 1) 教学マネジメントと大学の使命・目的及び教育目標

本学において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの設定に当たって大学の使命・目的及び教育目的を反映させていることは既述のとおりであり、教学マネジメントにおいても大学の使命・目的及び教育目的に沿って適切に行われ、規程も整備されている。さらに、中期計画においても、そのことを明記するとともに、特色ある教育プログラムの推進を掲げている（中期計画8・9頁）。

#### 2) 教学マネジメントにおける権限の適切な分散化と責任の明確化

本学では、学長の適切なリーダーシップを確立するため、学校教育法第93条第2項・第3項に基づき、教授会は決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを学則及び教授会規程に明記し、学長と教授会の役割を明確にし、権限の適切な分散化と責任の明確化を図っている。また、学長を補佐する位置づけである「学長室」の権限（管掌）も教学に関する事項が網羅され（学長室規程第5条）、学長に対して意見を述べる権限も付与されており（同規程第6条）、教学マネジメントにおいて一定の権限と責任が付与されている。さらに、教学事項に関わる日常的な案件処理や改善点の検討は「教学委員会」に委ねられており、そこでは、教学に関する重要事項の立案も行っており、権限の分散と責任の明確化を図っている。

##### (i) 学長

既述のとおり。（4-1-①2）

##### (ii) 学長室

平成16（2004）年4月、大学全体に関わる統合的な重要な問題を企画・立案する機関とし「学長室」が設置された。この大学全体に関わる統合的な重要問題を決定し執行するのは学長であるが、学長室は正に学長がリーダーシップを発揮するための補佐機関として位置づけられている。このことから、学長室会議の構成員も、学長、副学長、学部長、教学部長、学生部長、スポーツ部長、図書館事務室長、委員会委員長等本学の重要役職者で構成されている。さらに令和5（2023）年度からは設置法人である君津学園の副理事長（法



人事務局長兼務)を構成員に加え、法人と大学の組織的連携を一層強化している。

学長室規程第5条において学長室の権限は明確に列挙されており、また、教学委員会における管掌事項(教学委員会規程第5条)が改廃される場合は学長室会議にて審議されるため、教学マネジメントに関する事項は必然的に学長室も関与することになっている【資料4-1-5】。

学長室会議の招集権は学長にあること、かつ、同会議に付議される案件の決定権も学長に存することから、ここでも学長のリーダーシップの確立・発揮が担保されている。

運営は、毎月1回の定例開催のほか、学長が必要と判断した場合に臨時的に開催され、機能的な運営が行われており、同会議で採択した案件については、その後、速やかに教授会へ諮っている。

### (iii) 教授会

本学の教授会は、教授会規程第4条において、その権限(審議事項)が明確に列挙されており、権限の分散化と責任の明確化が図られている。

具体的には、同条第1項には、(一)学生の入学及び卒業、(二)学位の授与、(三)学生の退学、除籍及び賞罰、(四)学生の試験、(五)教育課程(教養教育を含む)、(六)教員の研究業績の審査、(七)学則その他学内諸規程のうち「教授会の議を経て」と規定するもの、以上7項目を掲げている。このように、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項をあらかじめ定め、周知しており、さらに、同条第2項には、前記7項目以外にも、「教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定し、幅広く教授会の意見を聴く体制を敷いている【資料4-1-6】。

また、同規程第4条第1項柱書には「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」と規定され、決定権は学長にあることが明記されている。しかし、最終的な決定権は学長にあっても、その前段階において、教授会が審議を行うことや意見を述べることの意義は極めて重要であり、その意味で教授会は学長の決定に対する検証(アクセルとブレーキ)としての役目を果たしている。このように、本学教授会はその組織上の位置づけ及び役割が明確になっており、十分機能している。

なお、学生の退学、停学及び訓告等の処分の手続も学長によって適切に定められている。すなわち、学則第6節(第43条)によって懲戒に関する事項が明記され、同条第4項を受けて「清和大学学生賞罰規程」が置かれ、同規程第9条(手続の開始)～第16条(懲戒処分の公示)に至るまで手続が詳細に定められている【資料4-1-7】。また、同規程第8条(懲戒の判断)の判断を行うに際し、指針(「清和大学学生の懲戒に関する指針」)を設け、処分の公平性を図っている【資料4-1-8】。

構成については、教員(教授)人事等の特別な案件がない通常の場合には、第2条(組織)の例外規定を活かし、准教授、講師及び助教も含め全ての専任教員及び課長クラスの職員によって構成され、毎月1回定例的に開催している。また、どうしても必要な場合には臨時の教授会を開催し、機能的な運営を行っている。

なお、本学では、教授会開催前に、毎回、事前打合せの事務局会議(学長、副学長、学部長、事務局長、事務局課長クラスで構成)を開催し、各委員会や事務局から提案提出された教授会における審議案件や報告案件について当該資料に基づき慎重に検討・チェック

を行っている。これは、事前に案件の適否を点検することの他、同会議の構成員が事前に情報を共有することにより教授会の運営を円滑に行なうよう工夫するものである【資料 4-1-9】。

#### (iv) 教学委員会

教学委員会は、本学における教学事項に関わる案件処理や改善点の検討を日常的に行う他、新規案件の立案も担当している。同委員会の管掌事項は教学委員会規程第 5 条に掲げられており、同委員会で立案された案件は、学長室会議を経て、教授会で審議され、最終的に学長が決定する仕組みが採られている。このように、同委員会の権限は明確化され、教学マネジメントにおける権限の適切な分散と責任の明確化が図られている【資料 4-1-10】。なお、同委員会は、毎月 1 回定例的に開催されている他、必要の都度臨時開催も行っている。委員の配置についても学長が学長室構成員や事務局各課長等の意見も参考にし、原則として毎年 4 月に見直しの上、適材適所の配置を行っている【資料 4-1-11】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-5】 清和大学学長室規程

【資料 4-1-6】 清和大学教授会規程

【資料 4-1-7】 「清和大学賞罰規程」

【資料 4-1-8】 「清和大学学生の懲戒に関する指針」

【資料 4-1-9】 事務局会議資料

【資料 4-1-10】 清和大学教学委員会規程

【資料 4-1-11】 清和大学委員会一覧表

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織体制は「君津学園事務組織規程」が原点であり、同規程第 2 条第 2 項に「清和大学に事務局を置く。」と規定され、それを受けて、清和大学には「清和大学・清和大学短期大学部統合事務組織及び事務分掌規程」が制定され、組織、職制、職務、事務分掌等に関する事項が詳細に定められている。なお、平成 31（2019）年 4 月 1 日、事務効率化の観点から、清和大学及び清和大学短期大学の事務局が一本化（統合）されたため、旧事務分掌規程（「清和大学事務組織及び事務分掌規程」）が「清和大学・清和大学短期大学部統合事務組織及び事務分掌規程」に名称変更となった【資料 4-1-12】。

このように、事務組織体制、職制及び事務分掌（役割）等の内容を明確に規定し、これに則り、必要な職員を適切に異動・配置することにより、学内業務や教学マネジメントを円滑かつ機能的に行っている。職員の異動に関しては、毎年 4 月 1 日、法人（学校法人君津学園）で発表されるが【資料 4-1-13】、その前段階で法人副理事長と学長との間で、職員の異動に関して綿密な打ち合わせを行っている。特に教学マネジメントについては大学運営の要であるため、学務課（教学）職員の配置に関し、適材適所を基本方針としつつ将来を見据えて新人の投入も行っている【資料 4-1-13】及び【資料 4-1-14】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-12】 「清和大学・清和大学短期大学部統合事務組織及び事務分掌規程」

【資料 4-1-13】「令和 6 年 4 月 1 日付採用辞令交付式について」

【資料 4-1-14】「令和 6 年度清和大学・清和大学短期大学部事務局人員配置」

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制は、規程及び組織の両面から確保されており、また、中期計画も学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制を基に、学長の適切なリーダーシップの発揮が担保されており、推進されている。

教学マネジメント体制は、学長、学長室、教授会及び各委員会に権限が適切に分散され、それぞれの責任が明確化されている。また、学長は教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する事項を定め、あらかじめ周知しており、大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的及び教育目的に沿って適切に行われている。

教学マネジメントに必要な職員は原則として毎年 4 月 1 日（必要な場合は臨時的）に適切に異動・配置が行われ、配置を受けた各課の責任者は、当該職員の役割を明確にして業務を機能的に行っている。

今後も、学長の適切なリーダーシップの下に、全学的な教学マネジメントを機能的に行っていく方針である。

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の工夫・開発と効果的な実施

### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 1) 教員の採用・昇任

本学では、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・配置を行っている。すなわち、本学の教育目的は、「法学基礎教育の充実」「現代社会の情報化・多様化への対応」「実学を重視したリーガルマインドの涵養」「国際化時代への対応」であるが、既述のとおり、これを教育課程の編成に反映させている。そのため、専任教員や非常勤講師を補充又は新規採用する場合には、次の各段階において採用候補者が本学の教育目的及び教育課程に適した教育研究歴を有するか否かの検討を行っている。〔第 1 段階〕学長室会議における書面審査、〔第 2 段階〕教員による授業審査（専任教員採用の場合のみ）【資料 4-2-1】、〔第 3 段階〕学部長・教学部長面接及び学長・理事長面接における人物審査、〔第 4 段階〕教授会における業績審査【資料 4-2-2】である。なお、手続面では「清和大学教員任用及び昇任規程」【資料 4-2-3】及び「清和大学教員の任用に関する手続規程」に沿って行っており【資料 4-2-4】、非常勤講師の採用の場合には、「非常勤講師の任用に関する内規」に沿って適切に行っている【資料 4-2-5】。

昇任についても、教育目的及び教育課程に適合した教育実績及び人物であるかを検討し

て次のように行っている。〔第1段階〕学長室会議における審査【資料4-2-6】、〔第2段階〕学長の決定、〔第3段階〕教授会における業績及び人物審査である【資料4-2-7】。手続面においては「清和大学教員任用及び昇任規程」及び「清和大学教員の昇任に関する手続規程」【資料4-2-8】に沿って行っている。

## 2) 教員の確保と配置

上記1)の結果、令和6(2024)年5月1日現在、専任教員数は26人であり、大学設置基準で定められている人数(26人)を充足している。また、教授数は13人であり、大学設置基準上の必要教授数(13人)を満たしている。構成は、教授13人、准教授10人、講師2人、助教1人(合計26人)となっている。

<表4-2-1 令和6(2024)年度専任教員の内訳表>

(人)

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	計	大学設置基準
法学部	法律学科	13	10	2	1	26 (13)	専任教員数 26 内. 教授数 13

次に、本学法学部法律学科の教育課程が3コース制(法学コース、情報と法コース、スポーツ法コース)を採り、学生に多様なコースを用意していること、さらに、「教職課程」及び「公務員試験対策講座」及び「資格試験対策講座」を有していることもあって、兼任教員の比率が58%と若干高いが、教育課程を適切に運営するための配置である。

<表4-2-2 令和6(2024)年度専任教員と兼任教員の割合>

学部名	学科名	専任教員数	兼任教員数	計
法学部	法律学科	26 (41.9%)	36 (58.1%)	62 (100%)

また、専任教員及び兼任教員の年齢構成のバランスに関しては下記のとおりであるが、女性教員の比率が少ない点が今後の課題である。今後、退職教員の補充の際には、女性教員を積極的に採用することによりバランスのとれた構成を目指す方針である。

<表4-2-3 令和6(2024)年度教員の年齢構成>

( )は女性

	29歳以下	30~39	40~49	50~59	60~69	70歳以上	計
専任教員	1(0)	3(0)	5(1)	9(3)	6(0)	2(0)	26(4)
(比率)	(3.8)	(11.5)	(19.3)	(34.6)	(23.1)	(7.7)	(100%)
兼任教員	1(0)	2(1)	13(2)	8(2)	11(2)	1(0)	36(7)

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 4-2-1】「専任教員候補者 模擬授業 評価記入用紙」
- 【資料 4-2-2】教授会議事録（教員採用時の業績審査資料）
- 【資料 4-2-3】「清和大学教員任用及び昇任規程」
- 【資料 4-2-4】「清和大学教員の任用に関する手続規程」
- 【資料 4-2-5】「非常勤講師の任用に関する内規」
- 【資料 4-2-6】「専任教員昇任人事に関する検討資料」
- 【資料 4-2-7】教授会議事録（教員昇任時の業績及び人物審査）
- 【資料 4-2-8】「清和大学教員の昇任に関する手続規程」

#### 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の工夫・開発と効果的な実施

本学では、本項目に係る諸施策は主として FD 委員会が担当している。これまで適宜改善をしつつ継続的に実施してきた施策は、「授業改善のためのアンケート」、「オープン授業」及び「FD 研修会」の三つである。

##### 1) 授業アンケートの継続実施と全科目への拡大

本学では平成 21 (2009) 年度より学生による授業評価アンケートを実施している。当初は種々の制約から部分的な実施に留まっていたが、前回の認証評価における参考意見を踏まえ、令和 2 (2020) 年度に有償のアンケートシステム (Questant) を導入し、以降は実施対象を全開講科目に拡大して授業評価アンケートの充実を図った【資料 4-2-9】。

アンケート結果は科目別に集計して担当教員に提供される。担当教員は結果に対する自己分析を踏まえて科目別のコメントを作成する。このコメント作成により、授業評価アンケートにおける学生・教員間の双方向性が確保されている。最終的に全科目についてのアンケート結果（自由記述回答を除く）と担当教員からのコメントを併せた資料を作成して学生の閲覧（ネットワーク上でのデータ閲覧に供している他、非常勤を含む全教職員間で共有し、教育内容・方法及び学修指導等の改善の手掛かりとしている【資料 4-2-10】。

さらに、このアンケート結果に基づき、教員は自身の授業改善に向けた意見等をフィードバックとしてまとめ提出する。具体的な内容は以下のとおりである。

- 授業について
  - ① 良い評価につながったと思われる点（前年度との比較を含む）
  - ② 改善できそうな点
- 学生の取り組みについて（能動的参加や授業外学習等）
- 今後に向けた授業改善計画及びその方法について
- その他（自由記述）

フィードバックは特定の科目に限定せず、各教員が自分自身の担当科目全般について教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けた方針となることを志向して実施している。このフィードバックも、アンケート結果と同様に、非常勤を含む全教職員間で共有し、教育内容・方法及び学修指導等の改善の手掛かりとしている【資料 4-2-11】。

##### 2) オープン授業

オープン授業とは、教員（専任・非常勤とも）による相互授業参観であり、原則として前期・後期の各授業期間中に実施している。コロナ禍への対応で多くの科目がオンライン授業として実施された令和2（2020）年度にも Google Classroom を活用して実施し、時間的制約を受けない新たな相互授業参観形態が実現するなどの副次的効果があった。

なお、以前は職員も授業を参観し参観コメントを提出していたが、大学と短期大学部の事務局統合等により職員の業務量が増加したことなどに鑑み、現在は教員のための相互授業参観としている。ただし、オープン授業を含むFD活動の企画立案と実施を所管するFD委員会には専任教員だけではなく専任職員も委員として参加し、教員の立場とは異なる視点からの意見をFD活動に反映させることが可能な環境を維持している。

オープン授業は開講形態（対面開講かオンライン開講か）を問わず講義科目を対象（演習科目・実技科目は対象外）としている。令和3（2021）年度からは非常勤講師担当の講義科目も対象とし、大学全体としての教育の質的向上を目指す運用として取り組んでいる。実施の概要は以下のとおりである。

○実施期間など

前期または後期中盤に約2週間の実施期間を設定。

○参観方法など

- ① 対面開講科目は教室後方出入口より任意に入退出（部分参観可）。
- ② オンライン開講科目は参観時のみ Google Classroom 上の「クラス」に「生徒」として参加。

○参観後・参観受け入れ後の対応

- ① 参観教員は所定のフォーム上で「参観コメント」を記名入力。
- ② 参観受け入れ教員は、個別に送信される「参観コメント一覧」への応答を作成し返送。

○参観コメントと応答（いずれも記名あり）の扱い

資料にまとめて教職員（非常勤を含む）で共有し、今後のFD活動等に活用

本施策は、記名式の責任あるコメントと応答を要求しており、参観者・被参観者の双方にとって授業改善の契機となる役割を果たしている【資料 4-2-12】。また、コメントと応答を資料として共有しているため、次回以降の参観科目選択（参観者が行う担当者や科目選択）の参考となっている。なお、科目特性などにより参観に適するタイミング（授業回）が異なる場合があるため、教員の意見を聴取して実施期間の設定を定期的に見直す等の工夫をしており、今後も継続的に実施していく。

### 3) FD 研修会

本学では教育内容・方法及び学修指導等の改善を主旨とするFD研修会を実施している。各授業期間中1回以上の開催を原則としており、実施日程は会議時間帯の一つとされている火曜3限に各委員会等の開催日程と調整した上で設定している他、令和3（2021）年4月からは専任教員に専門業務型裁量労働制が導入されたことなどに鑑み、原則としてテレビ会議システム（Zoom）による実施形態をとっている。

上述の授業アンケートやオープン授業の実施前には、各施策の実施趣旨を周知するとと

もに遺漏なき実施に向けた確認のためにFD研修会の機会を活用している。また、授業アンケートの結果も参考に担当教員が授業実践報告を行い、参加する他の教員に対して授業改善のヒントを提供している。さらには、Google Classroomによる教材等の配布や履修者への連絡の簡便化、Google フォームによる自動採点式小テストの実施など、各種システムを活用した授業関連業務に係る具体的な改善提案も実施している。

このようにFD研修会は主として専任教員が対象であるが、テーマによっては非常勤講師も参加対象とし、本務校の都合等で参加できない者を対象にテレビ会議の録画データを視聴可能とするなどの配慮をすることで、同研修会が大学全体としての教育の質的向上に繋がるよう工夫している。

#### 4) 教育内容の柔軟な改善のための活動

例えば、民法の近時大規模改正（いわゆる債権法改正）後、新法施行までの間、新旧規定の比較や改正の意義を講じる「特殊講義（債権法の将来像）」を開講するなど、社会の変化や学生のニーズに迅速かつ柔軟に対応している【資料 4-2-13】。このような対応は、学則別表1で定める開講科目のうち基本科目には「教養講義(\*)」を、専門教育科目には「特殊講義(\*)」を設け（それぞれ\*部分に具体的な科目名称を挿入する）、教員からの新規科目開講提案等を教学委員会で協議し、教授会の議を経て適宜開講する仕組みを採ることで実現している。このように、本学はFD活動以外でも教育内容・方法等の改善の工夫を行っている。

#### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っている。また、手続面においても「清和大学教員任用及び昇任規程」及び「清和大学教員の任用に関する手続規程」が定められており、非常勤講師採用の場合にも規程（「非常勤講師の任用に関する内規」）に沿って適切に行っている。

教員の昇任についても、教育目的及び教育課程に適合した教育実績及び人物であるか否かを検討して行っており、手続面においても「清和大学教員任用及び昇任規程」及び「清和大学教員の昇任に関する手続規程」に沿って適切に運用している。

教員の確保と配置については、4-2-①2)で既述したとおり、令和6(2024)年5月1日現在、大学設置基準を充足しており、教授数も、設置基準上の必要教授数を満たしている。

本学のFD活動は、「授業改善のためのアンケート」、「オープン授業」、「FD研修会」を中心として日常的に教育内容・方法等の改善の工夫を行っており、そのいずれも全学を挙げて組織的に実施している。今後、一層の改善効果を目指して、FD活動の在り方自体の検討・改善も行っていく。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-9】 授業改善のためのアンケート実施依頼〔令和5(2023)年度前期・後期〕

【資料 4-2-10】 「授業改善のためのアンケート」科目区分別集計結果〔令和4(2022)年度前期・後期、令和5(2023)年度前期・後期〕

【資料 4-2-11】 授業改善のためのアンケート回答結果に対するフィードバック例〔令和4(2022)年度前期・後期、令和5(2023)年度前期・後期〕

【資料 4-2-12】 オープン授業実施依頼、参観コメントと応答など〔令和 4（2022）年度後期、令和 5（2023）年度前期〕

【資料 4-2-13】 「特殊講義（債権法の将来像）」のシラバス

### 4-3. 職員の研修

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

##### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは、まず、各部署における日常の職務を遂行する中で積極的に OJT(On The Job Training)を行っていることである。次の取組は、各部署に係る学外諸団体が主催する研修会へ参加し、そこで学んだ内容を各部署に持ち帰り日常の職務に活用していることである。

本学の教授会には、全専任教員のほか事務局 6 部署の長（総務課、学務課、入試広報センター、進路指導室、図書館、情報センター）の職員が出席し、教学部門の重要案件を事務管理部門に落とし込めるため、教学と事務部門は常に緊密な連携体制が構築されている。

平成 28（2016）年 3 月 31 日付文科省高等教育長通知（27 文科高第 1186 号）により、SD に関する「大学設置基準等の一部を改正する省令」が公布され、「大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、その他必要な取組を行うものとする。」とされ、本学は、平成 28（2016）年 12 月 1 日「清和大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」【資料 4-3-1】を制定し、各職員の業務の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・技能を向上させるため、全教職員参加の SD 研修等を行ってきた。

例えば、平成 30（2018）年度 SD 研修会においては、学長が清和大学の今後の運営に関する「中期計画」を示し、当該資料をもとに具体的な説明がなされ、全教職員が共通認識のもとに現在も計画を遂行している【資料 4-3-2】。

令和元（2019）年度 SD 研修会においては、筑波大学の佐々木銀河氏を招き、発達障害・学習障害などを伴う多様な学生の支援を学ぶことをねらいとして「特別な配慮を要する学生の支援」というテーマで開催し、適切な学生支援のあり方について理解を深めた【資料 4-3-3】。

令和 3（2021）年度 SD 研修会においては、本学教員が講師となり、LGBT などの性的マイノリティに関する適切な学生支援のあり方について理解を深めることをねらいとして「多様な性をめぐる学生支援：スポーツにおける動向をもとに」というテーマで実施した【資料 4-3-4】。

令和 4（2022）年度 SD 研修会においては、本学教員が講師となり、急速に発展・進化す



るインターネット環境に対応するために、清和大学短期大学部の教職員と合同で、情報リテラシー能力の向上を図り、業務に活用することをねらいとして「情報のセキュリティとリテラシー」というテーマで実施した【資料 4-3-5】。

令和 5（2023）年度 SD 研修会においては、外部専門業者から講師を招き、ハラスメント撲滅を企図して、清和大学短期大学部の教職員と合同で「学校現場における職場のハラスメント防止対策」というテーマで実施した【資料 4-3-6】。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-1】「清和大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」

【資料 4-3-2】平成 30（2018）年度 SD 研修会 清和大学「中期計画」資料

【資料 4-3-3】令和元（2019）年度 SD 研修会 「特別な配慮を要する学生の支援」資料

【資料 4-3-4】令和 3（2021）年度 SD 研修会「多様な性をめぐる学生支援：スポーツにおける動向をもとに」資料

【資料 4-3-5】令和 4（2022）年度 SD 研修会「情報のセキュリティとリテラシー」資料

【資料 4-3-6】令和 5（2023）年度 SD 研修会「学校現場における職場のハラスメント防止対策」資料

#### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の業務執行における事務組織の編成は、理事長、学長、法人事務局長のリーダーシップのもとで、大学事務局長、事務局次長、各部署の長が責任を持ち当該部署を運営し、職員同士が協働して業務運営を行っている。

令和 2（2020）年から始まった新型コロナウイルス感染拡大に伴い、在宅での勤務や業務の在り方を再検討することとなった。職員の資質・能力向上は、従来からの OJT のほか、学外諸団体が主催する研修会への参加型も SNS を通して行う研修会等が増加し、職員一人一人のスキルアップが容易となった。今後も積極的に研修会等へ参加し、自己研鑽に励み、SD 活動等を通じた教職員全体の資質・能力向上を図っていく。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 環境の整備と適切な運営・管理

###### 1) 研究施設等・公表媒体（紀要）・研究報告会

###### (i) 研究施設等

第1に、研究にとって図書館の有効活用が重要となるが、本学図書館は本学における研究及び教育活動をサポートする重要な機関として機能している。既述のとおり令和6（2024）年5月1日現在の蔵書数は90,348冊であり、収容可能蔵書数（94,900冊）の95.2%となっており（詳細は基準2-5-②）、研究活動を行うための十分な蔵書数となっている。

第2に、教授・准教授・講師・助教共に、1室ずつの研究室が割り当てられており（面積；32.14㎡）、ゆったりとした広さの室内環境で研究に従事することが可能となっている。それ故、演習科目の授業も本研究室での実施が可能である。

#### (ii) 公表媒体（紀要）

本学には、専任教員等による研究の成果を定期的に発表する学術雑誌（紀要）として「清和大学法学会」【資料4-4-1】が発行する、「清和法学研究」及び「清和研究論集」がある【資料4-4-2】。法学会では、専任教員等が論文等を投稿する際における要領を作成して運用している【資料4-4-3】。

また、法学会は、発行した紀要（年2号の「清和法学研究」及び年1号の「清和研究論集」）を国立国会図書館、地方自治体図書館、各大学附属図書館等全国約250の施設へ献本している【資料4-4-4】。

#### (iii) 教員研究報告会（機会）の提供

また、本学法学会は、教員（個人）が発表する研究報告会の場合も提供している。具体的には、個人研究に関して、平成21（2009）年10月より、全専任教員が輪番で専門分野における研究報告を行ってきた。同報告会は、個人研究報告会の場合だけでなく、教員間で各教員の研究動向を学び合い、また、意見交換をすることができる場でもある。なお、令和2（2020）年度以降はコロナ禍の影響を受け休止中であったが、令和5（2023）年7月より再開した【資料4-4-5】。

## 2) 研究費・経費等の種類

### (i) 経常的な研究費

本学では、教員に対して清和大学教員研究費規程【資料4-4-6】に基づき、教員（個人）研究費を助成している。教員研究費は「研究費」と「研究旅費」とに区分され、教授・准教授・講師・助教のそれぞれに助成されている（同規程第1条・第2条）。

教員研究費の使途として、①研究に必要な図書、雑誌、資料等の購入費、②研究に必要な備品、消耗品等の購入費、③研究に必要な労務費又は印刷費、④学会費、⑤その他研究のために必要な経費を予定している（第3条）。また、研究旅費の使途として、教育・研究上必要な学会出張及び研究のための出張旅費としての使用を予定している（第4条）。これにより、教員が研究活動を行う上での財政面での支援を十分に果たすことができる体制となっている。なお、教員は当該年度当初に研究計画を作成することとなっており（第1条2項）、同年度の終了後、翌年度4月に報告を行なうこととなっている（第7条1項）【資料4-4-7】。

### (ii) 申請に基づく研究費等経費など

経常的に助成される教員研究費の他に、教員の申請に基づきそれが認められた場合に助成される研究費等経費として、以下のものが予定されている。

第1に、「共同研究等経費」を定めており、「清和大学共同研究等経費の取扱いについて」に詳細が規定されている【資料4-4-8】。共同研究等経費は、「共同研究費」と「研究室特別整備費」に区分される。共同研究費は、経常的な教員個人研究費では実施することが困難な本学の教育研究の一層の充実発展を図るため、適切なプロジェクトに対し、必要な経費を適宜執行できるようにするための経費である。本経費の配分に際しては、本学複数の専任教員、又は本学専任教員と学外研究者とのプロジェクトに対し、学部授業との関連性、社会的ニーズ等、計画内容を勘案して配分することが定められている（共同研究者への個人配分は認めない）。(同規程第2条1項・2項)。これにより、経常的な教員個人研究費に加えて、プロジェクト単位での研究支援を行う体制も整えられている。

次に、研究室特別整備費は、経常的な教員個人研究費では限りがあるため、「研究室の整備(図書)を図るための経費」として特別に配分するものとして予定されている(第3条(1))。本経費の配分に際しては、「主として若手教員に対して、順次重点的に配分し、研究活動の活発化を促進するものとする。」と定められており(第3条(2))、特に若手研究者の研究支援を充実させる体制が整えられている。

第2に、「清和大学在外研修(短期)費」及び「清和大学国際学会派遣費」も設けられており、これにより、外国の研究動向等を踏まえた研究活動を活性化させる機会を奨励し、各教員の国際的な研究活動を促進する体制も整えられている【資料4-4-9】。

### (iii) 公的研究費

本学では、科研費をはじめとする公的研究費の配分の受入れについては総務課を窓口として申請等の手続きを行うこととしている。科研費の実績としては(年度ごとに流動的ではあるが)、概ね毎年4件~7件程度の研究課題が採択されている【資料4-4-10】。

## 2) 管理・運営方法

上記のうち教員個人研究費については、従来は教員個人の管理とされていたが、令和4(2022)年4月からは総務課において一括管理する体制に変更した。これにより、各教員は、年度当初に当年度の研究計画書を提出した上で、教員研究費・研究旅費を執行の都度、総務課に申請し、法人事務局(学校法人 君津学園)を通じて研究に必要な書籍・物品等の購入を行う体制とし、適切に管理・運営を行っている。

また、「共同研究等経費」「清和大学在外研修(短期)費」及び「清和大学国際学会派遣費」については、申請者(教員)が総務課に申請した後、速やかに学長室会議が開催され、申請の趣旨、申請金額、購入予定物件、派遣先、派遣期間等がそれぞれの規程及び趣旨に適合しているかどうかの審査を行っている。学長室会議の審査に合格した申請者の案件については直近の教授会の議を経て、当該申請書を理事長へ提出している。なお、学長室会議において申請内容に不十分な箇所が発見された場合は、直ちに申請者にその旨を通知の上、当該箇所の補正後、再提出を受けている。

次に、公的研究費の管理・運営については、「清和大学における公的研究費の管理・運営に関する規程」を設けた上で、適正に管理・運営を行っている【資料4-4-11】。

科研費の直接経費についての管理は総務課が行ない、各研究代表者・研究分担者等により研究倫理を踏まえて適切に運用している。また、所属機関における科研費間接経費の使用については、「清和大学における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する規程」を定め、適切に運用している【資料4-4-12】。

なお、公的研究費に関しては、「清和大学における公的研究費の内部監査取扱内規」に基づき、毎年9月1日から同10月31日までの間に内部監査が実施されている【資料4-4-13】。これにより、公的研究費に関して、配分の受入れから内部監査に至るまで、適切な管理・運営体制を整えている。

### 3) FD 研修会での啓蒙活動等

研究環境の整備・改善については、これまでに複数回FD研修会のテーマとしており、教員の意見交換の場を設けている（「研究環境に関する意見交換会」令和3（2021）年1月26日開催、「研究環境について」同年10月26日）。とくに後者においては、研修会に先立ち、各教員にアンケートを回答してもらい、それに基づき、意見交換等を進めた【資料4-4-14】。また、公的資金ないし競争的外部資金獲得のための講習会も、FD研修会のテーマとした（「外部資金獲得のための講習会」同年5月25日）【資料4-4-15】。そこでは、本学で科研費を獲得している教員から研究課題内容や、申請書類作成時にポイントとしたこと等の報告がなされ、それに対する質疑応答や意見交換を行うなど、競争的資金獲得への努力を行っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料4-4-1】清和大学法学会規程

【資料4-4-2】「清和法学研究」及び「清和研究論集」

【資料4-4-3】『清和法学研究』及び『清和研究論集』の投稿および掲載に関する要領（平成26《2014》年7月10日清和大学法学会決定）

【資料4-4-4】国立国会図書館、地方自治体図書館、各大学附属図書館等への献本資料

【資料4-4-5】前回受審（平成29年度）以降の報告者・報告テーマ

【資料4-4-6】清和大学教員研究費規程

【資料4-4-7】研究計画及び研究報告（見本）

【資料4-4-8】規程「清和大学共同研究等経費の取扱いについて」

【資料4-4-9】要項「清和大学在外研修(短期)要項」及び「清和大学国際学会派遣要項」

【資料4-4-10】科研費採択の実績（過去5年分）

【資料4-4-11】「清和大学における公的研究費の管理・運営に関する規程」

【資料4-4-12】「清和大学における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する規程」

【資料4-4-13】「清和大学における公的研究費の内部監査取扱内規」及び監査実績（過去5年分）

【資料4-4-14】FD研修会「研究環境について」に向けた教員アンケート資料（令和3《2021》年10月26日）

【資料4-4-15】「外部資金獲得のための講習会」（令和3《2021》年5月25日）議事録の写し

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動の適正な執行に向けて、「清和大学における研究倫理教育の実施に関する要項」【資料4-4-16】を設け、主として、研究倫理教育を継続的に実施している。

平成 30（2018）年以前は、対面形式での研究倫理講習会を毎年実施し各教員が毎年受講する形態を採っていたが、最高責任者（学長）決定により、同年からは 3 年に 1 度、FD 委員会の所管により、ネットラーニングでのよりきめ細やかな研究倫理講習を受講する体制に改めた（「清和大学における研究倫理教育の実施に関する要項」第 4 条 3 項）。なお、当該要項は、「清和大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「不正行為防止規程」という。）」【資料 4-4-17】第 5 条 3 項 1 号・2 号の要請を受け、その細目として定められている。また、「不正行為防止規程」第 6 条 3 項・4 項に定める研究データの保存についての細目として、「清和大学における研究データの保存に関する運用ルール」を策定している【資料 4-4-18】。

一方、研究活動上の不正行為防止に向けては、「不正行為防止規程」において、捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサーシップ、不適切な投稿又は出版、研究費の不正使用及びその他公序良俗に反する行為を「研究活動上の不正行為」と定義し（第 2 条 2 項）、適宜、その防止等に向けた啓蒙を行っている。それとともに、「清和大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程」【資料 4-4-19】も設け、不正行為防止へのさらなる対応を図っている。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-4-16】「清和大学における研究倫理教育の実施に関する要項」

【資料 4-4-17】「清和大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」

【資料 4-4-18】「清和大学における研究データの保存に関する運用ルール」

【資料 4-4-19】「清和大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程」

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源の配分としては、既述のとおり、種々の研究費・経費等の配分が挙げられる。①経常的な年間の教員個人研究費として、「教員研究費」（研究費・研究旅費）が配分される。このほかに、②申請に基づく経費等として、「共同研究等経費」（共同研究費・研究室特別経費）、「清和大学在外研修（短期）費」、「清和大学国際学会派遣費」の制度が整備されている。

設備などの物的支援としては、4-1-①1）（i）で既述のとおり、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在、図書館の蔵書数は 90,348 冊となっており、研究活動を行うための十分な蔵書数となっている。また、教授・准教授・講師・助教共に、1 室ずつの研究室が割り当てられており（面積；32.14 m<sup>2</sup>）、ゆったりとした広さの室内環境で研究に従事することが可能である等、十分な資源の配分がなされている。

#### (4) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、研究環境の整備は記述のとおり、専任教員には 1 室ずつの広くゆったりとした研究室が割り当てられており、研究に専念できる環境となっている。専任教員の退職や他大学等への転出に伴う新任教員の受入れの際には、事前に法人による徹底したリフォームにより快適な環境が維持されている。そのような快適な研究環境の下で、本学法学会は

専任教員等が研究した研究紀要を発行し、また、専任教員等に研究報告の機会を提供し、適切な運営を行っている。

本学では研究倫理講習を義務付ける等、研究倫理教育も継続的に実施しており、研究活動への資源の配分についても、「教員研究費」、「共同研究等経費」、「清和大学在外研修（短期）費」、「清和大学国際学会派遣費」に基づき適正に配分されている。

今後においても、研究の適正な執行に向けた研究倫理教育による継続的な啓蒙、外部資金の導入に向けた継続的努力、研究環境の整備・改善の継続的な見直しを行っている。

#### [基準4の自己評価]

本学では、学長がリーダーシップを発揮するため、規程及び組織の両面から補佐体制が整備されており、その結果、学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制が確立しており、学長の適切なリーダーシップの確立・発揮が担保されている。

次に、教学マネジメントにおいても、学長、学長室、教授会、各委員会に権限が適切に分散され、責任が明確化されている。

教学マネジメントに必要な職員は原則として毎年4月1日（必要な場合は臨時的に）適切に異動・配置を行い、事務局各課において当該職員の役割を明確にして業務を機能的に行っている。

本学では、教員の採用に関し、教育目的及び教育課程に即した採用・昇任を心掛け、教員の確保と配置を行っている。また、手続面においても「清和大学教員任用及び昇任規程」及び「清和大学教員の任用に関する手続規程」を定め、当該規程に沿って適切に運用しており、さらに、非常勤講師の採用の場合にも「非常勤講師の任用に関する内規」を定め、当該内規に沿って適切に運用している。

昇任についても、教育目的及び教育課程に適合した教育実績及び人物であるかを検討して行っており、手続面でも「清和大学教員任用及び昇任規程」及び「清和大学教員の昇任に関する手続規程」を定め、当該規程に沿って適切に運用している。

教員数の確保についても適切に行っており、令和6（2024）年5月1日現在、専任教員数は26人であり、大学設置基準で定められている専任教員数（26人）を充足している。また、教授数は13人であり、同設置基準上の必要教授数（13人）を満たしている。構成は、教授13人、准教授10人、講師2人、助教1人（合計26人）となっている。

本学のFD活動は主として「授業改善のためのアンケート」、「オープン授業」、「FD研修会」を中心として、教育内容の・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施を心掛けている。また、そのいずれも全学を挙げて組織的に実施しているが、今後もFD活動の在り方自体の検討・改善を継続的に行っていく。

本学では令和2（2020）年から始まった新型コロナウイルス感染拡大に伴い、在宅勤務及び在宅での業務の在り方を再検討することとなった。これに伴い、本学のSD活動も従来からのOJTのほか、学外諸団体が主催する研修会への参加型もSNSを通して行う研修会等が増加し、職員一人一人のスキルアップが容易となった。今後も積極的にSNSを通じた研修会等へ参加し、自己研鑽に励み教職員組織のボトムアップを組織的に進めて行く。

図書館や研究室を中心に快適な環境が維持されており、その快適な研究環境の下で専任教員の研究紀要の発行や研究報告の機会が提供され適切な運営が行われている。また、専

任教員に研究倫理講習を義務付ける等、研究倫理教育を継続的に実施しており、研究活動への資源の配分についても、「教員研究費」、「共同研究等経費」、「清和大学在外研修（短期）費」、「清和大学国際学会派遣費」に基づき適正に配分されている。今後は、外部資金の導入に向けた研究環境の整備・改善に注力していく。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学は、学校法人君津学園寄附行為に基づき、理事会を中心として経営の規律と誠実性を維持している。教育基本法及び学校教育法に従い、本学の建学の精神である「真心教育」の実現のために、寄附行為に基づき理事会及び評議員会を運営している。また、私立学校振興助成法や学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、監事、会計監査人及び内部監査人による監査体制を構築している。平成 30（2018）年度からは、「学校法人君津学園内部監査規程」【資料 5-1-1】に基づいて、内部監査室を設置し、さらに、令和 3（2021）年度からは、専従の職員を配置したことによって、監査体制をより一層強化した。

また、組織としての規律を維持するために、教職員に対しては、「清和大学就業規則」【資料 5-1-2】に加え、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」【資料 5-1-3】、「学校法人君津学園教職員倫理規範」【資料 5-1-4】、「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」【資料 5-1-5】を定め、これらの規程等に基づいた適切な運営を行っている。

情報の公開については、学校教育施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育研究活動等の状況を、私立学校法第 47 条第 2 項及び第 63 条の 2 に基づき財務諸表並びに事業報告書、監事の監査報告書をホームページにおいて公表し【資料 5-1-6】、積極的に情報公開を行っている。

また、本学は教育職員免許法に係る認定課程を有するため、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき、教員の養成に関する情報の 6 項目について、ホームページで公表している【資料 5-1-7】。

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-1】 学校法人君津学園内部監査規程

【資料 5-1-2】 清和大学就業規則

【資料 5-1-3】 学校法人君津学園教職員行為規範基本規則

【資料 5-1-4】 学校法人君津学園教職員倫理規範

【資料 5-1-5】 学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則

【資料 5-1-6】 私立学校法第 47 条第 2 項及び第 63 条の 2 に基づく公表資料

【資料 5-1-7】 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく、教員の養成に関する情報の 6 項目公表資料

### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現のために、理事長と学長は教学面と経営面について常に情報交換を行い、また、理事長は基本的に教授会に出席することによって経営部門と教学部門との連携をとっている【資料 5-1-8】。特に使命・目的を実現するためには財政的な安定は不可欠であり、そのためにも学生募集等については学園全体の課題として捉え、理事長及び学長（令和 5（2023）年度は学部長）が併設高等学校の入試説明会（進学担当教員が参加）に出席し、そのリーダーシップによって最大限に協力を仰ぎ、学生募集の安定化を目指している【資料 5-1-9】。学園においては 5 年ごとに中期計画を策定しており、経営計画に基づいて必要となる施設・設備面の充実についても適宜実施している。財務状況については、学長を始めとした教学部門の関係者とも情報共有を図り、問題点については、学長、学長室、各委員会で随時、課題を協議しており、また、大学の中期計画においても令和 5（2023）年度決算の目標を設定し【資料 5-1-10】、学園及び全学を挙げて使命・目的の実現のための努力を継続している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-8】 令和 4 年 7 月 14 日及び令和 5 年 6 月 8 日教授会議事録・配布資料「清和大学収支状況」

【資料 5-1-9】 「木更津総合高校入試説明会資料」

【資料 5-1-10】 「清和大学中期計画「Let's Act 5（19-23）PLAN」」（4 頁）

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、本学においては多くの木々に囲まれた緑あふれるキャンパスが整備され、その維持管理も適切に実施している。また、温室効果ガスの削減等を目指して、「学校法人君津学園エコ活動ルール」【資料 5-1-11】が定められており、これに基づいて教職員は日々環境保全に配慮した活動を実施している。また、平成 28（2016）年度には空調機器の全面改修工事を実施し、エネルギー効率の高い機器への移行が実現したことによって、夏季及び冬季における電力消費量の削減が実現した。しかし、令和 4（2022）年度に大学単体の光熱水費が約 23 百万円（前年度比+9.3 百万円）と大幅に増加し、令和 5（2023）年度においては、約 19 百万円と若干減少したものの、依然として高止まりが続いている。これは、2 年前に始まったロシアのウクライナ侵攻を契機としたエネルギー危機による電力料金の高騰によるものである。今後、冷暖房の使用時期、方法等や教室内外のこまめな消灯の励行によって一層の節電を図っていく。学内の蛍光灯については、計画的に LED 化を進めており、また、外部の照明等については、照度センサーやタイマー制御等により、省エネに努めている。

人権については、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」、「学校法人君津学園教職員倫理規範」及び「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」【資料 5-1-12】を定めており、これらの規則に基づいて適切な運営を行っている。昨今は各種ハラスメント



が社会問題化しており、大学内におけるハラスメントに対する意識の向上のために、SD活動の一環として、平成28(2016)年8月に第1回ハラスメント研修会「清和大学におけるハラスメント防止について」を開催し【資料5-1-13】、令和6(2024年)2月に第2回ハラスメント研修会を実施した【資料5-1-14】。

個人情報の取扱いについては「学校法人君津学園個人情報保護規程」【資料5-1-15】に基づき、所属個人情報管理責任者の指導の下でしっかりと管理が実施されている。また、公益通報者を保護するため、「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」を制定し、適切に運用している。

安全面については、「学校法人君津学園危機管理規則」【資料5-1-16】に基づき、「清和大学防災規程」及び「清和大学交通安全規程」【資料5-1-17】が制定されており、安全性を確保する体制が構築されている。また、大学も独自に「危機管理マニュアル」を制定している【資料5-1-18】。施設設備の安全性については外部委託業者による法定点検が適切に行われており、管理面については大学事務局と法人事務局が連携して実施しており、現段階において特段の問題は生じていない。防災訓練は定期的を実施しており、学生、教職員等の安全面に配慮している。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料5-1-11】「君津学園エコ活動ルール」

【資料5-1-12】「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」

【資料5-1-13】平成28(2016)年8月第1回ハラスメント研修会「清和大学におけるハラスメント防止について」資料

【資料5-1-14】令和5(2023)年度SD研修会「学校現場における職場のハラスメント防止対策」資料

【資料5-1-15】「学校法人君津学園個人情報保護規程」

【資料5-1-16】「学校法人君津学園危機管理規則」

【資料5-1-17】「清和大学防災規程」、「清和大学交通安全規程」

【資料5-1-18】「清和大学危機管理マニュアル」

#### (3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

経営の規律と誠実性については、内部監査を更に充実させ、関係法令等に遵守しているかを定期的にチェックできる体制を構築していく。また、使命・目的を実現するための財政的な安定を図るための学生募集については学園全体の課題として捉えて推進していく。さらに、使命や目的についても委員会等で定期的に見直し、教授会に諮ることによって全教職員に使命及び目的を常に認識する機会を与え、それによって教職員が日々の業務に当たる際に常に使命及び目的との関連を意識するよう徹底していく。

本学は地域社会の教育活動の拠点となっていることを自覚し、人権及び安全に対する配慮を怠ることなく、また、社会的責任として、環境保全についても積極的に取り組む経営を行っていく。

#### 5-2. 理事会の機能

## 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学の理事会には第 1 号理事（学校法人君津学園寄附行為第 9 条）である学長が出席しており、大学部門の代表者として大学の意思を反映させる体制が構築されている【資料 5-2-1】。また、理事長（法人を代表（第 6 条の 2））は原則として大学の教授会に出席し、大学の運営に対して直接実態を把握しており、大学の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。

次に、本学園は設置校として、大学、短期大学、高等学校及び幼稚園を有しており、年に 2 回程度、各設置校の代表者及び法人事務局を含めた代表者会議を開催している。代表者会議においては、各設置校における最新の運営状況や課題等の共有や、年間行事予定等の調整を行っている。また、その際には理事長から学園の運営方針や教職員の指導方針等についての訓示が行われ、法人の意思について、各設置校にしっかりと伝達される体制が整っている【資料 5-2-2】。さらに、大学の学長、事務局長は、日常的に理事長及び法人事務局との情報交換を密にしており、教学部門と管理部門の連携は十分に達成されている。このように、本学は、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を適切に機能させている。

理事の選任については、寄附行為第 9 条に定められている。選任区分は、第 1 号理事として清和大学学長、第 2 号理事として清和大学短期大学部学長、第 3 号理事として評議員のうちから評議員の互選によって定められた者、第 4 号理事として功労者、学識経験者のうち理事の過半数以上をもって選任された者と規定されており、適切に選任されている【資料 5-2-3】。

理事会は、定例理事会として毎年 3 月及び 5 月に開催している。3 月には予算及び事業計画案についての審議が行われ、5 月には、事業報告案、決算案について審議している。また、必要に応じて理事長は理事会を招集しており、事業計画の確実な執行が行える体制をとっている。評議員会も適切に機能しており、予算、事業計画、中期計画等に加え、法人の業務に関する重要な事項については、全てあらかじめ評議員会の意見を聴取することとなっている。監事については、必ず全ての理事会に出席しており、学園の業務遂行状況や財産の状況についてしっかりと監査を行っている。

### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-2-1】 学校法人君津学園寄付行為

【資料 5-2-2】 直近の学園代表者会議の資料

【資料 5-2-3】 選任区分別理事名簿

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、学外理事からも積極的に意見聴取を行い、理事会の運営を活性化することが必

要であるとする。また、法人全体にとって迅速にかつ有益な意思決定がなされるよう、常任理事会等の設置についても検討したい。さらに、理事会での決定事項が速やかに大学の各部署で共有され、適切に業務が遂行できるよう、学内連携の更なる強化を図っていく。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-2-①で既述のとおり、理事会には第1号理事（学校法人君津学園寄附行為第9条）である学長が出席しており、法人を代表する理事長が大学の教授会に出席することによって法人と大学学長及び教授会との意思疎通と連携を適切に行っている。

また、本学園は設置校として、大学、短期大学、高等学校及び幼稚園を有しており、年に2回程度、学園代表者会議が開催されており、大学からは学長、学部長及び事務局長が出席することによって法人と学長、学部長（教学部門の責任者）及び事務局長（事務部門の責任者）との意思疎通と連携を適切に行っている【資料 5-3-1】。学園代表者会議での決定事項や連絡事項等については学長より学長室会議や教授会へ報告され、事務局長より事務室員に報告されており、法人及び大学の管理運営機関の意思決定の円滑化を図っている。

次に、理事長は、学校法人君津学園寄附行為第6条の2の規程により「法人を代表し、その業務を総理する。」として法人の最高位であることが明記されており、さらに第7条は「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」と規定され、理事長がリーダーシップを発揮できる環境が規程上担保されている。また、理事長は大学の教授会に出席し【資料 5-3-2】、大学における諸問題について常に把握できる立場にあることから、運営面からも理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整えている。

大学における教職員の提案は大学の各委員会及び事務局内会議を通じて学長室会議に提案され、同会議に出席する副理事長及び学長がその提案を汲み上げるかどうかを判断し、汲み上げる場合には速やかに教授会に付議し、理事長に報告（ケースによっては上申）するという仕組みを整備している【資料 5-3-3】。

#### 【エビデンス集】

【資料 5-3-1】 直近の学園代表者会議の資料

【資料 5-3-2】 教授会議事録（理事長出席）

【資料 5-3-3】 実施状況の例（令和5年7月13日教授会「清和大学における学生の通称名使用の取り扱いに関する要綱の制定」）

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

既述のとおり、大学の教授会に理事長が出席し、理事会に大学学長が理事として出席す

ることによって法人と大学の相互チェックが機能している。また、年に2回程度の学園代表者会議へ大学からは学長、学部長及び事務局長が出席することによって法人と学長、学部長（教学部門の責任者）及び事務局長（事務部門の責任者）との相互チェックが機能している。

監事は寄附行為の定めるところにより2名選任されており、理事会や会計監査のみならず、各学校における行事等にも積極的に参加し、学校法人全体の運営についてのチェックを行っている【資料5-3-4】。監査の計画については、監査計画書を作成し、監査の基本方針、実施期間、監査方法等について明らかにしている【資料5-3-5】。また、監事は各学校における教育活動についても意欲的に関与した上で、理事長、学長に対して意見を述べている。また、監事と公認会計士は定期的に意見交換を行っており、監査の体制の強化を図っている【資料5-3-6】。

評議員についても寄附行為に基づいて選任されており、その運営については寄附行為に定める通り諮問機関として適切に機能している【資料5-3-7】。予算、借入金、事業計画等については必ずあらかじめ評議員会の意見を聞くことが定められているが（寄附行為第15条）、本学園においては基本的に理事会で審議する予定の議案については事前に評議員会で審議し、広く意見を求める体制を構築している。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料5-3-4】 学校法人君津学園監事監査規程、学校法人君津学園監事監査体制

【資料5-3-5】 監事の監査計画書及び監事監査チェックリスト、監査報告書

【資料5-3-6】 公認会計士から監事への質問票

【資料5-3-7】 令和5年度評議員の選任状況及び評議委員会の開催状況

#### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、法人と大学との間における、意思決定の円滑化の仕組みや相互チェックの機能は整備されている。今後も更なるコミュニケーションの充実を図っていくことが重要であると認識している。具体的には、大学学長室会議や教授会等に理事、監事及び評議員が加わるような体制を検討し、より一層連携強化と相互チェックの機能性を向上させることにより、迅速な意思決定や教育活動の質の向上に繋げていく。

#### 5-4. 財務基盤と収支

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### (1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

###### (2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

18歳人口が減少している中、私立大学の経営を取り巻く環境は年々厳しさを増している。その中において、入学者数の確保は最も重視しなければならない点であり、教職員が

一丸となって目標達成に向けて邁進してきた。具体的には、併設高等学校及び近隣提携高等学校との連携を強化し、オープンキャンパスを充実させ、公務員試験合格実績を上げる等の施策を実施してきた。これらの成果として、昨今では、「就職に強い清和」、「公務員試験に強い清和」というブランドが浸透してきており、令和2（2020）年度以降、令和5（2023）年度まで収容定員充足率は100%超を達成してきた。本学は法学部の単科大学ではあるが、その中に三つのコースを設けることにより、多様な学生を受け入れることが可能であり、定期的にコースの在り方を見直すことによって、柔軟に受験生のニーズをキャッチできている。このため、学生生徒納付金収入は順調に回復を続け、平成30（2018）年度と比較し、令和5（2023）年度は約5千7百万円の増加となっている。また、教職員等の採用についても効率化を図り、計画的に実行した結果、人件費支出についても抑制することができている。

<表 5-4-1 入学定員・収容定員充足率の推移>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学定員	190名	190名	190名	190名	190名
入学者数	212名	246名	221名	164名	183名
入学定員充足率	111.6%	129.5%	116.3%	86.3%	96.3%
収容定員	760名	760名	760名	760名	760名
在学者数	728名	798名	817名	788名	762名
収容定員充足率	95.8%	105.0%	107.5%	103.6%	100.3%

#### 5—4—② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学の永続的な発展のためには、財務基盤の確立や収支バランスの安定が必要不可欠となる。本学においては、財政状態を安定させるためには、定員の確保を最優先として捉え、教職員一丸となって、学生募集活動に取り組んだ。その結果、定員充足率は大幅に改善され、学生生徒納付金収入の増加につながっている。基本金組入前当年度収支差額については、令和元（2019）年度には約1億1千万円の支出超過であったところ、令和5（2023）年度には依然として支出超過の状況ではあるものの、その額は約2千万円まで圧縮されおり大幅に改善させることができている。法人全体でも、収支構造はある程度均衡が保たれており【資料5-4-2】、また、運用資産【資料5-4-3】についても、短期大学部及び附属幼稚園の改築等といった大規模な設備投資があったにもかかわらず、増加傾向であることから、安定した財務基盤が確立している。

<表 5-4-2（清和大学）基本金組入前当年度収支差額及び運用資産額の推移>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本金組入前 当年度収支差額 (清和大学)	△113,399,944	△63,425,417	△1,719,203	△16,192,491	△20,480,160
基本金組入前 当年度収支差額 (法人全体)	△44,788,236	△126,616,278	15,450,138	△151,948,780	27,267,172
運用資産残高 (法人全体)	2,290,218,938	2,387,147,024	2,705,553,006	2,757,432,332	3,026,186,471

### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

財政状態は、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度まで4年連続で収容定員充足率が100%を上回っており、大幅な改善を果たすことができた。しかし、令和4（2022）年4月以降は18歳人口の減少に伴い、入学者が入学定員を下回っており、財政状況にも影響がみられる。そのため、今後も学生募集に注力し、安定した入学者の確保が最重要である。また、収入の増加のために、今後は外部資金の確保にも努めていく必要がある。今後は、改革総合支援事業へ積極的に申請を行っていくことや、科学研究費等についても獲得に向けて教職員の意識の向上を図っていくことを目標としたい。更には、寄付金募集の体制を構築し、卒業生をはじめ、地域社会からも広く寄付金を獲得できるような施策を検討中である。また、収入の確保に加え、支出の削減にも積極的に取り組んでいくことが重要である。本学においては、スポーツ法コースを設置して以来、学生募集活動の一環として、特待生制度を活用してきたことから、奨学費支出が大きなウエイトを占めている。昨今では、学内の各運動部（強化指定部）も実績を挙げてきており、特待生制度については、その認定基準等も含めて、見直しを行う時期を迎えていると考えている。特待生制度の見直しを図ることによって、奨学費の削減を目指し、更なる収支の改善を達成したい。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-1】 学校法人君津学園中期事業計画（令和2年度～令和6年度）

【資料 5-4-2】 平成31年度～令和5年度（過去5年分）法人決算書

【資料 5-4-3】 金融資産の運用状況（過去5年間）

### 5-5. 会計

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

##### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準を遵守すると共に、「学校法人君津学園寄附行為」、「学校法人君津学園経理規程」等に基づき適切に実施している【資料 5-5-1】。

日常の会計処理に関しては、監査法人からの指導を受けながら、適切に行うように努めている。

予算編成に際しては、各部署からの意見を聴取した上で、評議員会及び理事会において審議を行い作成している。期中においては予算の執行状況を確認しながら、適正に予算を執行している。やむを得ない事由により予算超過が発生する場合等については補正予算を編成しており、決算時において予算を超過する項目は発生していない。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-5-1】 学校法人君津学園経理規程

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき監査法人による監査を受けている。期中監査及び期末監査においては、試算表、帳簿、伝票、証拠書類等の確認のみならず、理事会議事録、補助金関連資料、人事台帳、原議書等の確認も実施されている。また、理事長や監事との面談も実施しており、運営方針や将来計画等についての意見交換がなされている。監事は寄附行為に基づき適正に配置されており、学校法人の業務及び財産に関する監査が実施されている【資料 5-5-2】。監事は、理事会及び評議員会への参加を行っているのみならず、学校行事等にも積極的に参加をし、学内関係者等とも意見交換を実施している。

平成 30 (2018) 年度から学校法人君津学園内部監査規程を整備し、内部監査室を設置することとした【資料 5-5-3】。令和 3 (2021) 年度からは専従の職員を配置し、内部監査計画に基づいて内部監査を実施している【資料 5-5-4】。内部監査人は、監査法人及び監事とも定期的に意見交換の場を設けており、より効率的な監査が実施できる体制を設けている。

監査法人及び監事のいずれからでも現時点まで、大きな指摘を受けたことはなく、会計処理等については毎年適正であるとの評価を受けている。

#### 【エビデンス集 (資料編)】

【資料 5-5-2】 監事の監査報告書

【資料 5-5-3】 学校法人君津学園内部監査規程

【資料 5-5-4】 令和 5 年度内部監査報告書

### (3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

既述のとおり、本学の会計監査については、体制が整備され、厳正に実施されている。一方、内部監査については、令和 3 (2021) 年度から専従の職員を配置したところであり、まだまだ発展途上な状態である。今後は、より積極的に会計監査人や監事との連携を強化することにより、三様監査体制を強固なものとして確立させていく。

また、SD 活動の一環として、経理担当者以外についても、会計や関係法令等に対する知識を向上させ、組織全体としての会計に対する意識の向上を図っていく方針である。

#### [基準 5 の自己評価]

本学は、寄付行為及び諸規程に基づき、適正かつ誠実に運営を行っており、経営の規律と誠実性を維持している。また、使命・目的を実現するための財政的な安定のために、学生募集を学園全体の課題として捉え、全教職員に徹底している。

本学は地域社会の教育活動の拠点となっていることを自覚し、人権及び安全に対する配慮を怠ることなく、また、環境保全についても積極的に取り組む経営を行っている。

理事会には第 1 号理事として学長が出席し、大学の意思を反映させており、理事長は大学の教授会に出席し大学の運営に対する実態を把握することによって、大学の使命・目的の達成に向けての意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。また、理事の選任及び事業計画の策定・執行など寄付行為に基づき理事会の運営を適切に行っている。

本学園は大学、短期大学、高等学校及び幼稚園を有しており、年に 2 回程度、学園代表

者会議が開催されており、大学からは学長、学部長及び事務局長が出席することによって法人と学長、学部長（教学部門の責任者）及び事務局長（事務部門の責任者）との意思疎通と連携を適切に図っている。そこでの決定事項等については、学長より学長室会議や教授会へ、事務局長より事務室員に報告されており、法人及び大学の管理運営機関の意思決定の円滑化を図っている。さらに、令和5（2023）年5月の学長室会議より、法人副理事長（兼法人事務局長）が同会議へ構成員として参加することになり、法人と大学学長室との連携を一層強化することになった。

監事は寄附行為の定めるところにより適切に選任されており、理事会及び評議委員会への出席も適切である。監事は、監査計画書（監査の基本方針、実施期間、監査方法等）を作成し、適切に監査を実施している。また、監事と公認会計士は定期的に意見交換を行い、監査体制を強化し、相互チェックを機能させている。

評議員についても寄附行為に基づいて選任されており、出席状況及び欠席時の委任状提出も適切であり、諮問機関としての役割を果たしている。

このような状況下、本学は財政状態を安定させるために学生定員の確保を最優先として捉え、教職員一丸となって学生募集活動に取り組んでいる。今後は、スポーツ特待生制度の見直しや寄付金募集の体制を構築する等、卒業生をはじめ地域社会からも広く寄付金を獲得できる体制を目指す。

会計監査については、学校法人会計基準や経理等規程に基づき、会計処理を適正に実施している。さらに、内部監査室を設置し、専従の職員を配置し内部監査計画に基づいて内部監査を実施している。

## 基準6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1の自己判定

「基準項目6-1を満たしている。」

##### (2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、内部質保証に関する最初の全学的な勉強会として、学長が平成29（2017）年8月3日教職員全員参加のSD研修会において、「内部質保証と自己点検評価」のテーマで説明を行った【資料6-1-1】。その中で学長は、「1 質保証の概要」、「2 内部質保証」、「3 内部質保証システム」とは、「4 内部質保証を構築するための条件」、「5 自己点検評価と内部質保証との関係」、「6 自己点検評価の実施方法」及び「7 PDCAサイクルを機能させる」項目に沿って丁寧・詳細に説明し、内部質保証に関する全学的な方針を明示した。そして、最後に学長は、本学における内部質保証のための恒常的な組織体制を明確に示した（資料6-1-1最終行②）。

続いて、平成31（2019）年2月本学SD研修会において、学長より「清和大学中期計画「Let's Act 5（19-23）PLAN」（平成30年12月30日策定）が公表され【資料6-1-2】、その中で学長は、本学の目指す基本方針項目の1つとして「内部質保証のための組織体制の確立と自己点検・評価の実践」を掲げ、教職員に再徹底した【資料6-1-3】。以降、同中



期計画の進捗状況について、教授会や学内各委員会の長（責任者）を構成員とする自己点検・評価委員会において随時・継続的に確認を行っている。

その後、令和3（2021）年4月22日学長室会議において、学長より、内部質保証に関する「清和大学『内部質保証』全体システム」が公表され【資料6-1-4】、翌令和4（2022）年同全体システムの一部改正を行い、同年5月12日教授会において教職員へ明示された【資料6-1-5】。その中で学長は、「3つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証すること」を本学の目指す「内部質保証」と位置付け（方針）、推進する組織及び責任体制を明示した【資料6-1-5】。また、それに合わせて前述の「内部質保証と自己点検評価」表を一部修正し、最終案として明示した【資料6-1-6】。

また、令和3（2021）年度から、学長判断により、自己点検・評価委員会の構成員を極力、各委員会の長又は副委員長をメンバーとする体制に刷新し、自己点検・評価委員会の組織自体を強化した。自己点検・評価委員会の議事についても、議事録・録画記録等をGoogle Workspace上の「共有ドライブ」に掲載することによって、各構成員が常時点検・把握することができる体制となっている。さらに、本学自己点検・評価委員会規程では、学長が適宜会議に参加して意見等を述べるができる体制となっており、学長は、ほぼ毎回の会議に積極的に参加し、実際に所見を述べる等、本学の自己点検・評価体制を実のあるものにするための恒常的な組織体制が事実上かつ具体的に確保されている（同委員会規程5条4項）【資料6-1-7】。

さらに、①学長が統括する「学長室」では、年度初めに業務計画の策定・提出を各委員会に求め、併せて、②自己点検・評価委員会では、令和3（2021）年度後期より、学内各委員会に「活動報告書」の提出を求め、各委員会の業務内容の把握・改善に向けた全学的・制度的取組みを行っている。

本活動報告書は、学長策定の上記中期計画に基づき、①「年間計画」（年度初めにおける各委員会で策定した当年度の業務計画の記載）、②「中間到達度評価（半期）」（半期経過段階における「年間計画」の到達度の自己評価）、③「次年度目標」（半期報告書の段階では後期に向けた目標、年間報告書では次年度に向けた目標の記載）、④「アピール項目」（継続的に行ってきた活動・取組み、特色のある活動・取組みの中で、アピールできると考えられる事項についての記載）の報告を求めている。

本活動報告書は、半期報告書の提出（毎年10月頃）、年間報告書の提出（毎年8月頃）を予定している。これにより、⑤各委員会の活動における（学長策定の中期計画に基づく）PDCAサイクルのより一層の担保、⑥各委員会内での活動内容の可視化・自己点検評価、⑦本学自己点検・評価委員会における各委員会の活動内容・特色ある取り組みの継続的把握を、定期的実施することができるようにし、⑧これらにつき組織的・制度的に取り組むことができるようにしたものである【資料6-1-8】。

以上の体制に基づき、自己点検・評価委員会委員長が実質的に各委員会の活動内容の把握と改善提案を直接的に行う体制、及び学長がこれら体制を最終的に指導するという体制が構築されている。そして、これらの組織体制は教授会等において折に触れて開示される等、全学で確認されている。

### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

上述のとおり、本学は内部質保証に関する全学的な方針を明示し、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、また、内部質保証のための責任体制も明確にしている。さらに、本学で運用している各委員会からの「活動報告書」は、①各委員会の活動における（学長策定の中期計画に基づく）PDCA サイクルのより一層の担保、②各委員会内での活動内容の可視化・自己点検評価、③自己点検・評価委員会における各委員会の活動内容・特色ある取り組みの継続的把握、④これらにつき制度的に取り組むことを可能にするものである。

そこで、本「活動報告書」については、毎月定例的に開催される自己点検・評価委員会において委員会構成員から同報告書の作成・提出方法等に関する改善に向けた意見・要望等を聴取し、また、活動項目とその到達度を評価することによって、本学における各委員会における PDCA サイクルの可視化・共有化を図り、併せて自己点検評価の改善・向上に継続的に取り組んでいる。

#### 【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-1-1】「自己点検評価と内部質保証」（平成 29 年 8 月 3 日「平成 29 年度夏季 SD 研修会資料」）

【資料 6-1-2】清和大学中期計画「Let's Act 5 (19-23) PLAN」

【資料 6-1-3】清和大学中期計画「Let's Act 5 (19-23) PLAN」2 頁(2)基本方針項目⑥、10 頁⑥

【資料 6-1-4】清和大学「内部質保証」全体システム

【資料 6-1-5】清和大学「内部質保証」全学的な方針・組織・責任体制【A 表】（令和 3 年 4 月 22 日学長室会議承認・令和 4 年 5 月 12 日改正）

【資料 6-1-6】「内部質保証と自己点検評価【B 表】

【資料 6-1-7】「自己点検・評価委員会規程」（5 条 4 項）

【資料 6-1-8】各委員会の活動報告書〔令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度〕

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-2-1-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

第 1 に、本学では内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価を自主的・自律的に行う方策として、自己点検・評価委員会では「活動報告書」を活用している（6-1-①）。すなわち、各委員会に対し、①中期計画に基づく年間計画を年度当初に策定のうえ報告を要請し、②上記①に関する半期経過段階での自己点検・評価を実施、③年間計画全体について当年度終了後に最終的な自己評価を実施、④次年度目標の設定というサイクルでの自己点検・評価の実施を義務付けている。これにより、各委員会における PDCA サイクルの実施状況の可視化が制度的に担保されている。また、活動報告書の結果については、適宜取り纏めたものを本学の共有ドライブ内に保存し、自己点

検・評価委員会委員が常時閲覧できる体制を整えている。共有ドライブ内には、各委員会における議事録や会議記録（記録映像等）も保存されており、各委員会はこれら他の委員会活動資料を参考にすることによって自己の委員会活動の参考と出来る体制を構築している。さらに、本学の業務に関連又は参考となる文部科学省関連通達等について、その内容を抜粋し、共有ドライブ内に保存することによって適宜各委員会が取り組む自己点検・評価の参考となるよう工夫している。本施策は前任の自己点検・評価委員会委員長から引き継ぎ、学部長（現任の自己点検・評価委員長）が担当している。

さらに、本学では、毎月定例開催の自己点検・評価委員会において、委員長（学部長）や学長が大学機関別認証評価「受審のてびき」やエビデンス等に基づき、各委員会の行う自己点検・評価活動に関する不十分な取組部分の改善を促す等、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

第二に、本学では、自己点検・評価の結果について、学内で共有し、社会へ公表している。すなわち、本学の自己点検・評価の結果は、本学の Web サイトにアップロードされており、学内・学外からの閲覧が可能となっている。平成 22（2010）年度第 1 回及び平成 29（2017）年度第 2 回「日本高等教育評価機構大学機関別認証評価」を受審した際の「自己評価報告書・本編」及び評価機構による「評価報告書」は、本学 Web サイトのトップページ「大学紹介」の「認証評価結果」欄に公表しており、平成 29 年度第 2 回受審については「認証評価結果に対する改善報告書」も公表している【資料 6-2-1】。さらに、印刷された冊子体の「自己評価報告書・本編」に関しても、大学図書館に配架されており、閲覧可能となっており、公表している【資料 6-2-2】。

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

第 1 に、本学では、規程集・様式集等のデータを学内共有フォルダを通じアップロードするなど、現状把握のための調査・データの収集と分析を行える体制の整備を進めてきた。諸規程の改正については、従来より、各委員会等による自主的な点検・上申により、学長室会議及び教授会における審議・議決を経て行われ、その結果として、本学全教員が諸規程改正プロセスに関与することが出来ていたが、今般、IR 体制を通じて全教職員が規程集等の閲覧・点検が効率的に行えるようになった。

また、学生の学修状況（出席・履修）調査や学生生活上の調査（学生相談履歴）について「Campus Plan」というシステムを活用して教職員間での情報共有を図っている。さらに、各種 Web アンケート実施ツールとして、Google Classroom、Google フォーム、Questant を活用し、各種の意見集約の充実化を図っており（PC、スマートフォン、タブレット等、多様な端末に対応）、Web アンケートへの回答／収集データへのアクセスは、学内有線／無線 LAN 経由および学外インターネット回線にて可能な状況となっている。

第 2 に、本学は、IR(Institutional Research)に関して、令和 4（2022）年 5 月 12 日教授会において、学長による全学的方針として、「清和大学における IR (Institutional Research) について」が示され、IR の意味(定義)の再確認、日本の中小私立大学における IR の実際面の紹介等を踏まえて、清和大学において取り組むべき IR 事項として、とりわけ、①実施体制について（IR オフィサーの指定等）、②実施方法について、③改善案・支援情報が実行（及び継続実行）されていることの確認、④本学における IR 実践例、⑤本学に

において収集・管理すべき情報についての説明がなされた【資料 6-2-3】。この中で、IR とは、様々な情報・データを活用し、(a)教育・研究等の大学業務の改善を行うこと、(b)大学運営の意思決定に対する支援情報を提供することの意味(定義)を確認した。その上で、本学は、「経営者、教職員、学生、学外者(受験生・父兄・関係機関等)にとって利用可能な学内情報の一元的管理体制を構築することによって、学内外者の利用の便宜を図り、効率的かつ持続可能な大学運営を図ることを目的とする。」との方針を決定した。

今後は、IR に関する上記本学の方針を踏まえ、6-2-①で既述の「活動報告書」の運用を徹底することにより、各委員会において IR の進捗状況を常時点検し、十分な効果が期待できる IR 体制を構築していく。さらに、IR の推進状況を全学的に点検・把握するために、各委員会別に「IR 推進状況報告書」を 6 か月ごとに自己点検・評価委員会に提出することを義務付けた(令和 5.7.4 自己点検・評価委員会)【資料 6-2-4】。

### (3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行う方策として、「活動報告書」を活用している。また、「活動報告書」の様式や作成・提出方法等の制度設計に関しては、自己点検・評価委員会において意見・要望等を定期的に聴取し、継続的に改善・向上させる努力を行なっている。

また、IR として収集・活用できる情報の範囲を漸次拡大し、それらの活用方法の改善も予定している。例えば、本学の IR について、今後のさらなる充実化を図るための課題としては、①アンケートの質(作成/実施/分析)を高め、取得データを有効活用する必要があると考えられる。また、②効果的なアンケート作成(作問)や、③アンケート調査の技術的サポート(情報専門職員による Web アンケート調査の一元化した実施など)の方策も考えられる。なお、本学では令和 4(2022)年 4 月に「情報センター」が新設され、今後は同センターにおける「情報システム委員会」とのアンケート実施等に関する連携を模索している。

将来的には、「地域交流センター」の構築に向けた議論を活性化することにより、本学自己点検・評価に係る成果を木更津市を中心とする地域社会に還元し、地域との関係性をより発展させることのできる体制の構築を行っていくことも検討していく。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-2-1】本学 Web サイト「大学紹介」の「認証評価」欄

【資料 6-2-2】「自己点検評価報告書・本編」の図書館に配架されている写真

【資料 6-2-3】「清和大学における IR (Institutional Research) について」(令和 4 年 5 月 12 日教授会資料)

【資料 6-2-4】「IR 推進状況報告書」の例

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

## (2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

既述のとおり (6-1-①)、本学では、3つのポリシーを起点とした内部質保証を実施すべく、全学的な方針・組織・責任体制を明示した結果【資料 6-3-1】、各委員会の活動はそれらを踏まえて行われており、その結果を教育の改善・向上に反映している。特に教学委員会においては、3つのポリシーに基づくシラバス整備等【資料 6-3-2】、3つのポリシーを教育体制に反映させるという具体的取り組みが行われており、内部質保証の活動が教育の改善・向上に繋がっている。また、令和 3 (2021) 年度から原則として各委員会の長が自己点検・評価委員会の構成員となったことにより、学内の諸取組みが自己点検・評価委員会でより把握し易くなっている【資料 6-3-3】。さらに、自己点検・評価委員会においても、3つのポリシーの意義を再考する機会を継続的に設け、教授会でもその資料を配布するなど、3つのポリシーを起点とした内部質保証を点検・検証する継続的な取組みを行なっている。

次に、本学では、大学全体の PDCA サイクルの仕組みを確立し、かつ、その仕組みが機能している。すなわち、既述の「内部質保証と自己点検評価」【B表】において、学長は、自己点検・評価委員会、学長室、教授会において複数回にわたり、内部質保証に関する「自己点検評価の実施方法」及び「PDCA サイクルを機能させる」項目について丁寧・詳細に説明している。そこにおいて、PDCA サイクルを機能させるに当たっては中期計画の策定が必要であること、また、PDCA サイクルの実施に当たっては「具体的な目標設定」と「確実な実行」を求めている。この「具体的な目標設定」及び「確実な実行」を担保するため、本学では「活動報告書」を利用している【資料 6-3-4】。なお、活動報告書には、次の点が明記されている。

- ・報告書の作成・提出は、各委員会等が実施する PDCA サイクルの一環であること
- ・報告書の提出は、年 2 回 (半期報告・年間報告) とすること
- ・「中期計画」との関連性に留意すること
- ・「3つのポリシー」に配慮すること

このように、本学では、3つのポリシーを起点とした内部質保証を着実に実施しており、その実施手段として PDCA サイクルを機能させることに主眼を置いている。

なお、本学の中期計画は、自己点検・評価や認証評価の結果も踏まえて作成されており、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能している。

### 【エビデンス集 (資料編)】

【資料 6-3-1】「内部質保証と自己点検評価【B表】」

【資料 6-3-2】令和 6 (2024) 年度シラバス作成要領

【資料 6-3-3】令和 5 年度・令和 6 年度委員会名簿及び学長室構成員名簿

【資料 6-3-4】各委員会の活動報告書 [令和 4 (2022) 年度、令和 5 (2023) 年度]

## (3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、3つのポリシーを起点とした内部質保証を実施するため、全学的な方針・組

織・責任体制を明示し、各委員会の活動はそれらを踏まえて行われており、その結果を教育の改善・向上に反映している。特に、自己点検・評価委員会がリーダーとなり、各委員会に対して「活動報告書」の作成・提出を求めることによってPDCAサイクルを効果的に実施し、内部質保証の仕組みを機能させている。今後も引き続き、各委員会自体がPDCAサイクルを効果的に実施し、その効果を常に意識して次の行動に活かすというサイクルを徹底することが重要であり、そのためには、自己点検・評価委員会が継続的に各委員会のPDCAサイクル活動を点検・評価することによって側面から支援をしていく方針である。

また、自己点検・評価委員会は、本学における内部質保証をより良く機能させるために、各委員会等学内組織の改善・向上に資するための議論や提案を継続的に実施していく方針である。

### 【基準6の自己評価】

本学では、まず内部質保証に関する全学的な方針・組織・責任体制を明示している【資料6-1-4】。そこでは、学長をトップとし、自己点検・評価委員会がリーダーとなって各委員会と連携をとりながら内部質保証に関わる点検・評価活動を推進することを明示している。そして、本組織体制は今後若干の微調整があっても恒常的な組織体制として位置付けている。

次に、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施を担保するため、その方策として、自己点検・評価委員会では独自制定の「活動報告書」を活用している。また、内部質保証のための自己点検・評価活動は、全学的な意識づけを保つためも、学長室会議、教授会、自己点検・評価委員会等さまざまな機会で行っており、それはエビデンスに基づく点検・評価であることを原則としている。

また、自己点検・評価の結果は、本学のWebページで学内・学外からの閲覧が可能となっているなど、学内共有と社会への公表が実施されている。

次に、本学は、IRに関して、学長による全学的方針として、「清和大学におけるIR (Institutional Research) について」が示され（令和4年5月12日教授会）、IRに関する全学的方針が決定し、各委員会等が主体となってIR活動を行っていくが、今後は、「情報センター」との連携を模索するなど、IR活動の一層の活用拡大を図っていく。

纏めとして、本学では、3つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。実施方法としてPDCAサイクルを機能させており、その方策として本学独自の「活動報告書」を利用している。また、自己点検・評価や認証評価の結果を踏まえて作成された中期計画に基づき実施されており、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能している。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携

##### A-1. 教学部門を核にした地域連携の推進

##### A-1-① 教職課程における地域連携

##### A-1-② 学部授業における地域連携

##### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

清和大学は、大学所在地である千葉県木更津市をはじめ、近隣地域や諸機関との連携による学習プログラムを実施している。特に教職課程におけるインターンシップ活動が盛んであり、近隣の小・中・高校に受け入れていただき、継続的に学生を派遣している。本項では、本学が独自に設定した基準として、教職課程と学部科目に大きく分けて地域連携事業の内容と特色について説明する。

#### 1. 教職課程における地域連携

##### 1) 「木更津市スクールアクティブサポーター事業」(2～4年生希望者対象)

本学教職課程では、木更津市教育委員会との連携協定（平成 27《2015》年 3 月 19 日調印）、のちに木更津市との包括連携協定（平成 29《2017》年 10 月 30 日調印）に基づき、平成 27 年度より「木更津市スクールアクティブサポーター事業」に対して学生を派遣している。同事業は市内公立小・中学校の授業補助や特別な支援を必要とする児童・生徒のサポートを行うもので、授業期間中に週 1 日のペースで継続的に実施している【資料 A-1-1】。単発でのインターンシップ活動と違って、同じ実習校に継続的に通うことで、実習校の先生方はもとより児童・生徒とも顔見知りとなり、関係が深まっていく点に特徴がある。また、毎年 4 月に木更津市教育委員会指導主事に来校いただき、事業についての説明をいただくとともに、児童・生徒との関わり方など具体的な指導をいただいている。

本学からは教職課程 2 年生を中心に例年 20 名ほど参加しているが、学校現場の実態を学ぶことは教職のやりがいと難しさを実感する機会となっている。児童・生徒をいかに教えるか、どうすれば分かってもらえるかといった課題意識を持つことは、大学における学修の姿勢の変化にもつながっている。また、小学校での実習を通して小学校教員志望へと進路変更する学生も毎年おり、学生の進路選択にも役立っている【資料 A-1-2】。なお、本連携協定に基づき、木更津市教育委員会に対しては教育実習の受け入れもお願いしており、実習校確保に多大なるお力添えをいただいている。

##### 2) 「千葉県立天羽高等学校地域連携アクティブスクール事業」(2 年生対象)

千葉県立天羽高等学校（富津市）は、「地域連携アクティブスクール」として地域との連携による学びを重視しており、本学は高大連携事業として教職課程の学生を「学習サポートボランティア」として派遣している。本事業はコロナ禍により中断した期間があったが、令和 5（2023）年度より事業が試行的に再開され、教職課程 2 年生を派遣した【資料 A-1-3】。特に高校教員志望の学生からは、高校生と実際に関わる機会を持つことができたこと

で、教職への意欲向上にもつながった。令和 6（2024）年度からは通年で本格的に再開されることになっており、高校教員志望の学生を中心に対象学年を拡大して派遣する予定である。令和 6 年 4 月には本学卒業生が新任教員として着任することから、学生たちは現場で活躍する卒業生の姿を間近で学ぶことができることもよい刺激になると考える。

### 3) 「介護等体験」(3 年生対象)

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成 9 年法律第 90 号)により、小・中学校の教員免許取得希望者を対象に義務づけられている「介護等体験」は、5 日間の介護施設での実習と、2 日間の特別支援学校での実習で構成されている。介護施設での実習は市内各施設を中心に受け入れていただき、高齢者の介護や放課後の子どものケアなどに従事している。特別支援学校での実習は、君津市にある千葉県立君津特別支援学校で例年受け入れていただいております、本学卒業生が勤務していることもあって、特別支援教育に強い関心を持つ学生もいる。

なお、本学で取得可能な教員免許は中学(社会)・高校(地理歴史、公民、情報)に限定されているため、小学校や特別支援学校、中高保健体育の教員免許を希望する場合は、連携協定を締結している星槎大学(神奈川県・通信制)で本学と並行して学修することになる。本制度を利用して計画的に取り組むことで、小学校や特別支援学校などの教員免許を卒業時に取得することが可能となり、学生の進路拡大につながっている。

### 4) 「教職実践演習」(4 年生対象)

4 年生を対象とする必修科目「教職実践演習」では、千葉県教育委員会による講演をカリキュラムに組み込んでいる。講演者は千葉県教育委員会教育振興部教職員課管理主事が担当され、講演内容は千葉県教育委員会が求める教員の資質・能力等についてお話いただいている。教育実習を終えた 4 年生にとっては、教職に関わるこれまでの取り組みを振り返るとともに、特に 4 月から教職に就く学生には卒業までの間に取り組むべき課題を見出す機会となっている。

### 5) その他の取り組み

教職課程の授業レベルでは、令和 5（2023）年度は 1 年生対象の「教職論」の授業で木更津市内小学校教諭をゲストティーチャーとして招聘した。教員の仕事ややりがいについて講演をいただき、学生が学校現場の実態についての理解を深める有意義な機会となった。2 年次からは学外でのインターンシップ活動が始まることから、早い段階で学校現場の実態に関する基本的な理解を育むことが重要と考えている。令和 6 年度も継続して招聘する予定である。

次に、教職課程担当教員と近隣地域との関わりとしては、小・中学校の教員による教育研究会において担当教員が招待講演を行った。令和 5（2023）年 11 月には、木更津市教育研究会・袖ヶ浦市教育研究会特別活動部会にて「変化する社会を生きる子どもたちをいかに育てるかー特別活動が持つ主体形成の可能性ー」、さらに、令和 6（2024）年 1 月には君津地方教育研究会特別活動・学級経営部会にて「特別活動で育む主権者意識ー子どもの意思表明と参画を通してー」と題した担当教員の講演を通して、研究成果を地域へ還元するとともに、学校現場の先生方とともに学ぶ機会を得た。なお、「君津地方教育研究会」は千葉県教育研究会の地方ブロック組織であり、木更津市・君津市・袖ヶ浦市・富津市の近隣 4 市で構成され、本地域では最大規模の教員による教育研究組織である。



## 6) 文部科学省による教職課程実地視察における評価

本学は、令和5(2023)年10月10日に文部科学省による教職課程実地視察(オンライン形式)を受審した。一般に教職課程開設後10年を経過すると実施される悉皆調査であり、中央教育審議会教員養成部会の委員の先生方2名と文部科学省の担当者4名によって、本学教職課程の取り組み等について詳細な点検をいただいた。

その結果、講評案【全般的事項】として、「教員養成に関する教育課程、教員組織等については、全般的に基準を概ね満たしており、良好に実施されている。」との評価を得た。とりわけ、本基準(大学が独自に設定した)テーマの一つである、「教職課程における地域連携」の分野については、本学が実施している少人数教育によるきめ細やかな指導等に加えて、「学校インターンシップ等や教育委員会による出前授業など、近隣の教育委員会との連携体制が構築されていることが確認できた。」との評価をいただいた。

本学は木更津市内唯一の四年制大学であり、房総半島南部全体でも大学は少ないことから、地域にある高等教育機関として地域との積極的な連携が重要と考えている。実地視察では「木更津市以外の近隣市教委との連携」の要望も出されており、今後、より広い地域との連携の方策を探っていく方針である。

## 2. 学部授業における地域連携

### 1) 「教養演習Ⅰ(野外実習)」(学部1~4年生希望者対象)

「教養演習Ⅰ(野外実習)」では、木更津市観光協会(きさらづDMO)や自衛隊千葉地方協力本部木更津地域事務所などの諸機関との連携のもと、地域理解を促すフィールドワークを夏期集中科目として4日間実施している。令和5(2023)年度の実施内容は以下の通りである【資料A-1-4】。

<目標>

- ①体験的な活動を通して、木更津及び周辺地域の歴史・文化・自然についての理解を深める。
- ②地域の方々との交流を通して、地域に対する愛着を深める。
- ③集団行動を通して、コミュニケーション能力や協調性・協働性を高める。

<地域連携プログラムの内容>

- ①木更津市内巡検 (木更津市観光協会「木更津みち案内人」による案内)
- ②木更津市立博物館「金のすず」見学 (同館学芸員による案内)
- ③金田みたて海岸での活動 (木更津金田の浜活性化協議会の指導による干潟観察など)
- ④クルックフィールドズでの活動 (持続可能な農業から学ぶ、農業体験など)
- ⑤自衛隊駐屯地見学 (房総半島における自衛隊の役割・歴史、施設見学など)

特徴としては、目標②にあるようにいずれのプログラムも地域の方々との交流のもとで学ぶことをねらいとしている。本学は市外・県外出身者が多いため、地域の方々と直接コミュニケーションを取ることで、地域への愛着を深めることをねらいとしている。プログラムでは小グループでの活動を多く設けており、学年やコース、所属する部活動などを超えた学生同士のコミュニケーションが見られる。

内容面では目標①にあるように、地域の歴史・文化・自然について体験的に学ぶ機会と

している。特にプログラム内容①は平成26(2014)年度に実施した初回から継続しているプログラムであり、地域の高齢者を中心としたボランティアガイドである「木更津みち案内人」の方々と木更津市内を徒歩で巡検している。6世紀後半に築造された「金鈴塚古墳」、「関東一」と言われる大神輿を所蔵する「八剣八幡神社」、野口雨情が作詞した童謡「証城寺の狸囃子」の着想を得た「證誠寺」など、歴史ある街中には史跡や寺社仏閣が多く点在する。ひとつひとつ解説に耳を傾けながら巡ることで、学生が地域の歴史性に気づく機会となっている。

プログラム内容②の博物館「金のすず」には、金鈴塚古墳で出土した重要文化財である5つの金鈴が展示されており、先史・古代から近現代までの木更津の移り変わりを学ぶことで、学生が生活する木更津がどのような地域なのか理解を深めている。プログラム内容③は、国内最大級となる約1,400haの規模を有する盤洲干潟(ばんず ひがた)について学び、干潟の生き物観察や潮干狩りなどの活動を通して東京湾の恵みを体験するものである。プログラム内容④は、令和元(2019)年に木更津市内にオープンした有機農法を中心とした観光農園(「農」・「食」・「アート」が融合した複合施設)であり、東京湾で採れた貝の殻を粉砕して鶏のエサにするなど、地域における循環型農業について体験的に学ぶことができる。プログラム内容⑤の自衛隊駐屯地見学は、自衛隊千葉地方協力本部木更津地域事務所の協力によって実施しており、本学学生の卒業後の進路において自衛隊員の輩出実績が豊富であることとも関連している。木更津をはじめ房総半島で活動する自衛隊について理解を深めるとともに、自衛官と交流することで学生の進路意識の広がりも期待している。

総じて学生はプログラムに積極的に取り組んでおり、事後の感想からは地域の特色について理解を深めた様子をうかがうこともできる。あわせて、地域の方々と交流しながら体験的に学ぶことから、多くのコミュニケーションを取ることができたことに喜びを感じる学生もいる。なお、プログラムの内容は毎年組み替えていることから、複数年受講する学生もおり、過去には1年次から4年間受講した学生もいたほどである。

## 2) 「フレッシュマン・セミナーⅠ」(学部1年生全員対象)

「フレッシュマン・セミナーⅠ」では、初年次教育の一環として「木更津を学ぶ」ことを組み込んでいる【資料A-1-5】。既述の通り、本学は市外や県外出身の学生が多く、木更津市内で4年間居住することにもなることから、自身が過ごす木更津及び周辺地域がどのような場所かについて1年次前期の早い時期に知ること、地域への関心を高め、地域行事等に積極的に参加することを期待している。

授業では、木更津市観光協会(きさらづDMO)及び木更津市経済部観光振興課にて作成した資料や動画、職員の方々へのインタビュー動画(本学教員作成)を通して、木更津についての幅広い理解を促している【資料A-1-6】。内容は、木更津の歴史や伝統行事、地理や産業など多岐に渡り、地域のお店の紹介やイベントへの参加呼びかけなど、学生が地域に関わるきっかけをつくるようにしている。学生の反応からは、遠方から来た不安が軽減されて地域への関心が高まる様子や、地域の行事やボランティア活動への参加意欲が高まる様子を読み取ることができる。地域にある唯一の大学として、地域との関わりを今後も重視していきたい。

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

「教職課程における地域連携」については、本学教職課程履修者が増加傾向にあることから、今後インターンシップ参加希望者がさらに増えることが予想される。ただ、学校現場で正規の授業に参加することや児童・生徒と関わることから、事前指導をさらに充実させることが課題となる。既に学生には派遣前の面談を通じて教職への意欲や適性等を確認して、教職課程委員会において派遣の可否を判断している。今後は学生がクリアすべき条件を具体的にまとめ、教職課程において育成を目指す学生の指針として整備していきたい。本指針は学生の到達目標ともなるため、教職課程履修者の学修に対する意欲向上につながることも期待できる。

「学部授業における地域連携」については、現在は一部の科目にとどまっているため、今後より多くの授業で連携を拡大していくことが求められる。地域人材をゲストティーチャーとして講義に招聘することで、地域と連携した学びの機会を設けている授業もあり、連携の内容・方法等を学内で共有していくことも必要である。また、地域の諸機関との連携のもと、地域が抱える課題の解決につながる PBL 型学習（課題解決型学習）を演習科目で導入するなど、新たな学習形態についても具体的に検討していく。地域にある大学として地域との連携の維持・拡大に努めることは重要な課題であり、全学的な取り組みへと展開させていく方針である。

#### 【エビデンス（資料編）】

【資料 A-1-1】「木更津市教育委員会と清和大学との連携協力に関する協定書」「同 廃止する協定書」「木更津市と清和大学との包括的な連携に関する協定書」

【資料 A-1-2】清和大学教職課程教員採用状況

【資料 A-1-3】千葉県立天羽高等学校 HP「学習サポートボランティア」

[https://cms2.chiba-c.ed.jp/amaha-h/blogs/blog\\_entries/index/page:25?frame\\_id=43](https://cms2.chiba-c.ed.jp/amaha-h/blogs/blog_entries/index/page:25?frame_id=43)

【資料 A-1-4】令和 5 年度 清和大学「教養演習 I（野外実習）」実施要項

【資料 A-1-5】令和 5 年度「フレッシュマン・セミナー I」シラバス

【資料 A-1-6】木更津市役所経済部観光振興課「木更津徹底紹介」

[https://www.city.kisarazu.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/011/008/06192113.pdf](https://www.city.kisarazu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/008/06192113.pdf)

#### 〔基準 A の自己評価〕

本学は平成 6（1994）年の開学から 30 年が経過し、公務員や教員など多くの卒業生を近隣地域に輩出してきた。また、近隣地域の審議会や研修会などへの教員派遣などを通して地域との深い関わりを持っており、房総半島南部における数少ない高等教育機関として認知されている。本項目では、教職課程及び学部での授業レベルにおける地域連携の実践について取り上げてきたが、地域との密接な関わりが基盤となっていることを明らかとすることで、地域連携の成果を示すことができた。

一方で、木更津市・君津市・袖ヶ浦市・富津市の近隣 4 市の支援のもとに誕生した本学にとって、地域貢献は社会的使命といえるものであり、今後さらに質的にも量的にも連携を高めていく必要がある。そのためには、教職員・学生共に、より積極的に地域に関わり、

大学と地域との人的交流を促進することによって量的拡大を図り、地域が抱える課題に対して本学が何をできるか考え、本学が持つ知的資源や人的資源を積極的に活用することによって質的に充実させていきたい。あわせて、地域が本学をどのように見ているのか、評価や課題などを組織的に聴取する機会を設けて関係性を深めていくことも肝要である。本学と近隣地域がさらに深い関係を結ぶことで双方の発展を目指すことが、本学にとっての地域連携のあり方である。

## 基準B. 警察官実就職率全国第2位の秘訣

### B-1. 試験対策の強化

#### B-1-① 2次（面接）試験対策の強化

#### B-1-② 学生と警察官団体等との交流

##### (1) B-1の自己判定

「基準項目B-1を満たしている。」

##### (2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

最近、本学は、メディア情報として大学通信社発行の「大学探しランキングブック 2024」に掲載された。この「ランキングブック」は、「全国高等学校の進路指導教諭が評価する大学」、「実就職率や学部系統別データなどから見る大学卒業後の進路」「国家試験ランキング」、「受験生が評価する大学」等が掲載されている。その中で、令和5(2023)年3月卒業生就職実績で、本学は「警察官実就職率」において全国第2位で紹介された【資料B-1-1】。

本学における警察官採用試験に対する指導は、大きく「1次筆記試験対策」と「2次面接試験対策」に分けて実施している。

#### B-1-① 1次筆記試験対策の強化

##### 1) 第一の秘訣

1次筆記試験対策として「公務員試験対策講座」を設け、特に出題の中心となっている知能分野に対しての理解が深まるような科目講座群を豊富に用意していることにある。

例えば、基礎的問題への対策講座として、「数的処理Ⅰ～Ⅷ」、「自然科学Ⅰ～Ⅱ」、「人文科学Ⅰ～Ⅱ」、「時事問題」、「公安社会科学Ⅰ～Ⅱ」、「一般社会科学Ⅰ～Ⅱ」、「公安文章理解Ⅰ～Ⅱ」、「一般文章理解Ⅰ～Ⅱ」、「公安文系総合演習」、「一般文系総合演習Ⅰ～Ⅱ」、「公安理系総合演習Ⅰ～Ⅱ」、「一般理系総合演習」を用意している。総仕上げとして、「警察官・消防官特進クラス」、「警察官・消防官試験入門Ⅰ～Ⅱ」、「論作文Ⅱ」、「公務員試験対策講座・個別指導Ⅰ～Ⅱ」を用意している【資料B-1-2】。

次に、最近の警察官採用試験合格者の傾向を分析すると、下表のとおり、特に2次（面接）試験のハードルが高く設定されていることが分かる。

＜表 B-1-1 令和 3 年度第 1 回千葉県警察官採用試験実施状況＞

試験職種	採用 予定数	申込 者数	第 1 次 受 験 者 数	第 1 次 合格者数	第 2 次 受 験 者 数	最終 合格者数	合格倍率（第 1 次受験者数 /合格者数）
警察官 A(男性)	130	760	546	496	454	195	2.8
警察官 A(女性)	25	223	162	120	103	38	4.3

## B-1-② 2次（面接）試験対策の強化

### 2) 第二の秘訣

そこで、本学では、この点に着目し、重点指導項目として2次（面接）試験対策に特化した講座を開設している。それが「警察官・消防官特進クラス」である【資料 B-1-3】。この講座の到達目標は、警察官・消防官2次（面接）試験に合格する水準に到達することであり、そのための対策講座である。講座内容は最初に、警察組織の概略及び警察官職務に対する正しい理解を深めるところからスタートする。また、ゲストスピーカーとして警察本部広報官、OB 警察官などを本学へ招待し、学生が外部の警察関係者と触れ合い、かつ、当該警察関係者からの講話を聴く機会を設けている。これら講座の内容が履修生の受験に対するモチベーションの維持にも繋がっている。

次に、警察官としての職務を全うするために必要な資質を理解した後は、その要素を面接試験の場でプレゼンテーションできるよう、面接マナーも修得させたうえで、繰り返し模擬面接を展開している【資料 B-1-4】。このようにして、本学では1次筆記試験対策講座と連動し、警察官試験最終合格までの独自の体系的なプログラムを形成している。

## B-1-③ 学生と警察官団体等との交流

### 3) 第三の秘訣

本学の警察官志望学生の行動態様として、課外活動の一環として警察署連絡協議会委員として社会に貢献している者【資料 B-1-5】、また、スポーツ活動を通して警察関係者並びに警察関係団体と競技を互いに切磋琢磨しながら交流を深めている学生も多く見受けられる【資料 B-1-6】。更には、自発的に学生同士で警察官採用試験合格に向けて準備を進めている光景も学内でよく見かけられる【資料 B-1-7】。以上のような個々の学生のプラス意識というものが、広く学内に浸透している現状も、この高い「警察官実就職率」に繋がっているものと考えられる。

#### 【エビデンス集(資料編)】

【資料 B-1-1】「大学探しランキング 2024」警察官実就職率全国第 2 位記事

【資料 B-1-2】令和 6（2024）年度キャリアセンター開講授業科目一覧

【資料 B-1-3】「警察官・消防官特進クラス」2021 年度履修者名簿（氏名を黒マーカーで塗りつぶしたもの）

【資料 B-1-4】「警察官・消防官特進クラス」シラバス

【資料 B-1-5】警察署連絡協議会委員の資料

【資料 B-1-6】スポーツ交流の資料

【資料 B-1-7】 学生による採用試験対策の資料

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

上述したように、本学では、最近 3 年連続「警察官実就職率」が全国第 2 位（2023 年度予想も含め）となっているが、10 人以上の合格者を輩出したのは平成 24（2012）年度（16 期生）に遡る。

本学は法学部法律学科のみの小規模（入学定員 190 人）・単科大学であり、かつ、木更津市という地方に立地しているため、既に平成 12（2000）年頃から入学者募集で苦戦を強いられてきた経緯がある。しかも、平成 16（2004）年 4 月からロースクール（法科大学院）制度が導入され、財源的にロースクールの設置が困難であった本学が活路を見出したのは、「法曹を目指さない、広く社会で活躍できる法学部生のための教育」であった。

また、一般教養として法学を学んだ学生が当該知識を最大限生かせる職業としての「公務員」に着目し、平成 21（2009）年 4 月に「キャリアセンター」を発足させ、その中に「公務員試験情報センター」を設置し、その後もたゆまず、警察官を中心とした公務員の合格者数の増加に注力してきた。

今後は、警察官の他、各市町村行政職員、公立小・中・高校教員の合格者増にも意欲的に取り組んでいく。

【基準 B の自己評価】

本学の公務員試験対策は充実しており、その中でも警察官試験対策は特筆できるものと自負している。合格者実績はもちろんのこと、合格への指導体制も申し分ない。

「1 次筆記試験対策」として文系科目・理系科目・総合科目等、幅広い講座が開講されており、学生は幅広く知識を修得できる。とりわけ、「2 次（面接）試験対策」は最重要と位置づけ、特に「警察官・消防官特進クラス」を配置して十分な対策を練っている。

さらに、学生（履修生）同志で交流を深め、切磋琢磨しながらプラス思考で警察官採用試験合格に向けて準備を進めている。今後とも学生（履修生）と大学が一体となって、警察官を含めた公務員試験の合格者増に邁進する所存である。

## V. 特記事項

### 1. 中華人民共和国 山東省訪問・青少年交流イベントに参加

清和大学国際交流委員会は、英語をはじめとする外国語をより実践的に使える能力を錬磨し、実際に世界を体験し視野を広げてもらうべく、様々な機会を学生に与えている。たとえば短期留学への補助、国内英語研修施設での短期英語集中講座への派遣、オンライン留学などである。国際交流に対しては学生、そして地域からの要望があれば真剣に耳を傾け、前向きに考え、取り組んできた。今回木更津市の強い要望によって実現した「中華人民共和国 山東省訪問・青少年交流イベント」は、本学国際交流委員会のそのような姿勢が実を結んだ機会である。令和5(2023)年6月中旬、木更津市役所を通じ、かねてから同市と友好関係にあった山東省・東営市から清和大学に対し、「青少年山東省訪問交流団」に参加してほしいとの依頼があった。同年8月16日から21日まで、日本の若者を山東省に招待し、観光名所、ビジネス拠点の見学、大学訪問等の機会を与え、もって一層の日中友好を実現する、という趣旨である。本学および国際交流委員会は、これに参加することは大いに学生の将来に資すると判断、本学学生8名と、引率者として野呂一郎教授が参加することになった。一行は青島を中心にバスで大明湖、百花洲、「世界遺産」泰山などを見学し、山東師範大学、曲阜師範大学では中国の学生たちと意義のある交流を行ってきた。山東師範大学で行われたディナーショーでは、空手道に心得のある学生、現役剣道部部員らが演武を披露して交流に貢献し、中国側から「非常に素晴らしかった」との声を頂いた。学生たちは、中国という世界に大きな影響を与えている存在をその目で、身体全体で経験し、結果、彼らの国際的な視野は大きく広がり、このイベントは大成功に終わった。

### 2. 地方自治における学生の活躍

本学は、警察官をはじめ、地方公務員を多く輩出しているが、進路・就職指導のみならず、在学中から地方自治における学生の活動・活躍をサポートし、市民的成熟を促している。学生たちによる主な活動を下に掲げる。

#### (1) 木更津市情報公開総合推進審議会委員（委員15名中、本学学生2名）

令和6(2024)年3月現在、委員学生2名が本学における学びを活かし、会議で積極的に発言し、木更津市の情報公開推進に貢献している。

#### (2) 木更津警察署協議会委員（委員10名中、本学学生1名）

令和6(2024)年3月現在、本学学生が学生の視点から警察のあり方や運営について考察し、木更津市の警察業務に協力している。

#### (3) 木更津市消防団機能別分団学生部

同部定員20名のうち、本学学生が常時15~20名参加し、また、部長・班長を務め、地域の防災に貢献している。

#### (4) 木更津市放課後こども教室

木更津市生涯学習課が木更津第一小学校運営委員会に事業委託をしている「木一小あそぼん」に本学学生が月2回（各回3~5名）、ボランティアとして活動している。

その他、教職インターンシップによる学校現場の補助、木更津市市制施行80周年記念事業への協力など、本学の学生たちは、地方自治の様々な場面で活躍している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則 1 条 1 項で本条の趣旨を踏まえた目的並びに使命を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則 2 条 1 項で法学部法律学科の設置を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則 15 条で学部の修業年限は 4 年としている。	3-1
第 88 条	○	学則 29 条の 2 で同旨を定めている。	3-1
第 89 条	—	本条所定の制度は導入していない。	3-1
第 90 条	○	学則 18 条で入学資格について同旨を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則 5 条で職員（教育職員及び事務職員）について本条同旨を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則 9 条で教授会について本条同旨を定めている。	4-1
第 104 条	○	学則 41 条で学位について本条 1 項同旨を定めている。	3-1
第 105 条	—	本条所定の制度は導入していない。	3-1
第 108 条	—	本条所定の内容には該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則 1 条の 3 および清和大学自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会を中心に自己点検・評価を実施するとともに、法令に沿って認証評価を受審し、結果も公表している。	6-2
第 113 条	○	本学 Web サイト上で教育研究活動の状況を公表している。特に、大学紹介ページ内に「情報公開」の項目を設けて社会に公表すべき情報を一覧化し、定期的に更新している。	3-2
第 114 条	○	学則 5 条 1 項 2 号で事務職員については職員の一種として定めている。技術職員は配置していない。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則 22 条 1 項で同旨を定めている。	2-1
第 132 条	○	学則 22 条 1 項で同旨を定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	本条 1 項 1～8 号に関する事項は全て学則に規定している。寄宿舎は設けていないため本条 1 項 9 号は該当しない。	3-1 3-2
第 24 条	○	本条の趣旨に従い、学籍原簿、成績原簿、学生カルテを作成している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生賞罰規程 6～20 条で本条所定の手続を定めている。	4-1



清和大学

第 28 条	○	清和大学文書取扱規定、清和大学文書保存規定等により適切に作成・管理している。	3-2
第 143 条	○	清和大学教授会規程 8 条で特別委員会を置けることとしている。ただし、当該委員会の議決を教授会の議決とすることは定めず、教授会の議決によることとしている。	4-1
第 146 条	○	「他大学等における入学前に修得した単位の取扱いに関する内規」を定めて対応している。	3-1
第 147 条	—	本条所定の制度は導入していない。	3-1
第 148 条	—	本条所定の学部は設置していない。	3-1
第 149 条	—	本条所定の制度は導入していない。	3-1
第 150 条	○	学則 18 条で本条同旨を定めている。	2-1
第 151 条	—	本条所定の制度は導入していない。	2-1
第 152 条	—	本条所定の制度は導入していない。	2-1
第 153 条	—	本条所定の制度は導入していない。	2-1
第 154 条	—	本条所定の制度は導入していない。	2-1
第 161 条	○	学則 22 条 1 項により編入学の資格を定め、編入学試験を実施している。	2-1
第 162 条	○	学則 22 条により転入学について定め、個別に対応している。	2-1
第 163 条	○	学則 11 条で学年の始期および終期を定めている。入学の時期は原則として学年の始めだが、再入学及び転入学の時期は学則 17 条により学期の始めとすることができる。卒業要件を充足した者に対する卒業の認定は各学期末に行っている。	3-2
第 163 条の 2	—	本条所定の制度は導入していない。	3-1
第 164 条	—	本条所定の制度は導入していない。	3-1
第 165 条の 2	○	本条所定の各方針は、ディプロマ・ポリシー (DP)、カリキュラム・ポリシー (CP)、アドミッション・ポリシー (AP) として、特に DP と CP の一貫性に留意して定め、本学 Web サイトをはじめとする各種媒体を通じて周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	清和大学自己点検・評価委員会規程により自己点検・評価委員会を設置し、同委員会を中心に適切な自己点検・評価を実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学 Web サイト上の大学紹介ページ内に「情報公開」の項目を設け、本条 1 項所定の情報等を一覧化し、定期的に更新している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則 40 条 2 項で、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与することを定めている。	3-1
第 178 条	○	学則 22 条 1 項により編入学の資格を定め、編入学試験を実施して	2-1

清和大学

		いる。	
第 186 条	○	学則 22 条 1 項により編入学資格を定め、編入学試験を実施している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の関係法令を遵守するとともに、大学設置基準を最低基準として、常に水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	法学部法律学科の教育研究上の目的を学則等に適切に定め、Web サイト等でも公開している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	清和大学入試広報運営委員会規程に基づき適切な体制を整え、公正かつ妥当な方法で実施している。	2-1
第 3 条	○	法令に適合した組織として法学部を設置している。	1-2
第 4 条	○	法学部の下に法律学科を設置している。	1-2
第 5 条	—	本条所定の課程は設けていない。	1-2
第 6 条	—	本条所定の組織は設けていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	関係法令に則り本条 1～6 項所定の適切な教育研究実施組織を編制している。本条 7 項は該当しない。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	基幹教員の規定の適用については経過措置に基づき従前の例によることとしており、主要な授業科目は原則として専任の教授および准教授が担当することとし、その他の授業科目も可能な限り専任教員が担当することとしている。	3-2 4-2
第 9 条	—	本条に該当する教員は配置していないが、清和大学教員任用及び昇任規程をはじめとする学内諸規則により、授業を担当しない教員を配置することは否定していない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	基幹教員の規定の適用については経過措置に基づき従前の例によることとしており、旧第 13 条等の関係法令に適合した人数の専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 11 条	○	学則 1 条の 2、清和大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程、清和大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程等に基づき、組織的な研修および研究等を実施している。	3-2 3-3 4-2

清和大学

			4-3
第 12 条	○	清和大学学長の任命及び任期に関する規程 2 条 2 項で同旨を定めている。	4-1
第 13 条	○	清和大学教員任用及び昇任規程 2 条 2 項で同旨を定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	清和大学教員任用及び昇任規程 3 条 2 項で同旨を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	清和大学教員任用及び昇任規程 4 条 2 項で同旨を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	清和大学教員任用及び昇任規程 4 条の 2 第 2 項で同旨を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	清和大学教員任用及び昇任規程 5 条 2 項で同旨を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	法学部法律学科の定員を学則 2 条 3 項で定めている。	2-1
第 19 条	○	法学部の教育目的やディプロマ・ポリシーを達成するため、関係法令に則ってカリキュラム・ポリシーを策定し、適切な教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	本条所定の制度は採用していない。	3-2
第 20 条	○	法学部開講授業科目は必修科目と選択科目に分け、教職課程科目とキャリアセンター開講授業科目は原則として自由科目として位置付け、各年次に配当して教育課程を編成している。	3-2
第 21 条	○	学則 24 条で同旨を定めている。	3-1
第 22 条	○	学則 13 条で同旨を定めている。	3-2
第 23 条	○	前期・後期の各授業期間中に開講する全ての科目を 15 週に渡り（15 回の授業を実施するものとして）開講している。	3-2
第 24 条	○	科目種別に応じた履修定員を設定することにより、十分な教育効果が上げられる履修人数となるようにしている。	2-5
第 25 条	○	学則 23 条の 3 で同旨を定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学内諸規則および科目別シラバス等を通じて、本条所定の成績評価基準等の明示等を適切に実施している。	3-1
第 26 条	—	本条所定の制度は採用していない。	3-2
第 27 条	○	学則 26 条で同旨を定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	清和大学履修規則で年間履修登録の上限単位数とその緩和に関する特例等について定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	本条所定の制度は採用していない。	3-1
第 28 条	○	学則 27 条その他学内諸規則により、他大学等における授業科目の履修等について適切に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則 28 条その他学内諸規則により、大学以外の教育施設等におけ	3-1

清和大学

		る学修について適切に定めている。	
第 30 条	○	学則 29 条その他学内諸規則により、入学前の既修得単位等の認定について適切に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	本条所定の制度は採用していない。	3-2
第 31 条	○	学則 46 条および清和大学科目等履修生規程に基づき、科目等履修生を受け入れている。	3-1 3-2
第 32 条	○	本条に適合した卒業要件等を学則 40 条で定めている。	3-1
第 33 条	—	本条所定の制度は採用していない。	3-1
第 34 条	○	法令に則り、適切な規模の校地を確保している。	2-5
第 35 条	○	法令に則り、必要な各種施設を適切に設けている。	2-5
第 36 条	○	本条に適合する校舎等施設を設置している。	2-5
第 37 条	○	本条に適合する校地の面積を確保している。	2-5
第 37 条の 2	○	本条に適合する校舎の面積を確保している。	2-5
第 38 条	○	本条に適合する図書等の資料および図書館を備えている。	2-5
第 39 条	—	該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	—	該当しない。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	本条に則り、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	本条に則り、適当な大学・学部・学科名としている。	1-1
第 41 条	—	該当しない。	3-2
第 42 条	—	該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	該当しない。	2-5
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5

清和大学

第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 58 条	—	該当しない。	1-2
第 59 条	—	該当しない。	2-5
第 61 条	—	該当しない。	2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	卒業した者に、学士（法学）の学位を授与することを定めている（学則 41 条）。	3-1
第 10 条	○	卒業した者に、学士（法学）の学位を授与することを定めている（学則 41 条）。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程は設置していない。	3-1
第 13 条	○	学則 41 条で卒業した者に、学士（法学）の学位を授与することを定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	積極的な情報公開を行うことに加え、理事会のガバナンス強化や財務基盤の強化に取り組んでいる。	5-1
第 26 条の 2	○	役員、教職員に対する特別な利益供与は行っていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為を各事務所に備え付けており、請求に基づいて閲覧に供している他、本学 HP にも掲載している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条において明確に規定している。	5-2
			5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係は、委任に関する規程に従っている。	5-2
			5-3
第 36 条	○	寄附行為第 6 条において明確に規定している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 6 条の 2、第 6 条の 3 及び第 10 条において明確に規定している。	5-2
			5-3
第 38 条	○	理事の選任については、寄附行為第 9 条において規定しており、適正に処理されている。	5-2

清和大学

第 39 条	○	寄附行為第 10 条で明確に規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 12 条で明確に規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 14 条で明確に規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 15 条で明確に規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 15 条の 2 で明確に規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 16 条で明確に規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	私立学校法第 44 条の 2 を遵守している。寄附行為第 37 条及び第 38 条で責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。	5-2
			5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法第 44 条の 3 を理解している。寄附行為第 37 条及び第 38 条で責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。	5-2
			5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法第 44 条の 4 を理解している。寄附行為第 37 条及び第 38 条で責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。	5-2
			5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法第 44 条の 5 を理解している。寄附行為第 37 条及び第 38 条で責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。	5-2
			5-3
第 45 条	○	寄附行為第 33 条において明確に規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	私立学校法第 45 条の 2 を理解した上で、予算、事業計画及び中期計画を作成している。	5-4
第 46 条	○	寄附行為第 28 条において明確に規定している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 29 条において明確に規定している。	5-1
第 48 条	○	学校法人君津学園役員報酬規程において規定している。	5-2
			5-3
第 49 条	○	寄附行為第 25 条において明確に規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 29 条の 2 において明確に規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係） ※該当なし

学校教育法施行規則（大学院関係） ※該当なし

大学院設置基準 ※該当なし

専門職大学院設置基準 ※該当なし

学位規則（大学院関係） ※該当なし

大学通信教育設置基準 ※該当なし

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	「該当なし」
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	「該当なし」
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

清和大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人君津学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2025 年度清和大学大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	清和大学学則	大学院「該当なし」
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 年度清和大学学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生手帳	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6 年度学校法人君津学園事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5 年度学校法人君津学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	清和大学アクセスマップ、 学校法人君津学園木更津キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人君津学園法人関連規則集目次及び同規則集（電子データ）、清和大学規程集目次及び同規程集（電子データ）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和 6 年度理事・監事名簿、令和 6 年度評議員名簿、 令和 5 年度理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	令和元・2・3・4・5 年度財務計算書類、 令和元・2・3・4・5 年度監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2024 年度履修要覧、シラバス（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、 アドミッション・ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
		「過去に調査を受けたことがない。」
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	平成 29 年度「認証評価結果に対する改善報告書」及び「改善報告等に対する審査の結果について（通知）」	



基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学則第 1 条第 1 項	【資料 F-3】を参照
	ホームページ (大学紹介「建学の理念・沿革」「教育の目的・ポリシー」)	
	大学案内 2025	【資料 F-2】2 頁を参照
	学生募集要項 2025	【資料 F-4】1 頁を参照
【資料 1-1-2】	学生手帳 2025 (ホームページ下部「キャンパスライフ」「学生手帳」)	【資料 F-5】を参照
	本学の使命・目的の見直しに関する資料	
【資料 1-1-3】	学則第 1 条第 2 項	【資料 F-3】を参照
	ホームページ	【資料 1-1-1】を参照
	大学案内	【資料 F-2】2 頁を参照
	学生募集要項	【資料 F-4】1 頁を参照
【資料 1-1-4】	学生手帳	【資料 F-5】を参照
	学則第 1 条	【資料 F-3】を参照
	ホームページ	【資料 1-1-1】を参照
	大学案内	【資料 F-2】2 頁を参照
【資料 1-1-5】	学生募集要項	【資料 F-4】1 頁を参照
	学生手帳	【資料 F-5】を参照
【資料 1-1-6】	学則第 1 条第 1 項	【資料 F-3】を参照
【資料 1-1-7】	学則第 1 条第 2 項	【資料 F-3】を参照
【資料 1-1-8】	〔第 1 回〕平成 27 (2015) 年 5 月「使命・目的」及び「学部の教育目的」の見直しについて	
【資料 1-1-8】	〔第 2 回〕「使命・目的」及び「学部の教育目的」の見直しについて	【資料 1-1-2】を参照
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学則第 56 条第 1 項	【資料 F-3】を参照
【資料 1-2-2】	学則第 56 条第 2 項、理事会議事録	【資料 F-3】【資料 1-1-2】【資料 1-1-7】を参照
【資料 1-2-3】	ホームページ	【資料 1-1-1】を参照
	大学案内	【資料 F-2】2 頁を参照
	学生募集要項	【資料 F-4】1 頁を参照
	学生手帳	【資料 F-5】を参照
【資料 1-2-4】	平成 22 (2010) 年 12 月 2 日「中期計画 (3~5 年) の候補項目について」	
【資料 1-2-5】	平成 26 (2014) 年 4 月 1 日「清和大学 20 周年後の中期 (3 年) 計画と戦略内容」	
【資料 1-2-6】	平成 30 (2018) 年 12 月 30 日「清和大学中期計画「Let's Act 5 (19-23) PLAN」」	
【資料 1-2-7】	各委員会の活動報告書 (令和 4 (2022) 年度、令和 5 (2023) 年度)	
【資料 1-2-8】	「ディプロマ・ポリシー」の改正	
【資料 1-2-9】	平成 17 (2005) 年度「3 コース制カリキュラム導入」	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		

清和大学

【資料 2-1-1】	アドミッション・ポリシー	【資料 F-13】を参照
【資料 2-1-2】	改定「入学者選抜方法」	
【資料 2-1-3】	入学試験合否判定案に関する教授会議事録	
【資料 2-1-4】	総合型選抜 入学試験関係資料	【資料 F-4】を参照
【資料 2-1-5】	総合型選抜 入試問題作成・採点資料	
【資料 2-1-6】	総合型選抜 入学試験面接時アドミッション資料	
【資料 2-1-7】	学校推薦型選抜 入学試験関係資料	【資料 F-4】を参照
【資料 2-1-8】	学校推薦型選抜 入試問題作成・採点資料	【資料 2-1-5】を参照
【資料 2-1-9】	一般選抜入学試験関係資料	【資料 F-4】を参照
【資料 2-1-10】	一般選抜 入学試験問題作成・採点資料	
【資料 2-1-11】	大学入学共通テスト利用入学試験関係資料 大学入学共通テスト利用入学試験採点資料	【資料 F-4】を参照
【資料 2-1-12】	編入学試験関係資料	【資料 F-4】を参照
【資料 2-1-13】	社会人特別選抜 入学試験関係資料	【資料 F-4】を参照
【資料 2-1-14】	私費外国人留学生特別選抜入学試験関係資料	【資料 F-4】を参照
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	成績不芳者グループ面談資料〔令和 4（2022）年度前期・後期、令和 5（2023）年度前期・後期の分担等〕	
【資料 2-2-2】	図書館による学修支援例	
【資料 2-2-3】	学費管理記録（学生・保証人との連絡記録のあるもの）	
【資料 2-2-4】	2022 年度以前のスチューデント・リーダーシップ・プログラム（SLP）のシラバス	
【資料 2-2-5】	23_後期 オフィスアワー実施一覧・報告書	
【資料 2-2-6】	オフィスアワー実施報告のお願い	
【資料 2-2-7】	日本学生支援機構障害学生支援実務者育成研修会 参加資料	
【資料 2-2-8】	学生生活ガイダンス スライド資料	
【資料 2-2-9】	SD 研修配布資料	
【資料 2-2-10】	SD 研修資料（トランス学生関係分：66-67 頁）	
【資料 2-2-11】	心の問題と成長支援ワークショップ参加資料	
【資料 2-2-12】	清和大学通称名使用の取扱いに関する要綱	
【資料 2-2-13】	MATCH plus（マッチ・プラス）導入資料、学生向け周知資料	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリアセンター規程、キャリアサポート委員会規程	
【資料 2-3-2】	教職課程との連携実績のわかるもの	
【資料 2-3-3】	公務員試験説明会資料	
【資料 2-3-4】	「キャリア養成講座」講義シラバス	
【資料 2-3-5】	「キャリアサポート講座Ⅱ」講義シラバス	
【資料 2-3-6】	年度別インターンシップ参加実績表	
【資料 2-3-7】	「キャリアサポート講座Ⅰ」講義シラバス	
【資料 2-3-8】	「就職ガイダンス」資料	
【資料 2-3-9】	3 年生進路個人面談資料	
【資料 2-3-10】	保護者対象就職説明会資料	
【資料 2-3-11】	就職出陣式・学内就職説明会資料	
【資料 2-3-12】	「行政書士・司法書士対策講座」講義シラバス	
【資料 2-3-13】	「千葉県大学就職指導会」の概要	
【資料 2-3-14】	「合同就職セミナー」の資料	
【資料 2-3-15】	「企業との情報交換会」の資料	
【資料 2-3-16】	木更津公共職業安定所との連携資料	
【資料 2-3-17】	卒業生へのアンケート資料	

清和大学

【資料 2-3-18】	企業人事担当者等へのアンケート資料	
【資料 2-3-19】	令和 4(2022)年 12 月刊行 (令和 3 年度卒業生) 、令和 5(2023)年 12 月刊行 (令和 4 年度卒業生) 警察官実就職率掲載記事(大学通信)	
【資料 2-3-20】	「公務員特進クラス (行政職)」及び「警察官・消防官特進クラス」講義シラバス	
【資料 2-3-21】	平成 26 (2014) 年 6 月朝日新聞社取材関連資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生委員会及び関連委員会 (調査委員会等) の議事録	
【資料 2-4-2】	「奨学金・特待生制度」大学ホームページ	
【資料 2-4-3】	「日本学生支援機構奨学金」の利用状況	
【資料 2-4-4】	「日本学生支援機構奨学金」学内説明会資料	
【資料 2-4-5】	清和大学スポーツ特待生規程	
【資料 2-4-6】	「一人暮らし応援プラン」の概要	
【資料 2-4-7】	「学費サポートローン」の概要	
【資料 2-4-8】	「遠隔授業支援金補助制度のお知らせ」 <a href="http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20200507_02.html">http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20200507_02.html</a>	
【資料 2-4-9】	「健康診断補助金申請について」 <a href="http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20200629.html">http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20200629.html</a>	
【資料 2-4-10】	「清和大学「学生生活支援補助金交付」について」 <a href="http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20201109.html">http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20201109.html</a> <a href="http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20201204.html">http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20201204.html</a> (追加補助)	
【資料 2-4-11】	「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請について」 <a href="http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20211222.html">http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20211222.html</a> (第 1 次) <a href="http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20220203.html">http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20220203.html</a> (第 2 次) <a href="http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20220310.html">http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/info_20220310.html</a> (第 3 次)	
【資料 2-4-12】	クオカードの配布実績	
【資料 2-4-13】	1 年次生対象のオンライン環境整備・教材購入等費用支援の実績	
【資料 2-4-14】	物価高に対する経済対策支援事業の実績	
【資料 2-4-15】	「大学祭」に対する大学後援会の支援	
【資料 2-4-16】	木更津市等と共同で実施する地域貢献活動やボランティア活動の状況	
【資料 2-4-17】	学生消防団の概要 (木更津市消防本部機能別分団学生部)	
【資料 2-4-18】	「学生の活躍 : 木更津市オンラインイベント『ONLINE×若者×きさらづ×ミライ ツナガルフェス 2021』への参加報告」 <a href="http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news_20211206.html">http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news_20211206.html</a>	
【資料 2-4-19】	「学生の活躍 : 『きさらづ未来会議』への参加報告」 <a href="http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news_20220810.html">http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news_20220810.html</a>	
【資料 2-4-20】	「学生の活躍 : 木更津市制施行 80 周年記念式典における学生たちの活躍」 <a href="http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news_20221103.html">http://www.seiwa-univ.ac.jp/news/news_20221103.html</a> <a href="https://twitter.com/seiwauniv/status/1588360387355095041">https://twitter.com/seiwauniv/status/1588360387355095041</a>	

清和大学

【資料 2-4-21】	2023 年度同好会・サークル活動補助支給額	
【資料 2-4-22】	2023 年度保健室利用学生数	
【資料 2-4-23】	オンライン学生相談室 対応マニュアル	
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-1】	防災訓練実施関連資料	
【資料 2-5-2】	施設・設備に対する学生の満足度の推移	
【資料 2-5-3】	アクティブラーニング教室整備資料	
【資料 2-5-4】	蔵書数を示す資料	
【資料 2-5-5】	改定した選書基準、新規蔵書の増加についての図書館委員会資料	
【資料 2-5-6】	「大学生の間に読んでおきたい本」の推薦依頼文書（教授会報告資料）	
【資料 2-5-7】	木更津市立図書館との協同での大学祭イベント資料	
【資料 2-5-8】	開館状況、平成 28（2016）年度後期「図書館開館時間延長に関する資料」令和 4（2022）年度 4 月「利用制限緩和措置に関する資料」	
【資料 2-5-9】	入門・概論科目のクラスと履修者数一覧〔令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度〕	
【資料 2-5-10】	演習科目のクラスと履修者数一覧〔令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度〕	
【資料 2-5-11】	アクティブラーニング教室整備資料	【資料 2-5-3】を参照
【資料 2-5-12】	外国語科目のクラスと履修者数一覧〔令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度〕	
【資料 2-5-13】	オンライン開講科目と履修者数一覧〔令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度〕	
<b>2-6. 学生の意見・要望への対応</b>		
【資料 2-6-1】	平成 24(2012)年「学生食堂改善のためのアンケート」資料	
【資料 2-6-2】	平成 28(2016)年度「学生満足度調査」資料	
【資料 2-6-3】	「学生満足度調査」資料 平成 29(2017)年度～令和 5(2023)年度	
【資料 2-6-4】	令和 5(2023)年 3 月「清和大学の Wi-Fi に関する調査結果」	
【資料 2-6-5】	令和 5（2023）年「学生満足度調査」資料	【資料 2-6-3】を参照

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
【資料 3-1-1】	ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】を参照
【資料 3-1-2】	学則第 26 条第 1 項	【資料 F-3】を参照
	試験及び成績評価規程第 4 条	
【資料 3-1-3】	令和 6（2024）年度シラバス作成要領	
【資料 3-1-4】	シラバス	【資料 F-12】を参照
	学生向けシラバス等説明資料	
【資料 3-1-5】	学則第 30 条	【資料 F-3】を参照
	試験及び成績評価規程第 24 条	【資料 3-1-2】を参照
	「教務システム Web 成績入力について」	
【資料 3-1-6】	試験及び成績評価規程第 3 条	【資料 3-1-2】別紙を参照
【資料 3-1-7】	教学ガイダンス説明用スライド、配布資料	
【資料 3-1-8】	学則別表 1	【資料 F-3】を参照
【資料 3-1-9】	学則第 26 条～28 条	【資料 F-3】を参照
	キャリアセンター開講授業科目履修規則第 5 条	

清和大学

	国際交流委員会の所管する短期研修に関する規則第 5～6 条	
【資料 3-1-10】	試験及び成績評価規程第 3 条第 1 項	【資料 3-1-2】を参照
【資料 3-1-11】	GPA 制度に関する規則第 9 条	
【資料 3-1-12】	「教務システム Web 成績入力について」2 頁 4	【資料 3-1-5】を参照
【資料 3-1-13】	学則第 40 条	【資料 F-3】を参照
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	ホームページ、大学案内	【資料 F-2】も参照
【資料 3-2-2】	学則別表 1	【資料 F-3】を参照
【資料 3-2-3】	「令和 6 (2024) 年度シラバス作成要領」4 頁 (5)	【資料 3-1-3】を参照
【資料 3-2-4】	履修規則第 11 条	
【資料 3-2-5】	履修規則第 11 条の 2	【資料 3-2-4】を参照
【資料 3-2-6】	教学委員会規程第 5 条第一号	
【資料 3-2-7】	教学委員会規程第 4 条	【資料 3-2-6】別紙を参照
	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程第 2 条第二号	
【資料 3-2-8】	フレッシュマン・セミナー I のシラバス、運営資料 (授業担当者用、学生用)	
【資料 3-2-9】	教養演習 I (野外実習) のシラバス、SNS 発信記事	
【資料 3-2-10】	教養演習 II (シーズンスポーツ) のシラバス、SNS 発信記事	
【資料 3-2-11】	FD 研修会テーマ一覧 [令和 4 (2022) 年度、令和 5 (2023) 年度]	
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 3-3-1】	「アセスメント・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係、各部署の役割等」	
【資料 3-3-2】	「学修成果の点検・評価の方法 (指標)」	
【資料 3-3-3】	「入学前課題の提出について」(2023 年度入学者向け入学前教育案内文書)	
【資料 3-3-4】	「入学前教育のご案内」(2024 年度入学者向け入学前教育案内文書)	
【資料 3-3-5】	「2024 年度入学前教育 自己評価用資料」	
【資料 3-3-6】	「2024 年度 入学前教育 評価シート」	
【資料 3-3-7】	G P A 分布表 [令和 4 (2022) 年度前期・後期、令和 5 (2023) 年度前期・後期]	
【資料 3-3-8】	「授業改善のためのアンケート」科目区分別集計結果 [令和 4 (2022) 年度前期・後期、令和 5 (2023) 年度前期・後期]	
【資料 3-3-9】	「授業アンケート結果活用方法」クロス集計の例	
【資料 3-3-10】	「学生満足度調査結果」	【資料 2-6-3】を参照
【資料 3-3-11】	資格取得状況 (キャリアセンター開講授業科目関係)	
【資料 3-3-12】	「就職状況調査」	
【資料 3-3-13】	企業人事担当者等へのアンケート資料	【資料 2-3-18】を参照
【資料 3-3-14】	成績不芳者グループ面談資料 [令和 4 (2022) 年度前期・後期、令和 5 (2023) 年度前期・後期の分担等]	【資料 2-2-1】を参照
【資料 3-3-15】	「学修支援資料 (2023 年度後期成績関係)」	
【資料 3-3-16】	現行の成績通知書サンプル	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
【資料 4-1-1】	「学内諸規程等の見直しについて」	
【資料 4-1-2】	「清和大学中期計画「Let's Act 5 (19-23) PLAN」」	【資料 1-2-6】を参照

清和大学

【資料 4-1-3】	「令和 5 年 9 月 26 日理事会次第」	
【資料 4-1-4】	各委員会の活動報告書（令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度）	【資料 1-2-7】を参照
【資料 4-1-5】	清和大学学長室規程	
【資料 4-1-6】	清和大学教授会規程	
【資料 4-1-7】	「清和大学学生賞罰規程」	
【資料 4-1-8】	「清和大学学生の懲戒に関する指針」	
【資料 4-1-9】	事務局会議資料	
【資料 4-1-10】	清和大学教学委員会規程	【資料 3-2-6】別紙を参照
【資料 4-1-11】	清和大学委員会一覧表	
【資料 4-1-12】	「清和大学・清和大学短期大学部統合事務組織及び事務分掌規程」	
【資料 4-1-13】	「令和 6 年 4 月 1 日付採用辞令交付式について」	
【資料 4-1-14】	「令和 6 年度清和大学・清和大学短期大学部事務局人員配置」	
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-1】	「専任教員候補者 模擬授業 評価記入用紙」	
【資料 4-2-2】	「教授会議事録（教員採用時の業績審査資料）」	
【資料 4-2-3】	「清和大学教員任用及び昇任規程」	
【資料 4-2-4】	「清和大学教員の任用に関する手続規程」	
【資料 4-2-5】	「非常勤講師の任用に関する内規」	
【資料 4-2-6】	「専任教員昇任人事に関する検討資料」	
【資料 4-2-7】	「教授会議事録（教員昇任時の業績及び人物審査）」	
【資料 4-2-8】	「清和大学教員の昇任に関する手続規程」	
【資料 4-2-9】	授業改善のためのアンケート実施依頼〔令和 5（2023）年度前期・後期〕	
【資料 4-2-10】	「授業改善のためのアンケート」科目区分別集計結果〔令和 4（2022）年度前期・後期、令和 5（2023）年度前期・後期〕	【資料 3-3-8】を参照
【資料 4-2-11】	授業改善のためのアンケート回答結果に対するフィードバック例〔令和 4（2022）年度前期・後期、令和 5（2023）年度前期・後期〕	
【資料 4-2-12】	オープン授業実施依頼、参観コメントと応答など〔令和 4（2022）年度後期、令和 5（2023）年度前期〕	
【資料 4-2-13】	「特殊講義（債権法の将来像）」のシラバス	
<b>4-3. 職員の研修</b>		
【資料 4-3-1】	「清和大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」	
【資料 4-3-2】	平成 30（2018）年度 SD 研修会 清和大学「中期計画」資料	
【資料 4-3-3】	令和元（2019）年度 SD 研修会 「特別な配慮を要する学生の支援」資料	
【資料 4-3-4】	令和 3（2021）年度 SD 研修会「多様な性をめぐる学生支援：スポーツにおける動向をもとに」資料	
【資料 4-3-5】	令和 4（2022）年度 SD 研修会「情報のセキュリティとリテラシー」資料	
【資料 4-3-6】	令和 5（2023）年度 SD 研修会「学校現場における職場のハラスメント防止対策」資料	
<b>4-4. 研究支援</b>		
【資料 4-4-1】	清和大学法学会規程	
【資料 4-4-2】	「清和法学研究」及び「清和研究論集」	
【資料 4-4-3】	『『清和法学研究』及び『清和研究論集』の投稿および掲載に関する要領』（平成 26《2014》年 7 月 10 日清和大学法学会決定）	

清和大学

【資料 4-4-4】	国立国会図書館、地方自治体図書館、各大学附属図書館等への 献本資料	
【資料 4-4-5】	前回受審（平成 29 年度）以降の報告者・報告テーマ	
【資料 4-4-6】	清和大学教員研究費規程	
【資料 4-4-7】	研究計画及び研究報告（見本）	
【資料 4-4-8】	規程「清和大学共同研究等経費の取扱いについて」	
【資料 4-4-9】	要項「清和大学在外研修(短期)要項」及び「清和大学国際学会 派遣要項」	
【資料 4-4-10】	科研費採択の実績（過去 5 年分）	
【資料 4-4-11】	「清和大学における公的研究費の管理・運営に関する規程」	
【資料 4-4-12】	「清和大学における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関 する規程」	
【資料 4-4-13】	「清和大学における公的研究費の内部監査取扱内規」及び監査 実績（過去 5 年分）	
【資料 4-4-14】	FD 研修会「研究環境について」に向けた教員アンケート資料 （令和 3 《2021》年 10 月 26 日）	
【資料 4-4-15】	「外部資金獲得のための講習会」（令和 3 《2021》年 5 月 25 日）議事録の写し	
【資料 4-4-16】	「清和大学における研究倫理教育の実施に関する要項」	
【資料 4-4-17】	「清和大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する 規程」	
【資料 4-4-18】	「清和大学における研究データの保存に関する運用ルール」	
【資料 4-4-19】	「清和大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関 する規程」	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人君津学園内部監査規程	
【資料 5-1-2】	清和大学就業規則	
【資料 5-1-3】	学校法人君津学園教職員行為規範基本規則	
【資料 5-1-4】	学校法人君津学園教職員倫理規範	
【資料 5-1-5】	学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則	
【資料 5-1-6】	私立学校法第 47 条第 2 項及び第 63 条の 2 に基づく公表資料	
【資料 5-1-7】	教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく、教員の養成に 関する情報の 6 項目公表資料	
【資料 5-1-8】	令和 4 年 7 月 14 日及び令和 5 年 6 月 8 日教授会議事録・配布 資料「清和大学収支状況」	
【資料 5-1-9】	「木更津総合高校入試説明会資料」	
【資料 5-1-10】	「清和大学中期計画「Let's Act 5 (19-23) PLAN」」（4 頁）	【資料 1-2-6】を参照
【資料 5-1-11】	「君津学園エコ活動ルール」	
【資料 5-1-12】	「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」	
【資料 5-1-13】	平成 28 (2016) 年 8 月第 1 回ハラスメント研修会「清和大学に おけるハラスメント防止について」資料	
【資料 5-1-14】	令和 5 (2023) 年度 SD 研修会「学校現場における職場のハラス メント防止対策」資料	【資料 4-3-6】を参照
【資料 5-1-15】	「学校法人君津学園個人情報保護規程」	
【資料 5-1-16】	「学校法人君津学園危機管理規則」	
【資料 5-1-17】	「清和大学防災規程」、「清和大学交通安全規程」	

清和大学

【資料 5-1-18】	「清和大学危機管理マニュアル」	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人君津学園寄付行為	【資料 F-1】を参照
【資料 5-2-2】	直近の学園代表者会議の資料	
【資料 5-2-3】	選任区分別理事名簿	【資料 F-10】を参照
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	直近の学園代表者会議の資料	【資料 5-2-2】を参照
【資料 5-3-2】	教授会議事録（理事長出席）	
【資料 5-3-3】	実施状況の例（令和 5 年 7 月 13 日教授会「清和大学における学生の通称名使用の取り扱いに関する要綱」の制定）	
【資料 5-3-4】	学校法人君津学園監事監査規程、学校法人君津学園監事監査体制	
【資料 5-3-5】	監事の監査計画書及び監事監査チェックリスト、監査報告書	
【資料 5-3-6】	公認会計士から監事への質問票	
【資料 5-3-7】	令和 5 年度評議員の選任状況及び評議員会の開催状況	【資料 F-10】を参照
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人君津学園中期事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）	
【資料 5-4-2】	平成 31 年度～令和 5 年度（過去 5 年分）法人決算書	【資料 F-11】を参照
【資料 5-4-3】	金融資産の運用状況（過去 5 年間）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人君津学園経理規程	
【資料 5-5-2】	監事の監査報告書	【資料 F-11】を参照
【資料 5-5-3】	学校法人君津学園内部監査規程	【資料 5-1-1】を参照
【資料 5-5-4】	令和 5 年度内部監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	「自己点検評価と内部質保証」（平成 29 年 8 月 3 日「平成 29 年度夏季 SD 研修会資料」）	
【資料 6-1-2】	清和大学中期計画「Let's Act 5 (19-23) PLAN」	【資料 1-2-6】を参照
【資料 6-1-3】	清和大学中期計画「Let's Act 5 (19-23) PLAN」2 頁(2)基本方針項目⑥、10 頁⑥	【資料 1-2-6】を参照
【資料 6-1-4】	清和大学「内部質保証」全体システム	
【資料 6-1-5】	「清和大学「内部質保証」全学的な方針・組織・責任体制【A 表】」（令和 3 年 4 月 22 日学長室会議承認・令和 4 年 5 月 12 日改正）	
【資料 6-1-6】	「内部質保証と自己点検評価【B 表】」	
【資料 6-1-7】	「自己点検・評価委員会規程」（5 条 4 項）	
【資料 6-1-8】	各委員会の活動報告書（令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度）	【資料 1-2-7】を参照
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	本学 Web サイト「大学紹介」の「認証評価」欄	
【資料 6-2-2】	「自己点検評価報告書・本編」の図書館に配架されている写真	
【資料 6-2-3】	「清和大学における IR（Institutional Research）について」（令和 4 年 5 月 12 日教授会資料）	
【資料 6-2-4】	「IR 推進状況報告書」の例	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	「内部質保証と自己点検評価【B 表】」	【資料 6-1-6】を参照
【資料 6-3-2】	令和 6（2024）年度シラバス作成要領	【資料 3-1-3】を参照



清和大学

【資料 6-3-3】	令和 5 年度・令和 6 年度委員会名簿及び学長室構成員名簿	
【資料 6-3-4】	各委員会の活動報告書（令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度）	【資料 1-2-7】を参照

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 教学部門を核にした地域連携の推進		
【資料 A-1-1】	「木更津市教育委員会と清和大学との連携協力に関する協定書」「同廃止する協定書」「木更津市と清和大学との包括的な連携に関する協定書」	
【資料 A-1-2】	清和大学教職課程教員採用状況	
【資料 A-1-3】	千葉県立天羽高等学校 HP「学習サポートボランティア」 <a href="https://cms2.chiba-c.ed.jp/amaha-h/blogs/blog_entries/index/page:25?frame_id=43">https://cms2.chiba-c.ed.jp/amaha-h/blogs/blog_entries/index/page:25?frame_id=43</a>	
【資料 A-1-4】	令和 5 年度 清和大学「教養演習 I（野外実習）」実施要項	
【資料 A-1-5】	令和 5 年度 「フレッシュマン・セミナー I」シラバス	
【資料 A-1-6】	木更津市役所経済部観光振興課「木更津徹底紹介」 <a href="https://www.city.kisarazu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/008/06192113.pdf">https://www.city.kisarazu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/008/06192113.pdf</a>	

基準 B. 警察官実就職率全国第 2 位の秘訣

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 試験対策の強化		
【資料 B-1-1】	「大学探しランキング 2024」警察官実就職率全国第 2 位記事	
【資料 B-1-2】	令和 6（2024）年度キャリアセンター開講授業科目一覧	
【資料 B-1-3】	「警察官・消防官特進クラス」2021 年度履修者名簿（氏名を黒マーカーで塗りつぶしたもの）	
【資料 B-1-4】	「警察官・消防官特進クラス」シラバス	
【資料 B-1-5】	警察署連絡協議会委員の資料	
【資料 B-1-6】	スポーツ交流の資料	
【資料 B-1-7】	学生による採用試験対策の資料	